

「無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」  
 に対して提出された意見と総務省の考え方  
 （令和2年1月18日～令和2年2月17日意見募集）

提出件数 221 件（法人 3 件、個人 218 件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会	<p>(1)無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案</p> <p>(2)電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和51年郵政省告示第87号）の一部を改正する告示案（意見）        今回改正は、いずれもアマチュア局の免許手続の簡素化に繋がるものであり、賛成します。        今後とも、アマチュア無線の普及に資するため、なお一層の簡素化を要望します。</p> <p>(3)電波法施行規則の規定により、外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件（平成5年総務省告示第326号）の一部を改正する告示案</p> <p>(4)電波法施行規則の規定によりアマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件（平成21年総務省告示第126号）の一部を改正する告示案</p> <p>(5)無線局運用規則の規定によりアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成21年総務省告示第179号）の一部を改正する告示案</p> <p>(6)周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案（意見）        今回改正のアマチュア局が使用できるバンドの拡大は、アマチュア無線の普及に資するものであり、賛成します。</p> <p>(7)電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案</p> <p>(8)電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を変更する訓令（意見）【意見】        今回の制度創設により、アマチュア無線の体験機会を無資格者にも提供できることは、アマチュア無線の普及に大きく貢献するものであり、賛成します。</p> <p>【要望】</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。        なお、いただきましたご要望については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>アマチュア無線の一層の普及と国民共有の財産である電波の活用に資するため、以下について特に要望します。</p> <p>1 アマチュア無線の利用について、単なる趣味の範囲を超え、災害時の通信などのボランティア通信をアマチュア無線の本来業務の一つとしてより明確化することを要望します。</p> <p>これによりその社会的役割や意義が向上し、国民から見てよりクールなものとしてアマチュア無線が存在し、裾野の広がりが大いに期待できると思います。</p> <p>2 無線従事者資格制度又はそれとは別に、新たなアマチュア無線の入門制度の創設を要望します。</p> <p>例えば、半日程度の講習を受けることにより、限定的なアマチュア無線の利用が可能となる制度とするなど門戸の拡大が必要です。</p> <p>3 長期的な人材育成策の一つとして、青少年のアマチュア無線資格取得に対する養成課程受講料や国家試験受験料への助成金等の支援制度の創設を要望します。</p>		
2	<p>一般社団法人 日本アマチュア無線連盟</p>	<p>この度の無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集について、当連盟としてこれまで要望させていただきましたアマチュア無線局の免許手続が簡素化され、無資格者の利用機会が拡大しアマチュア無線資格取得につながり、また、1.9MHz帯及び3.5MHz帯の周波数の追加割当では、諸外国とのデータ通信が同一周波数で可能となるなど今回の見直し案を歓迎するとともにご努力にお礼申し上げます。</p> <p>なお、今回の見直しについて、より一層の見直しが効果的に進むように次の点についてご検討いただきたくお願いいたします。</p> <p>1. 免許手続の簡素化について</p> <p>(1) 今回のデジタルモードによる変更手続の簡素化については、これまでも当連盟として要望してきたものであり、今回の見直し案は大変有り難く、早急に見直しが進むことに期待しています。今後もアマチュア無線に係る免許手続により一層の簡素化をお願いいたします。</p> <p>(2) 別添2の電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の改正案の中で、「2 空中線の工事設計」の「適用条件」の改正後「・・・ただし、いずれも電波の型式又は・・・」は「・・・ただし、いずれも空中線の型式又は」の誤りと思われるので修正をお願いいたします。</p> <p>2. 無資格者の利用拡大について</p> <p>(1) 無資格者の利用拡大にともなう運用の際に、その運用を区別するためにコールサインの特別な運用であることを明確にするため、所謂、8Jまたは8Nで始まるコールサインを指定いただくべきと考えます。</p> <p>つきましては、電波法関係審査基準の「識別信号の指定基準」の「19 アマチュア局」(4)についても見直しのご検討をお願いいたします。</p> <p>(2) 「行事等に開設する記念局」でかつ、今回、見直しの行われる無資格者の利用拡大にともなう運用を行う場合の申請手続やコールサインの指定についても電波法関係審査基準の見直しについてのご検討をお願いいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>1. 免許手続の簡素化について</p> <p>(2) については、いただいたご意見を踏まえ「空中線の型式」に変更します。</p> <p>その他、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>2. 無資格者の利用拡大について</p> <p>「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」に指定する識別信号については、固有のコールサインを指定することで検討中です。</p> <p>3. 周波数の追加割当について</p> <p>(1) について</p> <p>ご意見を踏まえまして、関係規程の整備について検討して参ります。</p> <p>(2) (3) について</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p> <p>(4) について</p> <p>周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考</p>	<p>無</p>

		<p>3. 周波数の追加割当について</p> <p>(1) 今回の見直しに伴い「アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号」の告示の中で、指定周波数1,910kHzの電波型式にJ3Eなどの電波型式を追加し、見直し後にアマチュア無線家が追加割当の周波数で円滑な運用ができるようにご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件」の中で、3,680～3,687kHzの(注2)については、今回の追加割当により帯域が拡張するため、この注記の削除を希望いたします。</p> <p>(3) 今回の追加割当の見直しをいただいている周波数帯については、「全電波型式」での指定ですが、1.8/1.9MHz帯及び3.5/3.8MHz帯の周波数帯については、世界中に電波伝搬が可能な周波数帯であり、電波利用の秩序維持のためにも、これまで同様に詳細な電波型式等の指定を希望いたします。</p> <p>(4) 今回の追加割当については大変感謝いたしておりますが、別添9の「アマチュア局の整備の概要」の「周波数の追加割当て①」のとおり、我が国のアマチュア無線家に割当ていただいている1.8/1.9MHz帯及び3.5/3.8MHz帯の帯域は諸外国に比べ大変狭いことから、引き続き同周波数帯の周波数追加割当てのご検討をお願いいたします。</p> <p>これまでに例がないような今回のアマチュア業務に関する見直しが早期に実現できますよう引き続きよろしくをお願いいたします。</p>	<p>慮しながら検討していきたいと思っております。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
3	<p>ボーイスカウト千葉県連盟 ICT研究会 代表 持木達夫</p>	<p>【一部を改正する省令案等に係る意見募集】アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大に付いて</p> <p>趣旨、賛成です。我々の世界的行事JOTA (Jamboree On The Air) では、世界のかなりの国からアマチュア局の無資格者が有資格者の元で声を出しており、国際交流、エレクトロニクス等に興味をいただくきっかけとなっております。</p> <p>【追加意見】</p> <p>臨時局に限定せずに、個人局、一般社団局でも簡易な事前届出等により、無資格者の利用機会を与えることが出来るようになるとより目的を達成できるのではないのでしょうか。</p> <p>オランダでは、JOTAにおいて、(個人局または一般社団局コールサイン)に、/Jを付け加えて運用し、無資格者が有資格者の元で声を出しております。ご検討お願い致します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた追加意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
4	個人 (意見3件)	<p>全ての改正案に対して、全面的に賛成したい。</p> <p>また、改正となれば可及的速やかに施行して頂きたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
5	個人	<p>「無資格者の利用機会の拡大」案について意見いたします。</p> <p>アマチュア無線を体験するために、資格を持つ者の監督下においての通信を認める、という内容は、確かに新しい人材の確保や発掘に対して効果的かと思われます。</p> <p>しかし、免許を持たずにアマチュアバンド内で交信している不法局や、また免許を持っているのにも関わらずコールサインを言わない、また業務目的で交信している違法局が現在も多々見受けられるのは事実です。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p>	無

		<p>このような不法局/違法局が蔓延している現状で、無資格者の利用機会を拡大すると、かえってその制度を利用する不法局/違法局のさらなる温床になってしまう可能性があります。</p> <p>私たち、正式に従免/局免を所持している正規ハム(と言っていいのでしょうか)は、毎年電波利用料を払っています。なのにも関わらず、不法/違法局の摘発は少なく、目に見えて改善されるほどではありません。</p> <p>この制度の趣旨は理解できますし、賛同もしますが、同時に不法/違法局の摘発、取り締まりの強化をするべきではないのか、と思い具申致しました。</p>		
6	個人	<p>160m帯のバンド拡張は念願だった事項で、これで世界との交信が円滑にできることになり、運用技術やアンテナ技術の向上になります。</p> <p>80m帯の拡張は世界とのFT8の運用がスムーズとなります。願わくはさらなる拡張にて75m帯での世界との交信がスムーズにできるよう希望します。</p> <p>免許手続きの簡素化はいまの機器の性能からみて適切なものと思われま。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無
7	個人	<p>第1級アマチュア無線技士が開局、変更をする場合、第4級～第2級の従事者と同等の開局および変更申請を行わなければならない現状である。</p> <p>第1級を所持している従事者は、他の従事者よりもはるかに高い技術と知識の者に与えられているものです。FCC並みの包括免許にするべきだと考えます。</p> <p>事務の簡素化と従事者の事務省力化を提案するものです。</p> <p>永年提案の案件であり前向きに実施を願うものです。</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
8	個人	<p>『アマチュア局の免許手続きの簡素化』は、実施方法を再考して頂きたい。</p> <p>デジタルモードの追加にあたっての手続き簡素化は歓迎します。</p> <p>一方で「xxを接続」の一文だけでモードが追加できてしまう運用には反対します。A1A, J3E, F3E等の電波形式は技適無線機単体で発射可能なものであるとの理解です。ところがFT8等を運用しようとするれば無線機とPCの接続、電波形式の再確認、ソフトウェアの設定等のスキルが必要です。デジタルモードを運用しようとするれば資料を調べて申請書を作って提出しなくてはなりません。調査の途上で電波形式ごとの変調方式の違いや占有周波数帯域等の理解、音声の変調回路を使ってデジタル変調するしくみなどの理解が進みます。申請の簡略化はアマチュア局の向上心を奪ってしまうと考えます。更に言うならばA1A, A3E, J3E, F3E以外は一括記載コードから外していただきたい。アマチュア局の定義の『金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によつて自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局』に照らすと、免許に関わる諸手続きも自己訓練、技術的研究の一環と考えられます。市販の無線機をそのまま使用する無線局には敷居を低く、新しいことに挑戦しようとする無線局には一定の手続き等を課すべきと考えます。</p> <p>『無資格者の利用機会拡大』は、解釈次第でダンプトラックの不法運用を増長させてしまう懸念があると考えます。配布資料の通り通信の相手方を『アマチュア局』としてしまうことは、拡大解釈すると昨今問題となっている不法アマチュア無線局に言い訳を与えてしまうと考えます。法整備的には不法局の野放しには当然歯止めがあると考えます。一方文章の上辺だけを見ると『免許持ちが一人いれば誰でも自由に使えるように法律が変わった』の解釈が成立して</p>	<p>免許手続きを簡素化することによって、アマチュア無線家の自己訓練、通信及び技術的研究の業務が行いやすくなるものと考えております。</p> <p>また、本告示案の制定の目的等が、正しく理解されるよう周知・広報に努めて参ります。</p> <p>なお、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p>	無

		<p>まいります。告知資料にも『免許人または当該アマチュア局に選任されている無線従事者』の立ち合いが必要であること、コールサイン送出が必須であること等明記を検討してください。</p>		
9	個人	<p>省令等の改正案について、全体を通し賛同する。 特に無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局に於いて社団局との設備共用が認められるようになる点と、無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局の開設基準が明記される点、無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局の無資格操作の範囲が広がる点は、アマチュア無線の振興の観点からも素晴らしいもので、一人のアマチュア無線家として感謝の念に堪えない。 ただし、別添5「無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百五十八条の二の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成二十一年総務省告示第百七十九号）」の改正案に関連して、次の点については再考いただきたい。 1、1,800kHz～1,810kHzおよび1,825kHz～1,875kHzまでをアマチュア業務に追加分配し全電波形式で使用可能としているが、従来より分配されてきた1,810kHz～1,825kHzについてはA1Aのみであることから、周波数の使用区別でみたとき全電波形式の周波数帯の間にA1Aのみの周波数帯が存在することとなり、実用上の混乱が予想される。他の無線局との関わり等特段の理由がないのであれば、この部分についても全電波形式としていただきたい。 2、1,800kHz～1,875kHzにおける全電波形式について、「無線設備規則別表第二号第54の規定に基づくアマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値（総務省告示第百二十五号）」の注記1「（前略）占有周波数帯幅の許容値の項に規定する値にかかわらず、200Hz以下とする。」のような規定は課されず、J3EやA3Eなどの電話を含めあらゆる電波型式が利用可能であるのかを確認したい。今回の追加分配によって従来の3.5MHz帯と同様の周波数帯幅になることから、他の無線局との関わり等特段の理由がないのであれば、3.5MHz帯で免許されているものと同等の電波型式はすべて認めていただきたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。 また、1800kHz～1810kHz及び1825kHz～1875kHzについては、J3Eなどの電話を含めたあらゆる電波型式を利用可能としています。</p>	無
10	個人	<p>アマチュア無線局に関する免許手続きの簡素化、無資格者への利用機会の拡大、及び周波数の追加割り当てに関し、全面的に賛成します。本件の変更に關してご尽力いただいた関係者の皆様に感謝いたします。なお、引き続き免許手続きの簡略化と周波数の拡大にご尽力を頂ければ幸いです。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無
11	個人	<p>今般の改訂案のすべての項目に賛成します。 さらに、2015年のWRCで全世界的にアマチュアに配分された5MHz帯の早期の開放をお願いいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、5MHz帯の周波数割当については、今後のアマチュア業務の利用ニーズをはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無
12	個人	<p>今回の3つの制度整備はいずれもアマチュア無線家に有益な方向であり、歓迎いたします。あえて更なる希望を言えば次の項目でしょうか。 希望1) バンド内が分割されています。連続したバンドとなるよう、今後も更なる検討をお願いします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無

		希望2) 3.5MHz帯の注1、注2は無くしても混乱は起きないと思います。FT8等で間違つて国内局との交信となる場合もあるため、ぜひ注1,2を無くして欲しい。今回の意見募集には含まれませんが、7MHz帯も同様です。	また、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。	
13	個人（19件）	提案事項全ての項目について「大賛成」です。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
14	個人	ローバンド（特に160m）のバンド拡張はローバンドを運用している局ならば全員が賛成すると考えています。実現したらこれでようやく先進国の仲間入りが出来る事でしょう。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
15	個人	免許手続きの簡素化については是非包括免許制度施行をお願いしたい。周波数の追加割り当てについてはアマチュア局の国際的な使用周波数の調和を考慮するならば米国、英国、独国と歩調を合わせて1800～2000 3500～4000kHzの追加割り当てをお願いしたい。	いただいたご意見については今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。	無
16	個人	無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に大いに賛成すると共に、周波数のさらなる拡大と、免許手続きのさらなる簡素化を願ひます。	本案に対するご賛同の意見として承ります。なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。	無
17	個人	アマチュア無線制度に関するこの度の意見募集に感謝します。全ての改正を支持します。これらの中で以下の件に関してさらなる改正に向けて引き続き検討されることを願ひています。無資格者の利用機会の拡大に関しましては、イベント等の臨時的な社団の開設時のみではなく常設の社団局において同様に有資格者の下で外国人を含み無資格の者が運用できるように望みます。若しくは臨時的な社団の開設が電子申請等で簡素化されることを望みます。そうすることで今回の目的である「国民が電波を利用する機会の増大」により効果的に貢献できる考えます。周波数の追加割り当てに関しては、僅かな拡大でもありがたいことですが、実際の調査でもわかりますように業務として殆ど使用されていない80mバンドで細切れではなく連続した運用が出来ように引き続き検討をお願い致します。 1. 8MHzの拡大について 今回の改正案にある1800kHz～1810kHzの追加に関しては、10kHzの幅しかなく、この部分を全電波形式可能とした場合に3kHzのSSBでも使用可能になります。その場合、同時に使用できるのは3局であり、周波数の有効利用を損なう配分と考えられますので、合理的にはCWのみの追加が望ましいと考えます。また他の周波数帯でも低い部分にはCWのみ許可されていますので、これに準ずるべきです。 1825kHzから1875kHzに関しては十分な幅があり原案通り全電波形式での使用を支持します。  1. 8MHz帯の追加に追加案について	本案に対するご賛同の意見として承ります。無資格者の利用機会の拡大に関するご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。  1. 8Mの拡大について 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。また、その他いただいたご意見については今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。	無

		<p>1800kHz～1810kHzと1825kHzから1875kHzの追加部分に関しては、資格別の周波数割り当てを採用するべきと考えます。</p> <p>例えば1級2級3級アマチュア無線技士1800kHz～1875kHz、4級アマチュア無線技士1850kHz～1875kHzのみとする。将来的に他の周波数帯もこのように資格別周波数割り当てを実施することを希望します。</p> <p>これは上級資格取得へのモチベーションにもなり結果としてアマチュア無線の質の向上にも繋がると考えます。</p>		
18	個人	<p>別添8の「電波法関係審査基準の一部改正」について、新しく「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」を新設するとあるが、従来からある「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」との差異が不明確であると感じる。</p> <p>従来「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」として開設されてきた無線局が今後は「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」として開設可能となるものであるのか。</p>	<p>本告示案の「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」の目的は無資格者が有資格者の指揮の下で無線通信の可能性や楽しさを体験できるように制度を定めるものです。</p> <p>他方、ご意見の従前からある「行事等の開催に伴い臨時かつ一次の目的のために運用するアマチュア局」は無資格者の利用は認めておらず、特定の行事を記念して臨時に開設した社団のアマチュア局を社団の構成員や、構成員ではないアマチュア無線従事者が一時的に利用することを可能とする無線局です。</p> <p>よって、無資格者の体験を目的する場合は「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」として開設していただく必要があります。</p>	無
19	個人	<p>【別紙1無線局の局種別審査基準】内【第15 アマチュア局】(1) 条件の部分において、ドローンのFPV操縦で用いられる映像伝送用送信機（VTX）をも含まれることを是非、明記をお願い致します。</p> <p>映像伝送用送信機（VTX）を含めたドローンにおける技術に対する理解と関心を深めるための各種行事は、現在非常に多く開催されており、全国でも人気となっております。</p> <p>その為、今まで実施することの出来なかった一人称視点で映像を見ながらドローン操作をする行事を、年齢問わず無資格者に体験していただくことで、ドローンだけに留まらない、ワイヤレスIoT人材の育成を進めることができるものと思います。</p> <p>【追加内容】 オ アマチュア無線局の無線設備は映像伝送用送信機を含むものとする。</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、FPVドローンの体験利用については、今後検討して参ります。</p>	無
20	個人	<p>今回の案件について概ね賛成いたします。</p> <p>・1800-1810kHzを全電波型式とするのは、世界的に見ても例のないことだと思います(バンド内全体を全電波型式とする国であればまだしも、全電波型式・CW専用・全電波型式という並びはないと思います)。他のHFの周波数帯と同じように(3.8MHz帯は除く)、また、他国への影響(電話交信が他国の電信交信に与える混信)も考慮して、下端はCW専用とするのがベストだと考えます。次点としてはCW/データ専用ですが、やはりCW専用とするのが複雑にならずに良い</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無

		<p>と思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界的にみてJT65やFT8等のデジタルモードは1835-1840kHz付近で運用されています。よって、1825-1840kHzをCW/デジタルモード、あるいはIARU第3地域のバンドプランにあわせて1800-1830kHzをCW専用</li> <li>・1830-1840kHzをCW/デジタルモードとするのが良いと考えます。</li> <li>・他の短波帯の周波数帯では(3.8MHz帯を除き)下端はCW専用となっています。</li> </ul> <p>1.9MHz帯のみ、全電波型式の周波数の中にCW専用の周波数を挟んでいるのは混乱を招くと考えます。また外国では1.9(1.8)MHz帯全域で全電波型式が許可されていても、バンドの下方はCWのみあるいはCW/データのみで運用するのが慣例のようです。よって、1800-1825kHzはCW専用とするのが良いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界的にみてJT65やFT8等のデジタルモードは1835-1840kHz付近で運用されています。電話との混信(混乱)を避けるために、例えば1825-1840kHzをCW/デジタルモード専用、あるいは、1800-1830kHzをCW専用</li> <li>・1830-1840kHzをCW/デジタルモード専用とするのが良いと考えます。</li> </ul>		
21	個人	<p>本改正案に賛同いたします。</p> <p>この改正によって、煩雑な手続きが緩和されることで、より自由な無線運用が可能になるものと考えます。また、1.8MHz帯及び3.5MHz帯の追加割り当ては、昨今の国際的な実情にマッチングしているものと考えます。</p> <p>無資格者運用機会を増やすことは、無線に関係したリテラシーの向上にも寄与するものと考え、特に学齢期の子どもたちに理科への興味関心の向上にも結び付ける事にも繋がります。今後の科学技術の発展にはワイヤレス通信のリテラシー向上は不可欠でありますので、今後科学イベント等でこのような制度が有効に活用されることを望みます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	<p>無</p>
22	個人	<p>このたびのパブリックコメント(以下「本件パブコメ」)に付された省令等の改正案は、全面的に賛同いたします。施行日の即日施行を希望します。</p> <p>1.9MHz帯において新たにアマチュアへ配分される周波数帯における使用電波の型式は、「全ての電波の型式」と定められています。しかし、一括記載コードを定める『無線局免許手続規則第十条の二第十項の規定に基づくアマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号』(平成21年03月17日 総務省告示第127号、以下「当該告示」)は、本件パブコメの対象となっておりません。このことから、当該告示が改正されることなく本件パブコメの対象である改正省令等が施行されると、1800~1810kHz及び1825~1875kHzにおける無線電話(J3E等)や帯域幅200Hzを超えるデジタルモード(無線テレタイプ等)の運用は、事実上不可となるのではないかと思料しますが、いかがでしょうか。</p> <p>できましたら当該告示をも改正し、1.9MHz帯において無線電話や帯域幅200Hzを超えるデジタルモードの運用も可と明示することで、当該周波数帯において既に3MA・4MAの指定を受けている全アマチュア局が煩雑な手続きを経ることなくこれらの電波型式の運用が可能となるよう配慮していただきたく思います。もし、1.9MHz帯において無線電話や帯域幅200Hzを超えるデジタルモードの運用も可とする、当該告示に係る改正案が既に存在し、当該パブコメに付す必要なしとの当局の判断で現在に至っているのであれば、それはそれでアマチュアとして大いに安堵するとともに、施行日を心待ちにしたいと思います。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>1800kHz~1810kHz及び1825kHz~1875kHzについては、J3Eなどの電話を含めたあらゆる電波型式を利用可能としています。</p> <p>なお、ご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p>	<p>無</p>



23	個人	<p>「アマチュア無線局の免許制度」を廃止する事が望ましい構造と、私し個人は思います。例えばですが、アマチュア無線の制度とは、日本国における西暦1860年代での明治維新の時代の「旧日本軍大本営（天皇軍）」の時から受け継いだ古い状態としますので、現代の時代におけるアマチュア無線の制度が時代に合わ無い様な構造と、私は思います。日本国における戦前では、情報統制の為にアマチュア無線の制度が無い状態としますので、「連合軍（GHQ）」の時代における戦後でのアマチュア無線の制度の構造と、私は考えます。</p> <p>具体的には、「IT（情報技術）」におけるIoT機器に接続した「AI（人工知能）」の時代としますので、「アマチュア無線局の免許制度」を維持している時代では無い構造と、私は考えます。要約すると、アマチュア無線局の免許制度では、無駄な財政コストが掛かる事から、時代遅れな「アマチュア無線局の免許制度」は、廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。</p>	アマチュア局は電波法令に基づく無線局です。	無
24	個人	<p>改正検討内容に関し、全てについて賛成いたします。</p> <p>下記事項に関しさらに一歩進めたご検討頂けるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無資格者の利用機会の拡大に関し、イベント等臨時局だけでなく、常設クラブ局において有資格者の管理の元で利用機会拡大出来るようご検討お願いいたします。</li> <li>・周波数の追加割り当てに関し、国際的な運用周波数を含む拡大にご対応いただき大変ありがとうございます。3.5~4MHz帯に関し、現状の細切れ配分でなく連続した周波数帯としての割り当てを頂けますよう引続きご検討頂けますようお願いいたします。</li> </ul>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、無資格者の利用機会の拡大に関するご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>また、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思っております。</p>	無
25	個人	<p>1. 免許手続き簡素化について</p> <p>原案に追加して、送信機の工事設計の軽微な事項に、技適機種ではない200W以下の送信機の増設、変更を含むようにしてもらいたいです。無線機のキットを組み立てるたびに変更申請をしなければならず、免許人の大きな負担になっています。</p> <p>2. 周波数の追加割り当てについて</p> <p>追加割り当てには賛成ですが、1.9MHz帯の使用区分の中で、1800から1810が全電波形式になっているのはいただけません。バンドエッジはCW専用にしたければ、HFの他のバンドとの整合性がとれません。</p>	<p>1. について</p> <p>今般の改正は、現に免許を受けている無線局の送信装置の外部入力端子に接続する附属装置について、免許状の指定事項に変更がない場合の免許手続きの簡素化を行うものです。ご意見の技適機種でない送信装置の増設や変更については、電波の有効かつ安全な利用の観点から無線設備を適切に管理する必要があると考えます。</p> <p>2. について</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
26	個人	<p>今回の変更について賛成します。</p> <p>ただし、周波数の追加割り当てに関しては他業務との周波数帯共用の問題があることを鑑みても、国際分配では一次的基礎でアマチュア業務へ割り振られていること、また、細切れになることなく連続した周波数帯で割り当てられている国もある事を考えると、まだ不十分だと思わざるを得ません。連続した周波数帯として割り当てられるように調整を進めて頂きたいと強く望むところです。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思っております。</p> <p>また、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たった参考とさせていただきます。</p>	無

		また、免許手続の簡素化に関しては、そもそも空中線電力及び電波の型式に変更が無ければ「手続不要」とすることが望ましいと思います。		
27	個人	免許手続きの簡素化については、最近開発され運用されているFT8やFT4等があります。私自身もこれらのモードが運用できるように届出申請を行いました。今後も新たな通信モードが開発される事が予想されます。電波法で周波数の占有周波数帯幅が決まっているので、その範囲で運用するのであれば届出・申請を行う必要が無いと思います。これまで何の為に届出が必要なのか疑問に思っていました。その都度、届出・申請する手間が省ける事は大歓迎します。周波数割り当てについて、特に1.8MHz帯の拡張については、大歓迎です。過去に何度もバンド外で交信が出来ず、涙を飲んだ事があります。現在の1.8MHzのFT8についても、珍しい局が1.840MHzでデコード出来ていても呼ぶ事が出来ずにフェードアウトするまで見ているだけの事が何度もあります。3.5MHz帯についてもFT8運用する場合は3.575MHz以下で送信する必要があり、珍しい所が出て来ると過密状態になり、相手側がデコード困難となり非効率になっていると思われまます。周波数利用の問題があるかと思いますが、ITU第三地域で割り当てられている周波数のうち、せめてアマチュア無線局の国際的に共通して運用できる周波数の割り当て拡張を切に希望します。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。	無
28	個人	(1) アマチュア局の免許手続きの簡素化 手続きの簡素化については、公共の福祉の観点からも、これを大いに推進していただきたく思います。 (2) アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大 趣旨とともに賛同いたします。 (3) 周波数の追加割当て これまで我々アマチュア局が切に望んでいたもので、ぜひ実現していただきたく思います。ただし1.9MHz帯の1800-1810については、当該改正案では「全電波型式」とされていますが、諸外国の運用状況との整合性から、この部分については1810-1825と同様CWとして区分すべきと存じます。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無
29	個人	1.8 & 3.5MHz帯の拡張は長年望んでいたもので歓迎します。 ただ 1.8MHz帯に全電波型式が許可になる予定との事で、CWを長年楽しんできた一人としてCW専用帯の拡張を希望します。 1 CW専用帯が1810-1825kHzの15kHzでは狭すぎる (諸外国の1.8MHz帯、国内の3.5MHz帯に比較して狭すぎる、SSBの混信の影響が大) 2 1800-1810kHzをCW専用帯にする (同帯域は諸外国の運用も殆どがCWである) 3 1840-1845kHzをデータ通信専用帯にする (同帯域は諸外国の運用もデータ通信が多い)	本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。 また、ご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
30	個人	改正案に賛成します。 また、できるだけ早い、1,910kHz帯及び3,537.5kHz帯の連続した割当てを希望します	本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。	無

31	個人	<p>原案に賛同する。</p> <p>但し、「アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号 無線局免許手続き規則第10条の2第10項 平成12年12月17日 総務省告示第431号」について、追加すべき電波型式を提案する。</p> <p>例として短波帯において「3k00 F1E、3k00 G1E、3k00 F7W、3k00 G7W、3k00 F7D」等申請例が多いものを追加していただきたい。</p> <p>また、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別 運用規則第258条の2平成26年12月17日 総務省告示第432号」では「A1A、F1B、F1D、G1B、G1D」のみが指定されている帯域では「F7Dを「占有周波数帯域幅3kHz以下」を条件に追加」していただきたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
32	個人	<p>無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集には全面的に賛成します。本手続終了後の速やかなる施行を希望します。</p> <p>さて、別添5にある「無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第258条の2の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」の改正案によれば、「1,800kHzから1,810kHzまで」と「1,825kHzから1,875kHzまで」には「全ての電波の型式」が指定されることとされています。</p> <p>一方、「無線局免許手続規則第10条の2第10項の規定に基づくアマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号(平成21年3月17日総務省告示第127号)では当該周波数帯の記号「3MA」の電波の型式は「A1A、F1B、F1D、G1B、G1D」に限定されております。</p> <p>本案件において同告示の改正案は示されていないことから、J3E(抑圧搬送波(SSB))やF1B(周波数(FSk))の指定を受けるためには変更申請が必須になることから同告示の改正を希望します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、いただいたご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p>	無
33	個人	<p>1.9MHz帯の周波数の追加割当についての意見です。1.9MHz帯の海外の信号は弱く、国際的な運用周波数である1840kHz付近では、混信を避けるために国内同志の通信は、控えたほうが良いと考えます。特に国内同志の電話(SSB)による混信が一番心配です。従って、1825~1850はCWとデータに限定し、1850~1875を全電波形式にして頂きたいと考えます。</p> <p>また1800~1810kHzは世界的にみてもCWしか使用されておらず、CW限定が望ましいと考えます。</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
34	個人	<p>今回の改正案を全面的に支持致します。</p> <p>80mバンドの追加割り当ては歓迎しますが、未だ割り当て周波数が飛び飛びであり、連続した周波数割り当てを希望します。現実的には80mバンドは業務使用として殆ど利用されておらず、拡充の余地があると考えています。</p> <p>160mバンドは日本の運用するアマチュアから見ますと余りにも狭く、国内と国外との交信を目的とする方々の軋轢が生じていることも事実です。更なる拡充に向け、引き続き検討されますことを希望しております。</p> <p>また、予てより要望しております包括免許ですが、申請・処理の簡略化を図る意味で一日も早い施行を望みます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。</p> <p>また、ご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
35	個人	<p>今回の改正案に賛成する。さらに、ソフトウェアによる通信方式が拡大する技術的な状況から、技術的な実験を容易に可能とする法規制の緩和により、技術</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュ</p>	無

		立国の底上げに寄与することを期待する。 また、周波数割り当てに関しても、国際的な状況に整合する周波数割り当てを、今後も希望する。	ア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。	
36	個人	現在160mバンドの通信でFT8の海外との通信は1840を受信して1908で送信しています。副搬送周波数を3000Hzを選択すると1911で送信する為国内通信を行っている局に妨害を与える可能性があります。出来るだけ1000Hz付近を選択して、妨害を与えないよう努力しています。今回1.8MHz帯の許可がされるよう大変望ましい事だと思っています。 しかしながら非常に微弱な信号を受信している為、全電波形式を許可されると、国内SSB局の混信で、今以上に交信が難しくなってしまいます。SSBを1850以上とし、またデジタルは海外通信に限るにしていただければ、棲み分けが出来るとおもいます。宜しくご検討下さい。	今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無
37	個人	(1) アマチュア局の免許手続きの簡素化 改定案に賛成します。更なる簡素化を希望します。 (3) 周波数の追加割当て 改定案に賛成します。尚、3500kHz ~ 3800kHz 間においては、2次業務でも構わないので連続使用範囲として頂く様継続検討を御願います。 (2) アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大 運用機会の拡大は非常に良い事であると思うが、使用機会としては公の運用に限ること。(非公開の場所では、監督者がいるかの判断ができない) 監督者の操作範囲としているが、最大でも4級の操作範囲とすべき。 周波数と電力に制限を設ける必要がある。	(1) アマチュア局の免許手続きの簡素化について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 (3) 周波数の追加割当てについて 周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。 (2) アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大について 開設にあたって「臨時に開設する社団局」及び「主催者の同意が必要」を要件とすることで公共性を担保することとしています。また、無資格者の操作範囲を当該無線設備を操作する有資格者の操作範囲内とすることで無資格者がより多くの電波の利活用の可能性や楽しさを体験でき、ひいてはIoT人材の裾野を拡大に寄与するものと考えます。	無
38	個人	全面的に賛成します。さらに今後も簡素化の拡大を進めて頂きたいと思います。 例えば ・指定事項の変更を伴わない送信機の追加など。(最終的には従事者免許の範囲で操作できるものは総て) ・外国人による外国免許での運用も局免許の申請無しに、JA/自国のコールサインのような運用を可能にする。 ・1.9、3.5MHz帯のさらなる拡張と5MHz帯の開放も早急に対応していただきたい。 今回の改正で1.9MHz帯では全電波形式が指定されていますが、現在の一括コード表記ではそのままJ3Eの運用ができません。現在1.9で3MAの指定を受けている者は3HAに読み替える等の対応をお願いしたい。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 また、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。5MHz帯の周波数割当については、今後のアマチュア業務の利用ニーズをはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。 なお、いただいたご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。	無
39	個人	(工事設計の軽微な変更告示)について 良い判断であり支持するとともに一層の簡素化拡大を希望する。 (周波数割当て計画)について	本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、5MHz帯の周波数割当については、今後のアマチュア業務の利用ニーズをはじめ、既存無線局の利用状況を	無

		<p>国際的に5MHz帯はアマチュア局に割り当てとなっているのに国内ではまだ割り当てされていない。5MHz帯は3.5MHz帯や7MHz帯と異なる優れた伝搬特性が期待され、近年頻発する自然災害の際の通信確保にアマチュア局の協力を得ることも期待できることから、周波数帯として割り当てを追加するよう希望する。</p>	<p>考慮しながら検討していきたいと思います。</p>	
40	個人	<p>アナログ型アマチュア無線からデジタル型アマチュア無線へと進化し、それに合わせて省令等が遅滞なく更新されていくのは嬉しい限りです。 意見提出（項目順、一部割愛） (2)電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項の一部を改正する告示案、 （意見）最終的には米国などの全面的包括免許制度になるべきだが、現行法では無線機一台、アンテナ一点を追加または変更するだけで変更届や変更申請を必要とする面倒で無意味な、前近代的行政は速やかに是正するべし。 (3)電波法施行規則の規定により、外国資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲、 （意見）やっとな海外並みのゲストオペ制度が許されることは、アマチュア無線の普及のみでなく、日本人が海外からアマチュア無線を楽しめるよう、諸外国との相互運用協定へ促進につながる。 (6)周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案 （意見）アマチュア無線に対して3.7MHz帯の拡幅が認められなかったのは残念と云うより情けない。 デジタル化普及で通信技術は著しい進歩を遂げ世界中どこへでもいつでも安定した通信が可能である。 我々アマチュア無線の本質は「無線通信への自らの技術研鑽」であり、その大きな一つが海外との交信が難しい3.8MHz以下の周波数における無線通信への挑戦である。今回1.8MHz帯に少しの拡幅が期待できることは喜ばしいが、それとて諸外国との差は大きく我々はまだまだ狭い一隅での活動しか許されない。3.8MHz帯に至っては細切れで許可された運用周波数帯の記憶すら出来ない。 諸般の事情があるとは聞くが、国としてアマチュア無線の普及を望むなら諸外国並みの周波数帯を与えるべきである。</p>	<p>(2)について いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 (3)について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 (6)について 周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。</p>	無
41	個人	<p>アマチュア局運用者の立場から改正案3件何れも大いに賛成です。早期実現を切望します。特に周波数の追加割当てについて補足コメントを致します。 1)1.8MHz FT8の国際運用周波数である1.840MHzが使用可能となれば従来の1.908MHzとの非効率な交互通信が解消され外国との通信が飛躍的拡大が期待され大歓迎です。 2)3.5MHz 3.575～3.580MHzの追加によりFT8で3.573MHz運用時のオフバンド懸念が軽減される事は有難いです。 但し3.58～3.8MHzが5バンドに分断の状態は依然解消されず運用上非常に煩雑です。且つ分断された許可バンド外での近隣国の放送波（ジャミングを含む）</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。</p>	無

		が許可バンド内に混信(妨害)を及ぼし各バンドの有効活用が阻害されています。3.5~3.805MHzの単一バンド統合に向けて国内外の関係官庁と引き続き鋭意調整をお願い致します。		
42	個人	今回のアマチュア局周波数拡張について、1825kHz~1875kHzに於いて、国際的な運用形態からも、大至急運用法の改正及び施行をしていただきたい。3500kHz~3575kHzを3500kHz~3580kHzへの拡張変更もデジタルモードの意図しないオフバンドを避けるためにも、大至急運用法の改正及び施行をお願いする次第です。	本案に対するご賛同の意見として承ります。また、早期の施行のに向けて取り組んでまいります。	無
43	個人	<p>&lt;省令案&gt; (1) 賛成です。</p> <p>&lt;告示案&gt; (2)、(3)、(4)、(5)、(6) に関して賛成致します。</p> <p>但し (7) の改正案に関しては強く反対致します。</p> <p>理由：アマチュア無線＝素人無線というようなイメージを一般の人々に概念を植え付ける。無資格でも自由に無線局が開局出来るという誤った観念を広げてしまう事を危惧します。ここ10数年來の免許資格試験の簡易化が進んでいるので、無資格者の運用をわざわざ設ける必要性はないと思います。</p> <p>依って&lt;訓令案&gt; (8) の内、&lt;告示案&gt; (7) に該当する部分は必要ではなく、削除願いたい。</p> <p>また、1.9MHz帯及び3.5MHz帯から3.8MHz帯に至る運用可能周波数帯を数字的に覚えやすく、判り易い範囲でバンド拡張をお願いしたい。また出来れば参考資料として別表にて、アマチュア無線局以外に現在免許されている業務無線局等を一覧表で示し、いつ頃までに停波出来るのか、また今後のアマチュアバンドの開放予定周波数も提示して頂きたい。</p>	<p>改正案 (1) ~ (6) について          本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>(6) について          周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。</p> <p>(7)、(8) について          有資格者の指揮の下で無線通信の無資格者が無線設備を操作し電波の利活用の可能性や楽しさを体験できることはIoT人材の裾野を拡大に寄与するものと考えます。</p>	無
44	個人	<p>全て賛成します。</p> <p>青少年の「理科離れ」は電子立国とまで言われたわが国の存亡にも関わります。確かに趣味娯楽が溢れる現代に国家資格をとり、開設申請し、無線局の開局まではなかなかハードルが高く、面白さが理解できていないと資格取得してもその先には進みません。免許資格人数と無線局数の乖離を観ればおのずと理解して頂けると存じます。体験を通じて興味と面白さを理解してもらく場を設けることは大変喜ばしいことであると思えます。さらにはその機会を増やすために臨時局に限らず、日本アマチュア無線連盟の中央局や地方局においてもこの運用が可能な改正をお願いします。</p> <p>なお、「制度整備の概要」において「無資格者」と言う文言を使用されていますが、「無資格」と言う文言にはあまり良いイメージを抱くことができません。「体験運用」とか別のイメージが良い文言を使用していただくよう希望します。</p> <p>最後に、やはり日本の免許制度は煩雑です。総務省からもCEPTの相互運用の際にも議論されましたように、1.2アマを統合して上級。3.4アマを統合して初級の2種類程度にされることを希望します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
45	個人	「アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大」についておおむね賛成します。様々な関係法規法令との整合性を検討され、提示された案とは存じますが、し	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>「社団が臨時に開設する」ことを要件にしているのは、</p>	無

		<p>かしながら、「社団が臨時に開設する」という箇所については、改正案の趣旨である、無線技術に対する理解と関心を深めるための障壁になるのではないかと懸念します。</p> <p>なぜなら現在、施行されている同施行規則においても、臨時に開設する手続きが煩雑であること、アマチュア無線利用者の総数が減少する中で今後、臨時局の開設をする事例が増えると想定しづらいこと、即ち、利用機会の拡大には結びついていない現状があると考えためです。</p> <p>例えば、学校教育法に定める学校等が社団局を（通常）開設した場合においては、児童生徒が有資格者の下に常時その設備操作を行うことができるなど一定の条件を設けたうえで認めるなどの条件を付帯するほうが、より現実的であり、改正趣旨の青少年の無線技術に対する興味・関心を高めるものに資すると考えます。</p>	<p>一定の公共性を担保するためです。今回の改正では、これまでに必要であった自治体や教育機関等の公的機関の後援等の要件を求めておらず、公共性のあるイベントにおいて、主催者の了解の得てアマチュア無線家の方で社団を構成いただければ、当該運用が可能となります。</p>	
46	個人	<p>1.9MHz帯に追加割当される1,800-1810kHzについては、CW専用にするべきと考えます。他のバンドでもバンドの下端はCW用となっており、その”慣習”を踏襲すべきです。</p> <p>1825-50が全電波形式となっていますので、これを機会に1910付近の5kHzバンドも全電波形式とし、「下端はCW」と整理するのも妥当かと考えます。</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
47	個人	<p>意見公募 別添1～別添6及び別添8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正に賛成します。</li> <li>・引き続き更なる割当によりバンドの拡大・連続化を希望します。</li> </ul> <p>別添7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正については基本的には賛成ですが、3アマ、4アマの初級という位置づけ（簡単に取得できる）から大人は資格を取って運用するのが基本と考え、年齢制限は現行規定を残すことを希望します。</li> </ul> <p>資格者が無線局を運用する法の趣旨と行事で底辺拡大を狙うことのバランスは必要と考えます。</p>	<p>別添1～別添6及び別添8について</p> <p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p> <p>別添7について</p> <p>ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、年齢にとらわれることなく広く国民がアマチュア無線に触れる機会を創出することが必要であると考えます。</p>	無
48	個人	<p>1. 免許手続きの簡素化</p> <p>賛成します。私も昨年末に28年ぶりにカムバックしました。当時の環境からは様変わりぶりには大変驚きました。</p> <p>ことFT8を始めとするデジタル通信には興味関心を持ったことは言うまでもありません。</p> <p>私も今回昨年12月9日に変更届け出を行い、昨日1月17日に審査終了となりましたが、先の手続き簡素化を受けて、申請数も増え審査も1か月以上かかるとお聞きしていました。これらを鑑みても、現在のアマチュア局減少にもある中で、新しい試みに賛同する方々もまだまだ増えることでしょうし、新しい形になりつつあるのではと個人的には思っています。審査をする作業の軽減化となる事項ですので是非実施を希望します。</p> <p>無線機メーカーもこの様な盛り上がり方をすると予想してはいなかったと思ひます。この簡易手続き化を受けて、無線機側に送受信の機能（デコード等現PCソフトで行っている部分）を組み込むような検討が進むことを期待します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>また、5MHz帯の周波数割当については、今後のアマチュア業務の利用ニーズをはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無

		<p>2. 無資格者の利用機会拡大 賛成します。アマチュア無線人口の減少は顕著です。少しでも興味をもってもらうためには反対をする人はいないです。高齢化やむなしの状態ですから、子供たちに新しい世界に興味をもってもらうことに賛同します。</p> <p>3. 周波数の追加割り当て 賛成します。国際的なバンドプランを考えると、今回の追加は評価できることでありますし、うれしく思います。5MHz帯の開放も進んでくれればと願っています。</p> <p>その他 個人的には今春に三陸特を取得しドローンでの空撮を始められるようにと考えています。ドローン運用の制度の中でアマチュア無線免許必須な部分を逆にもっと告知をし、アマチュア無線自体にも興味をもってもらえたら、ニューカマー獲得につながるのではないかと思います。</p>		
49	個人	<p>『アマチュア無線開局数の激減と日本人の通信機器製作技術力低下への心配』 通信機器の高度化と共に、自分で通信機器の設計組み立ての機会を減らしてきた将来を担う若い日本国民！ 大金を使い、無線機を購入して開局を行う。しかし、お喋りとカード集めのための交信により、其の内に飽きてきて閉局してしまう。其れが現在の状況かと私は思っています。子供達が自ら考えて無線機器を設計し無線装置を製作しても、日本国の厳しい技術基準により簡単に無線局の免許を得ることが事実上不可能なのが現在の状態です。</p> <p>自分で考え作り上げた通信装置！ 苦心して完成させ交信出来た時の喜びを知らない現代の人達は、ある意味不幸なことだと私は思っています。通信機器などへの興味は、切欠が必要です。装置を自分の考え方で作ってみる。製作するに当たり、参考となる資料を集めて自分なりに考え、使用する部品等の選定も行う事となります。この一連の流れを経て、完成した無線機で交信できた時に本当の喜びが得られるのです。そして、もっと高度な無線装置を作りたいと思う様になるのです。日本国の無線技術の進歩は、その様にして発展して来たのだと私自身は思っています。</p> <p>貴重な国民の資産であるアマチュア無線周波数！ 使用されなければ取り上げられてしまい、若者が考えて物を作る喜びとその機会を奪ってしまうことに成り兼ねません。その様な状態は技術を保持発展し続けなければ成らない、日本国では有ってはなりません！ 日本国の厳しい技術基準をアマチュア無線に限ってのみ廃止をし、簡単に無線局の免許を得られる様に、電波法を改正出来ないのでしょうか。 国家試験合格時に無線局の呼び出し符号を付与し、資格別に運用できる周波数と出力を記入された免許状を付与する。「高出力の通信装置を使用するアマチュア無線に限っては、従来通りの厳しい技術基準を適用することを条件に。」</p>	<p>いただいたご意見については本意見募集の対象外と考えますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
50	個人	<p>・無線局免許手続規則関係 パーソナルコンピューターを接続させる旨の文言については、無線機（送信</p>	<p>ご意見はご賛同の意見として承ります。 無線局免許手続規則関係のPCを接続させる文言につい</p>	無



		機番号)の区別なく届出できることが望ましい。なぜならば、容易に接続することができるのであるから、送信機の別を記すのは面倒であるからです。他は賛成します。 ・アマチュア局の操作に関する件 賛成します ・アマチュア局の動作する周波数の件・区別の件 データ通信は内国・外国ともに通信できるように定められたい。外国専用のしぼりは外していただきたい。7MHz帯FT8のような7074kHzの外国用周波数は、外国専用のしぼりを外していただきたい。無駄に違反者を出すだけであるから。他は賛成します。 ・臨時に開設するアマチュア局の件 賛成します。	ては、無線設備の装置番号の記載は不要ですが、PCを接続することにより指定事項に変更が生じる場合については、従前の申請手続きを行ってください。その他いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	
51	個人	バンドの1800-1820までは CW専用に 1820-からは1850まではデジタルにする1850-からは1875までは自由にする 1850-からは1875までは自由にする (SSB)	今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無
52	個人	無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について 好ましい改定だと思います。 無資格者の運用に当たっては、ガイドラインの作成が必要だと思います。 現運用者の意見を取り入れたガイドラインの作成をお願いします。 更なる改定にて3.5MHz飛びぬけの無い周波数使用をお願いします。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 無資格者の運用については、審査基準に規定することにより適正な運用を図って参りたいと考えております。 なお、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。	無
53	個人	送信機外部入力等に接続した附属装置をもって、実験等を目的とし、公知ではない信号諸元の信号を無線局免許人において作成し、変調・送信を行おうとする場合、かつ、現に免許されている無線局の免許状の記載事項(電波の型式等)に変更がない場合においても、当該諸元装置の諸元表等の提出を省略することができることとなるのかご教示願ひたい。 また、諸元表等の提出を省略することができないとする場合、どのような手続を行うこととすればよろしいのか、あわせてご教示願ひたい。	無線設備規則第十八条第二項において「アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない」と定めており、公知ではない信号諸元の信号を送信することは禁じられております。 なお、免許人において新たにデジタルモードを開発した場合は、従前どおり諸元表等を提出していただくこととなります。 その上で、当該デジタルモードを公開し、それを他の免許人が活用される場合に、本改正案の手続きが可能となるものと考えます。	無
54	個人	【別紙1無線局の局種別審査基準】内【第15 アマチュア局】(1)条件の部分において、ドローンのFPV操縦で用いられる映像伝送用送信機(VTX)をも含まれることを是非、明記をお願い致します。 映像伝送用送信機(VTX)を利用するドローンは災害時の人命救助等に非常に役立つことが認識されており、この分野でのさらなる若手ボランティア等の育成や技術検証を実施するイベントが全国で多数開催されるようになっていきます。これら、イベント開催時に、極力簡易な手続きと短い期間での許可が得	いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、FPVドローンの体験利用について、今後検討して参ります。	無

		られるよう改正も望みます。 【追加内容】 オ アマチュア無線局の無線設備は映像伝送用送信機を含むものとする。		
55	個人	アマチュア無線制度に関するこの度の意見募集に感謝します。そして全ての改正に対して支持をいたします。特に、周波数改正に対しては他国との割り当てに近づいた事は大変喜ばしいと思います。さらなる規制の緩和（包括免許制度）に期待をします。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
56	個人	無線機の変更の手続き規則について、アマチュア局に関して送信系統図は将来的には意味をなさなくなる方向になると考えます。旧来の送信方式とは違い、単一の集積回路内でソフトウェア送信が実現可能となるような技術が現時点でも存在し、そのような場合単なる集積回路の名称を記載させることに電波行政として管理する意味があるのか甚だ疑問です。そもそもアマチュア局の場合、営利目的とは違う技術指向による送信機器の構築の試行錯誤があり、これらの技術指向を疎外しないよう、少なくとも無線機ではなく電波形式や空中線電力についてのみによる免許方式にすべきと考えます。これにより、アマチュア局の技術向上ならびに行政上の手続きが簡素化されることが期待できます。今後のご検討をお願いしたいと思います。 アマチュア局が動作することを許される周波数について、3,700kHz以上についての変更（拡張）が含まれていませんが、この周波数帯は日本以外の少なくとも国で3,800kHzまでの連続した周波数が割り当てられています。これにより日本のアマチュア局はこれらの国との通信の機会を失う状態が往々にして発生しています。アマチュア局以外の他の業務局の利用状況は公にされていませんが、他国の割り当てとこの周波数帯の伝播状況からしてもこれらの業務局に現時点で大きな影響があるとは考えにくいと考えます。少なくとも二次利用で割り当てていただきたく強く要望します。 今回のパブリックコメントの範疇外ですが、個人のアマチュア局の呼出符号について申請者からの要望があれば4文字のものを割り当て可能としていただきたく考えています。すでに公共のイベントについてはそれに合わせた割り当ても実現されていますが、そのようなイベントに関係なく個人局に割り当て可能としていただきたく考えています。少なくとも日本以外の国でそのようなことが可能となっていることと、決まった日時に実施される交信の競技では呼出符号が短いほど交信に必要な時間が短縮され、競技での好成績が期待できます。そのような競技での日本のアマチュア局の地位向上のためにもぜひとも個人局の4文字の呼出符号の割り当てを可能としていただきたく思います。なお、競技は様々な主催者により毎週末のように実施されているためそのような割り当てを特定のイベントの一環として扱うには不適切と考えます。 加えて、アマチュア業務の周波数と電波の形式について1,800kHzから1,875kHzについてのすべて電波形式の周波数についての案から電話通信を制限をするような場合、「外国のアマチュア局との電話通信に使用できる」に相当する条件を残すよう強く希望します。	周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。 個人のアマチュア局の呼出符号に関するご意見については、本意見募集とは直接関係ないものと思われるので参考として承ります。 また、今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無
57	個人	周波数の追加割当てについて、正に「機に臨み変に応じた」適切な対応であり	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		<p>国際的に大いに評価されることは疑う余地がありません。          一点だけ申し上げるならば過去の苦い経験を踏まえ1.8メガ帯での混乱を避けるため省令で追加割当てされる周波数帯の電波形式を以下のように改めることを強く求めます。          世界中で最も活発にこの周波数帯が使用されている米国のバンドプランによると使用が認められている1800-2000kHzの全てでCWの使用が認められておりSSB、デジタルモード及び広帯域モードは1843-2000kHzとなっております。このような米国の状況を勘案し本邦においては現下の国際的使用状況を配慮する事は不可欠であり1800-1835kHzは国際的な慣行に従ってCW専用帯としSSB、デジタルモード及び広帯域モードを1835-1875kHzとすることを提案します。          1.8メガ帯の周波数割当てと電波形式のルールは一部の国で多少の違いはありますが欧米諸国によって既に概ね確立されており本邦のルールはこれに沿ったものでなければ混乱を招くこととなります。過去には世界から本邦の周波数配分の特異性が認知されず隔絶されてきた部分がありました。このような事態を避けるために当省令施行前に1.8メガ帯における周波数追加割当ての電波形式の再検討を是非お願い致します。</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。          なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	
58	個人	<p>全ての改正案に賛成しますが、以下の点について検討いただきたい。          省令案（1）について          1. アマチュア局はほとんど場合、電波形式を一括コードで指定されているが、現在は、工事設計で電波形式を追加する場合は、変更処理を行っている。「指定事項に変更がない場合」とは、工事設計で新しい電波形式を発射するように変更しても、その電波形式が一括コードに含まれていれば、変更なしとするものか。もしそうでない場合は一括コード内での変更は、指定事項に変更なしとしていただきたい。          また、短波帯においてもデジタル音声などの普及が進んでおり、短波帯におけるG1Eなど一括コードの見直しをお願いしたい          2. 許可を要しない軽微な「変更」処理での改正だが、新規に開設する場合にも同様な手続きになるよう検討いただきたい。それにより、新規開設→変更処理という手続きが一回で済み、より簡素化を進めることができる。          告示案（5）について          拡大される1800kHzから1875kHzにおいて、従来の周波数範囲1810kHzから1825kHzにおいても全電波形式となるよう検討いただきたい。運用で混乱が生じる可能性がある。          告示案（7）について          無資格者の体験交信について臨時に開設される無線局での規定となっているが、常設の社団局にも対象を広げるよう検討いただきたい。特に学校や文化施設などで開設する社団局では、行事以外でも多く公開運用が行われており、体験できる機会がより多く得られるものと考えられる。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。          省令案（1）          1. について          今般の改正案では、開設済みの無線局において外部入力端子に附属装置を接続した場合に、工事設計書にない電波型式が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がない場合（その電波形式が一括コードに含まれている場合）は、工事設計書の変更や附属装置の諸元等の提出を不要とするものです。          一括記載コードの見直しに関するご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。          2. について          免許手続きの簡素化に係るご意見については、今後の政策の検討に当たっての参考とさせていただきます。          なお、今般の改正案は工事設計等の変更について定められている電波法第9条第1項の及び電波法施行規則第10条に基づき、無線局免許状の指定事項に変更がない場合、送信装置の外部入力端子に附属装置を接続することを、許可を要しない工事設計の軽微な事項に追加するものです。          告示案（5）について          今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。          なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの</p>	無

			<p>規律としています。 告示案(7)について いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
59	個人	<p>すべて賛成します。実現できることを期待します。 ただし、別添7の「(モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。)」ですが、「モールス符号を受取る無線電信の操作」については、電波を放射しないので除外しなくてもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 モールス符号による通信については、電気通信術という特別の技術及びその通信に関する条約等の法規上の知識が必要であることから電波法39条第2項の規定により無線従事者でなければ行つてはならない操作と定められております。</p>	無
60	個人(意見5件)	<p>【省令】改正案に賛成します。 変更申請等に関わる簡素化は書類作成する無線局側にとってもその書類を受け取る総務省側にとっても有益なものであると考えます。今後更なる簡素化を望みます。主要先進国におきましては「米国式包括免許制度」を採用している国が殆どです。今後は今にもまして国際交流が盛んになると予想されます。その状況下において世界の国々との間でお互いの国において「米国式包括免許制度」を元に簡便な手続により相互運用が盛んに行われております。(国によっては短期間の訪問時には申請すること無く運用が可能な国もあります。)我が国におきましても各方面で世界における重要な地位を占める事から無線通信の領域においても世界各国と同等の簡易な手続によって開局・変更申請ができるようになることを希望します。 【別添2】改正案に賛成します。 (2空中線の工事設計) 「アマチュア業務」の意義からアンテナに関わる研究等が容易に行えるようになる事は望ましいことと考えます。 (4送信機の部品及び当該送信機の外部入力端子に接続する附属装置に係る工事設計) 「アマチュア無線業務」の意義から各種研究に関わる実験等が容易に行えるようになる事は望ましいことと考えます。 【別添3】改正案に賛成します。 この付近の周波数は海外とのデジタル通信に使用される事が多いため全てのクラスに許可されるべきと考えます。 【別添4】改正案に賛成します。 この周波数帯でのIARU REGⅢ(アジア・太平洋地域)におけるアマチュア局への周波数配分は1,800kHzから2,000kHz及び3,500kHzから3,900kHzとなっており、多くの国において上記周波数帯が割り当てられています。我が国においても可能な限り上記周波数帯に近づけるような許可がいただけるように希望します。今回の改正はその過程として諸外国に近づくため賛成します。今後に向けてもできるだけ早い時期に諸外国と共通の周波数帯となるよう希望いたします。 【別添5】改正案に賛成します。 諸外国で許可されている電波の型式と共通の電波の型式での交信が可能と</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無

		<p>なるため。</p> <p>【別添7】改正案に賛成します。</p> <p>現在日本においてIoTエンジニアの不足が叫ばれております。これは青少年の「理科離れ」が原因と言われています。私が昭和38年の試験に合格し、翌39年に開局した頃は他にあまり楽しみも無い時代で、アマチュア無線は最高の楽しみでした。そしてそこから多くの技術者を輩出し日本の経済発展に寄与したと考えています。</p> <p>しかし、現在においては様々な楽しみがあり、アマチュア無線はその中に埋没した感があります。それらを解消する一つの方策としてアマチュア無線の普及にあると思います。</p> <p>そのため、多くの人たちに体験していただく場を設けることは大変喜ばしいことであると思います。さらにはその機会を増やすために臨時局に限らず、日本アマチュア無線連盟の中央局や地方局においてもこの運用が可能な改正をお願いします。</p> <p>なお、「制度整備の概要」において「無資格者」という文言を使用されていますが、「無資格」という文言にはあまり良いイメージを抱くことができません。「体験運用」とか別のイメージが良い文言を使用していただくよう希望します。</p> <p>【別添8】改正案に賛成します。</p> <p>(6(10)申請に係る審査の基準の簡素化はアマチュア無線の活性化に寄与するものと思われます。(19(2)臨時局の開設が容易になり、申請の簡素化が計られそれによってアマチュア無線の活性化につながるものと考えます。将来的には各種局間での設備共用が可能となるよう希望します。</p> <p>(24)申請に係る審査の基準の簡素化はアマチュア無線の活性化に寄与するものと思われます。</p>		
61	個人	<p>今回の改定は、すべて有り難いです。よろしく申し上げます。</p> <p>加えて、下記2点をご検討いただければ幸いです。</p> <p>1、個人アマチュア局を開設している者が、他の個人アマチュア局において、無線従事者資格の範囲内で、自分の呼び出し符号で、自由に運用できるようにする。</p> <p>2、無線設備に電話機を接続し、電話の先の無資格者同士が交信できるようにする。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
62	個人	<p>無資格者の利用機会拡大（アマチュア局の制度整備の概要・別添9）</p> <p>「行事」というのは、何を示しているのでしょうか？ARISSスクールコンタクト等、JAXAをはじめとする国の機関が定める「行事」なのか、私的なイベント（IoTと言われるイベントはいくらでも存在します）など、様々なことが考えられます。その定義、申請の必要の有無などはっきりしない場合が多いです。企業が主催（IoTと称する行事）する場合は、アマチュア無線の商用利用とみなされ、電波法抵触の恐れが考えられます。つまり、IoTとアマチュア無線の定義「金銭上の利益を得ることではなく」の両者に関しては、トレードオフの関係になる場合も存在すると思います。</p> <p>基本的に本案には賛成です。また、現在の日本のエレクトロニクス分野での</p>	<p>行事の具体例として、大学、高校等の学園祭、地方公共団体主催のイベント、ハムフェア等が様々なケースが考えられます。ご意見の通り、金銭上の利益を得る目的であってはならないなど電波法令を遵守し、ワイヤレスIoT人材の裾野の拡大につながるよう運用して参りたいと考えております。</p>	無

		<p>繁栄はアマチュア無線なしでは語れないと思います。それらは、高度成長期からバブル期前の時代のものであり、時代に応じた制度上の柔軟な対応をお願いしたいと思います。アマチュア局の人口が減少している中、このような施策が、再びアマチュア局を増加させる方向になることを祈念します。</p>		
63	個人	<p>アマチュア無線運用周波数 160m 80mの帯域拡張について資料を拝見いたしました。内容について賛同いたします。 ローバンドファンのアマチュア無線愛好家は待ち望んでいると思われます。少しでも早く施行をお願いいたします。当方は拡張されたバンドでストレスの無い運用を楽しみたいと考えております。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
64	個人	<p>この度の160m、80mのバンドの拡大はうれしいことです。 現在、世界と交信するのに日本はバンドの拡張が遅れています。 そのため不自由なスプリット操作で恥ずかしい思いをしながら使用しています。世界に合わせた使用ができることを一時も早く待ち望んでいます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
65	個人	<p>アマチュア無線運用周波数の追加見直しを歓迎します 世界的に160mの現状を考慮すると、1800～1810及び1825～1875 全電波型式の部分で混乱が発生しそうな気がします。 出来れば、A1A (CW) 1800～1835kHz、また、全電波型式を1835～1875kHzになれば、混乱が避けられると思います さらに、海外アマチュア局との通信が可能なように3770kHzから3791kHzの拡大検討も引き続きご尽力いただけますようによろしくお願いいたします 160メーターは下記のような案でいかがでしょうか 1800～1810 全電波型式→A1Aを要望 1810～1825 A1A (現行通り) 1825～1835 全電波型式→A1Aを要望 1835～1875 全電波型式 1835～1840 デジタル (DX) を要望 1907.5～1912.5 A1A, F1B, F1D, G1B, G1D (現行通り)</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。 また、周波数割当 (拡張) については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無
66	個人 (意見 2 件)	<p>以下のとおり要望します。 1800～1810 全電波型式→A1Aを要望 1810～1825 A1A (現行どおり) 1825～1835 全電波型式→A1Aを要望 1835～1875 全電波型式 1835～1845 デジタル (DX) を要望 1907.5～1912.5 A1A, F1B, F1D, G1B, G1D (現行どおり)</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
67	個人	<p>今回の改正案に賛成いたします。 まず、免許手続きの簡素化については、試行錯誤により技術を習得するアマチュア無線家にとっては、より望ましい方向に進んでいると考えます。 また、周波数の追加割り当てについては、国際的な状況が十分に考慮されて運用の幅が広がるものであり、大いに歓迎いたします。 早期に本改正案が実現されますよう、よろしく願ひいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

68	個人	<p>1 免許手続きの簡素化 改正案について支持します。アマチュア局のPCを接続した申請（届）が増加し総合通信局の業務を圧迫している現状を考えるとアマチュア局の申請手続きの更なる簡素化を希望します。</p> <p>2 周波数の追加割り当てについて 改正案について支持します。アマチュア局の運用は、他国との共通な周波数を使用し通信を行うのが大前提であるから、今後も更なる国際的調和を考慮した周波数割り当てを希望します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。</p>	無
69	個人	<p>ご提案の件、大賛成です。是非とも改正をお願いします。 今後も新しい電波形式の出現のたびに、煩雑な申請・受付処理などは、無駄な業務を増加させることになると考えます。ぜひ改正をお願いします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
70	個人	<p>160mの国際的な現状を考えると、1800～1810kHz及び1825～1875kHzが全電波型式では混乱が発生しそうです。 1800～1835kHzをCWIに、1835～1875kHzを全電波形式とし、1835～1840kHzをデジタルモード（海外交信）に割り当てていただくこととを要望します。 1800～1835kHz CW 1835～1875kHz 全電波型式 ※1835～1840kHz デジタルモード（海外交信に限る） 1907.5～1912.5kHz 原案どおり</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
71	個人	<p>(1) 免許手続きの簡素化： 賛成します。アマチュア局の負担軽減のみならず、総合通信局の業務軽減になると考えます。</p> <p>(2) 無資格者の利用機会の拡大： 基本的には賛成ですが、無資格者による違法運用が行われないか懸念します。</p> <p>(3) 周波数の追加割り当て： 基本的には賛成ですが、「アマチュア局の国際的な使用周波数の調和を考慮」するのであれば、1.9MHz帯の1800-1810は全電波型式ではなく、CW専用にするべきと考えます。</p>	<p>(1) について 本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>(2) について ご賛同の意見として承ります。 また、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p> <p>(3) について ご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
72	個人	<p>第1点：FT8等の申請の簡略化に対して全面的に賛成します 第2点：1.8MHz帯、3.5MHz帯～4MHz帯における追加割り当てについても賛成です。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
73	個人（意見4件）	<p>国際的に160mの現状を考慮すると、1800～1810及び1825～1875全電波型式の部分が混乱が発生しそうな気がします。 できれば、A1A(CW)1800～1835kHz、全電波型式を1835～1875kHzとし下記の通り、提案します。</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p>	無

		<p>1800～1810 全電波型式→A1Aを要望  1810～1825 A1A（現行通り）  1825～1835 全電波型式→A1Aを要望  1835～1875 全電波型式  1835～1840 デジタル（DX）を要望  1907.5～1912.5 A1A, F1B, F1D, G1B, G1D（現行通り）</p>	<p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	
74	個人	<p>(別添 1)無線局免許手続規則(昭和25年電波管理 委員会規則第15号)の一部改正案  (別添 2)電波法施行規則第10号(昭和51年1月24日 郵政省告示第87号)の一部改正案  (別添 3)電波法施行規則第10号(平成5年6月16日 郵政省告示第326号 1～3 異議なし  (別添 4)電波法施行規則第13号2(平成21年総務省告示第126号 異議なし。この件は昨年の周波数再編成の意見書に基づき2次業務でも開放感謝します。  (別添 5)無線局運用規則第258条2(平成21年総務省告示第179号 1.9MHz帯は1,800～1,875kHzまでの連続使用が可能になったのですが、混乱混信を避ける為に、変更のない既存の周波数の使用区分を周到する必要があると思います。具体的には  1,800～1,810kHz 全ての電波の型式 → A1A 世界的にも電信の運用のため  1,825～1,835kHz 全ての電波の型式 → A1A 世界的にも電信の運用のため  1,835～1,845kHz FT8による外国との交信に使われているので、附則の注1の特記を望みます。  3.5MHz帯の特に3,575～3,580kHzについては、3,500～3,575kHzの拡張との見方が強いかと思います。  従って、3,535～3,575kHzの附則注1を特記して戴く事を切に願います。  現状 3,573kHz FT8の運用では外国との通信、3,530kHz付近では国内の交信と棲み分けが出来ていますので、混乱を避ける上で継続して戴きたく思います。  (別添 6)周波数割当計画 異議なし  (別添 7)総務省告示第〇〇号 この規制緩和は後々の不法電波の発生源にならなければ良いが。次の(別添 8)の新設24項の条件の厳守を望みます。  (別添 8)電波法関係審査基準 異議なし</p>	<p>(別添1)～(別添4)及び(別添6)(別添8)について本案に対するご賛同の意見として承ります。  (別添5) 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。  なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。  (別添7) 引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p>	無
75	個人	<p>全ての案について、原案どおり改正することに賛同します。  (付帯意見)  1. 無線局運用規則の～使用区別を定める件(平成21年総務省告示第179号)の一部を改正する告示案について  新たに割り当てられることとなる帯域において、自由度の高い全電波型式を認めて頂けることに感謝の念を表します。電波型式ごとの使い分けや実情に応</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。  付帯意見2について  連絡設定及び終話については、電波の出所を明らかにする及び有資格者の責任の所在を明らかにするために、有資格者が行うものとします。  ご意見の無線通信規則(RR)関連については、当該告</p>	無



		<p>じた整理は、電波利用者の側で意見を集約して行えばよいと考えます。</p> <p>2. 新設案(無資格者の利用機会の拡大関連)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおり改正施行した後、制度の浸透状況や電波監理上の支障がない事を見きわめた上で「連絡の設定、終了は有資格者による」の部分の緩和を検討頂きたいと考えます。</li> </ul> <p>この制限は業務用無線局における主任無線従事者制度にも存在するところであり、通信の確実な伝送や混信妨害の防止に有用な規定であると考えます。但しアマチュア業務においては、通報部分の送受のみならず、一つの通信を行う中での通信操作と技術操作の全面を興味の対象として楽しんでいると言えます。このため、無資格者が自ら周波数帯域をサーチして目的局を定め、おそるおそる呼出を行って応答が返ってくる。またはCQを出して不特定多数の局からコールがある。そして「また会いましょう73、さようなら」と最後まで通信が可能になる事により、通信の体験から得られる感動や面白さは一層強くなり、ひいては広く科学技術への興味関心につながるものであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信の相手方について制限なく、一般の全アマチュア局と交信できるのは喜ばしい事です。国内通信は本改正案で問題なく実施できますが、海外の無線局との間の国際通信については実施できるのでしょうか。RRとの関連性が心配ですので、施行前にぜひ情報展開をお願い致します。</li> <li>・制度の浸透状況や電波監理上の支障がない事を見きわめた上で、ゆくゆくは対象となる局の範囲を一般の社団局まで緩和して頂けることを希望します。学校や科学館などに常設されているアマチュア局において、本法令の理念が最大限に発揮されるものと考えます。</li> </ul>	<p>示案に基づき開設されたアマチュア無線局と海外のアマチュア局との国際通信については無線通信規則に照らし可能と考えます。</p> <p>なお、その他いただいた付帯意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
76	個人	<p>海外との交信機会において、提案のバンド拡張により運用が容易になり良い。また、アマチュア無線において、開発・改良されていく変調方式をまとめて定義するのも事務の効率化だと考えられ、良い。</p> <p>無資格者の運用については、厳格なルールを以って実施するのであれば、問題無いが不法な運用をするものの隠れ蓑にならないようにしていただくとともに、現状の不法局の一層の摘発をお願いしたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p>	無
77	個人	<p>なぜアメリカ等で可能な免許人の立会管理のもと、無資格者に無線設備を自由に操作させないのか？案だとギチギチに管理しないと日本人は程度が低いので無理なのだ、世界中のアマチュア無線局から笑いモノになる。</p> <p>社団ましてやイベント限定ではなく、アマチュア無線局なら、その局を免許人の立会管理のもとに、すべて操作を可能とすべし。またモールス符号送受についても可能とすること。</p> <p>イベントで、そのために開設された社団局では、自慢ばかりの実力のない、権威を振りかざすモノが指導するのは確実で、英語もまともに出来ない、ガチガチの運用では、興味を持ってないのは確実。</p> <p>若者はまず集まらないし、一般の方もよく理解していますので、すべてのアマチュア無線局に可能とすべし。</p>	<p>無資格者が行える通信操作を有資格者の指揮の下と制限するのは国民全体の財産である有限希少な電波を有効かつ安全に利用するためです。</p> <p>また、モールス符号による通信については、電気通信術という特別の技術及びその通信に関する条約等の法規上の知識が必要であることから電波法39条第2項の規定により無線従事者でなければ行つてはならない操作と定められております。</p>	無
78	個人	<p>1.9MHz帯の周波数割り当てに関する意見</p> <p>まずは、1800-1810, 1825-1875kHzの拡張ありがとうございます。拡張された周</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技</p>	無

		<p>波数が混乱なく利用できるように私見を提出させていただきます。          下記のように使用電波の型式及び周波数の使用区別を希望する。          1800-1810kHz A1A *1          1810-1825kHz A1A (現行通り)          1825-1835kHz A1A *2          1835-1845kHz A1A, 狭帯域DIGI (FT4/FT8/JT9...) *3          1845-1875kHz 全電波型式          *1 改正案では全電波型式が割り当てられていますが、下記理由によりA1Aに限定すべきと考えます。          A3J (LSB) で占有周波数が1800より下端に出現する可能性を排除するため、10kHzという狭帯域でSSBの運用は避けるべきと思う。          IARU REGION3ではこの帯域はA1Aのみに割り当てています。          *2 CWにて盛んに国際交信が行われているため          *3 国際的なデジタル運用がこの帯域で使用されているため。</p>	<p>術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。          なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	
79	個人	<p>1. 8MHz帯、および1. 9MHz帯のバンドの拡張、大いに賛成です。          3. 5MHz帯、および3. 8MHz帯も是非バンドの拡張をお願いします。          パソコン使用による電波形式の申請が簡略される事は大いに賛成です。          是非、実現して下さい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。          なお、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。</p>	無
80	個人	<p>長い間待ち望んでいたバンド解放を大変喜ばしく歓迎致します。          1. 9MHz帯の世界的現状はCWでのDX交信が殆どです。近年はFT8、FT4等の普及で狭帯域データ通信が行われています。          しかしながら電話その他の広帯域モードは、暗黙ではありますがタブーとされており、微弱な相手局との交信中SSB等の混信が出る場合を考えると、やはりCW等とSSB等の運用範囲は完全に分離するべきと考えます。  <b>【案】</b>          1800~1912. 5kHzの全範囲はCW、狭帯域データのみとする。SSB等は将来に更にバンドが拡大された時点で再考する。加えて1875~1907. 5kHzの解放をお願い致したい。          1. 9MHz帯と同様に僅かではありますが、バンド解放を歓迎いたします。しかしながらなお、3. 5MHz帯は未解放部が散在し運用可能範囲が飛び地同様になっています。早期に全体の解放を進めていただきたい。  <b>【案】</b>          CW、狭帯域データでの運用範囲が狭い、せめて3550kHzまで拡張してください。</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。          なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。          また、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。</p>	無
81	個人	<p>今回の、アマチュア無線局の免許手続き簡素化、無資格者の利用機会の拡大及び周波数の追加割当てに関する案件に賛成します。          免許手続きの簡素化については、多くの国々で、アマチュア無線に包括免許が認められている中で、それに一歩でも近づく今回の案件は国際的にも好ましいものであり、アマチュア無線家にとっても、担当管庁にとっても業務の簡素化に寄与するものと思われまます。          無資格者の利用機会の拡大については、諸外国では既に実施しているところであり、アマチュア無線への関心のみならず、科学技術に関心や興味を持たせ</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>る機会になり、特に青少年の健全な育成の一助になるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>周波数の追加割当については、限られた貴重な周波数帯の有効利用になり、アマチュア無線における国際通信の利便性に寄与するものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上の理由により、今回の案件につきまして、大いに賛成するものですので、宜しくお願い致します。</p>		
82	個人	<p>1. 免許手続きの簡素化について 特にコメントはありません。</p> <p>2. 無資格者の利用機会拡大 制度趣旨には賛同いたしますが、アマチュア無線の目的の一つである我が国の科学技術の発展に寄与するものであるべきと考えます。単に資格取得に誘導し、関係業界が潤うだけの施策にならないよう貴省において施策の有効性を監視されることを希望します。</p> <p>3. 周波数の追加割当について 本施策には反対いたします。1.8M帯および3.5M帯はローバンドであり、送受信には大規模なアンテナを必要とします。アマチュア無線家が市街地において周辺住民への配慮を欠いたまま、巨大なアンテナを設置している例が多くみられます。周波数帯の拡大は、このようなローバンドでの運用機会を増やすことになり、巨大アンテナの増大に拍車をかける恐れがあります。日本アマチュア無線連盟はアマチュア無線家による科学技術への寄与、非常時における通信手段の確保などを主張しています。過去はそうだったかもしれませんが、最近はその思えません。昨年の千葉県風水害・それに伴う停電においてもアマチュア無線家が活躍したなどという話は聞きません。アマチュア無線家向けのウェブサイトhamlife.jpでは、本パブリックコメント募集についても掲載していますが(<a href="https://www.hamlife.jp/2020/01/17/soumusyo-ham-pubcome-bosyu/">https://www.hamlife.jp/2020/01/17/soumusyo-ham-pubcome-bosyu/</a>)、貴省が作成したプレゼンテーションに自分たちのロゴマークを付け、あたかも自分たちが作成あるいは作成に関与したように見せかけています。このような勘違いも甚だしいアマチュア無線家の権益を拡大する必要性は全く感じません。</p>	<p>2 について 本告示案により有資格者の指揮の下で無資格者が電波の利活用の可能性や楽しさを体験できることでIoT人材の裾野拡大につながるとともに、無線通信に関する社会全体のリテラシーの向上や我が国の技術力の向上に資するものと考えます。</p> <p>3について アマチュア局の開設・運用にあたっては、近隣住民の方々に十分配慮し理解を得ていただくよう、新たに開設する人、免許人及び関係業界等に対し、引き続き周知・啓発を行って参ります。</p>	無
83	個人	<p>免許手続きの簡素化、周波数の拡大は長年の希望でした。是非とも一日も早く正式交付をお願いします。ご努力を感謝します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
84	個人	<p>大変ありがとうございます。長年待ち望んでいましたので、早急な実施をお願いします。特に周波数の拡大は、海外の向けの通信に大変不便でしたので大歓迎です。1.8メガ帯では以下のように希望します。国際的な利用法に合わせる事ができます。</p> <p>1800~1810 全電波型式→A1Aを要望 1810~1825 A1A(現行通り) 1825~1835 全電波型式→A1Aを要望 1835~1875 全電波型式 1835~1840 ft8等デジタル(DX)を要望</p> <p>3.5~4メガ帯ではまだまだ拡張が必要です。さらなる改善拡大をお願いします。連続していないと海外通信に大変不便で、誤操作等での逸脱も懸念されま</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p> <p>また、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p> <p>免許手続の簡素化については、ご賛同の意見として承り</p>	無

		<p>す。</p> <p>アマチュア局の免許手続きの簡素化では、さらなる簡素化を進めていただきたい。業務用と異なり、いつも研究・実験や改善をしています。その都度の変更申請等は負担で効率低下です。できれば、自動車運転のように免許の範囲内であればどの無線設備でも運用可能にしてほしいです。よろしくお願いします。今回の簡素化、拡大に感謝申し上げますとともに更なる改善よろしくお願いします。</p>	<p>ます。</p>	
85	個人	<p>免許手続きの簡素化、資格者の利用拡大、周波数の追加割り当てにつきましては、是非実現していただきたいと思ひます、特に、欧米との割り当て周波数の差があまりに大きいので徐々にでも良いので格差を削減していただければと感じます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無
86	個人	<p>アマチュア無線の周波数の追加割当て（バンド幅拡張）については長年要望してきたことであり今回それが実現されるに至ることは慶賀の至極です。</p> <p>特に1.8MHz帯と3.5MHz帯に於いては諸外国の標準周波数と大きくずれており、その運用には不便を困って来ました。</p> <p>今回は是非とも実現して戴き度、大いに期待しています。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
87	個人	<p>指定事項に電波の型式が含まれていることで必ずしも本改正によって付属装置の免許手続きが簡素化されるものではない。すでに情報通信審議会において「電波の型式は、変調方式や伝送情報の型式を表示するものである。一般的に変調方式や伝送情報は、その方式や情報内容により使用する電波の占有周波数帯幅等の電波の質に影響を与えるため、隣接周波数や他の無線局への影響を与えないよう周波数を管理する」ものであり「現行基準の送信マスクや不要発射の強度の許容値を満足するものであれば、既存無線システムへの影響を及ぼすものでない」として一部の電波システムでは電波型式を指定事項から除外している。JARLバンドプランに相当するIARUのバンドプランにおいてもCW、狭帯域等の利用モードと占有周波数帯域のみの規定であり電波型式は除かれている。よって現行基準の送信マスクや不要発射の強度の許容値等の規定を満たすことを前提として、今後の柔軟な付属装置の開発や利用促進を図る観点からアマチュア無線局についても電波の型式を指定事項からはずすとともに（5）において電波の型式でなく占有周波数帯域で規定して頂きたい。</p> <p>当該のアマチュア業務は国際分配上永年にわたって一次業務割り当てである。二次業務割り当ては改正趣旨の「アマチュア局の国際的な使用周波数の調和を考慮した周波数の追加割当て」に反する新たなガラパゴス政策となる。一次業務としていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、周波数割当について、既存無線局の運用の保護を確保する観点から、一部の周波数帯については、二次業務とすることが適当と考えます。</p>	無
88	個人	<p>下記3点以外、改正案について賛成します。</p> <p>今後も、アマチュア無線の免許を持たない者による無線局運用の緩和、免許関係手続の簡素化（必要があれば厳格化）、アマチュア無線局が使用する周波数の拡張（特に4MHz以下）を進めて下さい。</p> <p>参考意見扱いのものとして、アマチュア無線を始めたいと思ひ立ってから実際に電波を出せるようになるまでの期間の短縮も、今後検討して下さい。</p> <p>【案の修正】「平成21年総務省告示179号」に関して</p>	<p>ご賛同の意見として承ります。</p> <p>「平成21年総務省告示179号」について</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規</p>	無

		<p>1800-1810kHzに許可される電波型式を、全ての電波型式でなく「A1A及びデジタルモード」とする事が良いと考えます。理由は、外国のバンドプランではA1Aのみ、又はA1Aとデジタルモードのみとなっている事から、国際的な整合性をとる為。</p> <p>【追加の変更1】「平成21年総務省告示179号」に関して 3535-3575kHzと7045-7100kHzにある「(注1)」を除外する事が良いと考えます。理由は、当該帯域では国際的にデジタル通信が活発となっている中で、日本国のみが国内通信を禁止とする明確な理由がないと考えられるから。 国内同士のデジタル通信を禁止する理由があれば、その理由の御提示をお願いします。</p> <p>【追加の変更2】「平成26年総務省告示431号」(アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号)に関して 現在の3MAや4MAとは別に、J3E等を加えた一括コードを追加した方が良いと考えます(または現行の3MAや4MAを別記号とし、3MAや4MAにJ3E等を加える案もあります)。 今回の改正で1.8MHz帯にJ3E等が解禁される事が当該告示において検討されておらず、J3E等を送信する場合に個別に電波型式の申請を必要とする改正案となっています。また、現在3MAや4MAで免許されているアマチュア無線局に対して手続不要でJ3E等を解禁するようにしないと、相当数のアマチュア無線局が電波型式の追加を申請すると予想されます。 働き方改革が叫ばれる御時世、担当官の負担を減らす事も御検討下さい。</p>	<p>律としています。 「平成26年総務省告示431号」について一括コードについてのご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。 また、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	
89	個人	<p>1.9MHz帯の使用区分について 1,835kHz~1,845kHzは、A1A F1B F1D G1B G1D等、狭帯域通信のみの指定にすべきと思ひます。国際的な運用状況から、混信を防止する為にも必要と思ひます。 他については告示案通りで特に意見はありません、周波数拡大については今まで変則的な運用でしたので大変有難く、素晴らしい事です。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
90	個人	<p>この度の周波数追加割り当ては大変喜ばしいことで、ようやく日本のアマチュア無線におけるローバンド周波数帯が完全ではないにせよ、国際水準なみに近づいたと感じられます。 しかし残念なことに追加周波数帯での使用区分の設定がなく、ここは本来ならば日本アマチュア無線連盟などが申し合わせとして自主的に決めるべき問題ですが、従来の方式通りバンドプラントするのであれば、特に160m帯において予想される混乱を防ぐため最小限次の様な使用区分が必要と思われまひます。 1800-1810: SSBを除く全電波形式 (ただしあくまでコンテスト時や、緊急時の使用とする) 1810-1835: CW 1835-1845: FT4, FT8などの狭帯域データ通信 1845-1875: SSBを含む全電波形式 1907.5-1912.5: CW, データ通信</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無

91	個人	<p>1.9MHz帯と3.5MHz帯の周波数を拡大する「周波数割当計画」の改正案についてこの度の1.9と3.5の周波数追加割当ては私に取りまして大変素晴らしいことです。</p> <p>過去にもバンド拡張がありましたが、今回の大幅な周波数追加割当ては太陽活動が低迷している現在低い周波数帯特に1.9MHz帯と3.5MHz帯でのアマチュア無線の交信特に海外との交信の醍醐味になって大変混雑している状況です。</p> <p>第3地域では多くの国が1800～2000kHz、3500～3900kHzにアマチュア無線の運用が許可されています。未だ日本では運用出来ない周波数帯があり、電波が聞こえても交信することが出来ません。</p> <p>今後も上記周波数帯の更なる拡張で近隣第3地域各国と自由に交信が出来る環境が出来ますことを願っております。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思っております。</p>	無
92	個人	<p>1.9MHz帯及び3.5MHz帯の周波数の追加割当てに関し賛成いたします。一日も早く拡張された周波数で運用をしたいと思っております。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
93	個人	<p>1.9と3.5の周波数拡大は長年ローバンドを楽しんできた我々にとって大変素晴らしいことであり是非実現して頂きたい。</p> <p>そんな中で1.9MHz帯の1835～1845kHzはFT8等のデジタル専用にして頂きたい。海外とのDX通信を楽しむ我々にとってこの周波数で国内電話通信が行われることは混信の原因にもなり海外QSOが難しくなります。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
94	個人	<p>1.9MHz帯のバンド拡大は、今まで世界から遅れていた日本のアマチュア局にとっては、喜ばしいことですが、ここで問題となるのが1.835～1.845が全電波型式になりFT8での諸外国との交信にSSB型式が大きな障害となります。</p> <p>そこで1.835～1.845は、デジタル専用にし、日本のアマチュア局が、諸外国と混信なくスムーズに交信ができます。</p> <p>この素晴らしいバンド拡大を無駄にすることなくして下さい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
95	個人	<p>今回の意見募集について、すべて賛成いたしますが、一点意見があります。</p> <p>総務省告示第179号についてです。</p> <p>私は現在アマチュア局で、電波型式500HA1Bの免許を受けています。これはデータ伝送の一種である「FeldHell」ですが、本告示のデータ伝送の区分にこの電波型式の指定がないため、データ伝送であるにもかかわらず、この区分で通信できません。本告示を改正し、データ区分に「A1B」を追加していただくようお願いいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、ご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p>	無
96	個人	<p>①アマチュア無線を楽しむ者として、世界各国と通信するために苦勞してきた1.9MHz帯、及び3.5MHz帯の周波数拡大は長年の夢でした。それがこの度、実現する事になり、大変喜んでおります。ありがとうございます。</p> <p>②追加される周波数が改正案では「全電波形式」となっていますが、微弱電波で通信するデジタルモードが、国内SSB交信による混信を受けることが懸念されます。1.9MHz帯ではせめて1835～1845HzはFT8等デジタル用にして欲しいと考えます。かなう事なら、再考をお願い致します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無

97	個人	<p>今回の改正案には賛成です。</p> <p>加えて、開局申請時の送信機に関して意見を提出したいと思います。</p> <p>今回の改正には、アマチュア無線技師を増やしていきたいとの意図が伺われますが、新たに従事者免許を得ようとする方には、4級から順にステップアップを目指す方も少なくないと思います。めでたくまずは4級を取得されて開局しようとする時、用意する送信機はいわゆる20W機しか申請できないことになっていますが、これを100W機でも「送信出力は20W以内に限る」などの特記をつけるような形で審査が通るようにして欲しいと思います。</p> <p>4級の場合、電信はできず、また送信できないバンドもあります。それでも申請できる送信機はスイッチ一つでそのようなモード・バンドも送信できる状態にあります。空中線電力だけ制約になっているのは、筋が通っていない気がします。そうすれば、資格をステップアップしていったときにも、送信機を買い替える必要がなくなり、経済的ハードルを下げられることにもなるかと思いません。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>ご意見の点については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
98	個人（意見3件）	<p>現在1.9MHz帯では、全世界的には、かなりSNが悪い状態でも通信可能なFT8等のデータ通信が最も盛んです。</p> <p>しかし、今回の改正案の周波数の使用区分中、1825-1875は、全電波形式となっています。FT8等のデータ通信で主に使われている周波数は、1835から1845です。同一周波数でSSBによる国内通信が行われた場合、海外との交信がまったく通信できなくなります。そこで、ぜひとも1835-1845は、データ通信用に確保していただきたい。</p> <p>今回の改正は、アマチュア無線家にとっては、長年の悲願であったともうれしいものです。せっかくの改正案ですので、トラブルのもとにならないよう事前に住み分けをきちんとしておいていただければ幸いです。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
99	個人	<p>1. 1.9MHzにおける拡張案は賛成ですが、一部混信防止のため1.835から1.845はデータのみとしていただきたい。</p> <p>2. 3.5MHzにおける拡張案は改正案の通りで問題ありません。</p> <p>1.9と3.5の周波数拡大は待ちに待った素晴らしい改正案です。早急な運用開始を節をお願いいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
100	個人	<p>本件は我々アマチュア無線利用者にとっては長年の懸案事項でもあり、国際的な整合性の観点からも高く評価される内容であり、下記の意見を付して賛成致します。</p> <p>(1) 実施時期については可能な限り早期に実施されること</p> <p>(2) 3.5MHz帯のさらなる周波数割り当て(使用区分)の拡大</p> <p>(3) 1.9MHz帯の一括コードにSSBの設定追加(4MA)</p> <p>免許制度の簡素化の観点から施行に合わせて実施いただきたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>意見(2)について</p> <p>周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。</p> <p>意見(3)について</p> <p>ご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p>	無
101	個人	<p>省令案、告示案、訓令案 計8項目については、我々アマチュア無線利用者にとっては長年の懸案事項でもあり、国際的な整合性の観点からも高く評価され</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、ご意見については今後の施策の検討に当たっての</p>	無

		<p>る内容であり、下記の意見を付して賛成致します。</p> <p>(1)実施時期については可能な限り早期に実施されること</p> <p>(2)今回の拡大を第一歩としての今後のさらなる周波数割り当て(使用区分)の拡大</p>	<p>参考とさせていただきます。</p> <p>なお、周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	
102	個人	<p>今回の改正はアマチュア無線の low bander にとって待ちに待った改正だと思ひますので是非実現してほしいと思ひます。</p> <p>特に1.9/1.8 MHz と 3.5/3.8 MHz の改正は大歓迎です。</p> <p>但し最近のデジタル通信事情を考えるとsub_bandの改正は予め改正の必要のない様な世界共通になる事をお願いします。パケット通信流行時の混乱は二度と起きて欲しくないと思ひます。</p> <p>1.9MHzの国内通信についてはデジタル通信のFT8のbandは無くすか1.908以下の500Hzに限定して欲しいと思ひます。</p> <p>1.9MHzのその他の部分についてはcw_onlyとしてほしいと思ひます。</p> <p>1.8MHz_bandのlow-edge(1.800-1810)については今迄のHFの常識であるcw_only にして欲しいです。</p> <p>その他の部分については外国との通信を考えるとSUB_BANDを改正の時点で世界共通になるように先に決めて過去の混乱は二度と起こらないように検討して欲しいと思ひます。</p> <p>SUB_BAND が決まらないで施行されると数年間混乱が起きたのは過去の例を見てもお分かりの様に私たちは困ります。実現する事を願っています</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
103	個人	<p>日頃アマチュア無線に何かとご配慮頂き、この度の改正案1.9MHz帯と3.5MHz帯の周波数拡大を大変に有難く素晴らしい英断と感謝いたします。</p> <p>ここで敢えてお願いをいたしたく存じます。</p> <p>1.9MHz帯において</p> <p>1.800MHz-1.875MHz CW</p> <p>1.825MHz-1.875MHz デジタル (FT4, FT8, PSK31, RTTY等)</p> <p>1.9MHz 従前と同じ</p> <p>をご提案申し上げます。又此処での電話許可は無用の混信を生じかねずどうか指定をされませぬ様お願い致します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
104	個人	<p>アマチュア局の制度整備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許手続きの簡素化→賛成します</li> <li>・無資格者の利用機会の拡大→反対します (改善を要求します)</li> <li>・周波数の追加割当て→賛成します</li> <li>・「無資格者の利用機会の拡大」への反対意見</li> </ul> <p>告示案には「(モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。)」とあり、現行の規定類と整合が取れていると思ひます。</p> <p>但し、他の電波型式を無制限に利用できるようにするのは如何なものかと思ひます。現行でも、専ら自己のドローン操縦についても「FPV」と呼ばれるシステムで操縦者側、ドローン側いずれの「無線局の総体」が崩れているにも関わらず、平然と個人の移動する局を1局のみとして免許交付している実態は、免許情報</p>	<p>免許手続きの簡素化及び周波数の追加割当てについては、ご賛同の意見として承ります。ご意見の「無資格者の利用機会拡大」については、開設にあたって「臨時に開設する社団局」及び「主催者の同意が必要」を要件とすることで公共性を担保することとしています。また、無資格者の操作範囲を、当該無線設備を操作する有資格者の操作範囲内とすることで無資格者がより多くの電波の利活用の可能性や楽しさを体験でき、ひいてはIoT人材の裾野を拡大に寄与するものと思ひます。</p> <p>なお、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p>	無



		<p>を見れば「5.7GHz帯」のみ指定事項として免許されているアマチュア局があり、甚だ、所管庁である貴省自ら「電波法違反」を助長し、非ドローン運用者であるアマチュア局と「法の下での平等」に反している言わざるを得ません(但し別段「個人局でかつ移動する局の送信機で同時に電波を発射したい」という訳ではなく、無秩序であるという点です)。 前述の「法令違反」を放置したまま「無資格者に対し無秩序にあらゆる電波型式や通信方式の運用を認める」というとても法治国家とは思えない「愚行」です。</p> <p>例えばアマチュアバンド内でデータ伝送可能な電波型式を用い、遠隔操作や画像、音声伝送を有資格者の元で無資格者が運用しても、単なる「スマホで操作可能なアプリやLINE等のSNSツールの延長を使った経験」であり、デモンストレーション的に行われる運用が提言で謳われている「ワイヤレスIoT人材のすそ野を広げること」になるのでしょうか？ また、主にはトラック、ダンプ、トレーラ等の大型車両の運転手が「業務用」にアマチュア局を不法に開設している現状から2点不都合であると考えます。</p> <p>1. 貴省監理指導の特別業務の局及び一般社団法人日本アマチュア無線連盟所属のいわゆる「ガイダンス局」に対し、前述の不法開設者らが「有資格者の元、運用している」と虚偽の言い逃れをし、「有資格者及び開設した社団局」の適当な識別信号を発信し、秩序を乱す</p> <p>2. 「善良なる市民」が不法開設者らの通信を傍受し(デモンストレーション的な場で)、「スラングな」交信内容を聴いた感想として「こんな通信内容で一体アマチュア無線って何が楽しいのか」と失望してしまう恐れがある。</p> <p>「電波を正しくルールを守って使いましょう」とボランティア活動として従事している「電波適正利用推進員」活動も見直さなければ、同告示改正等には賛成しかねます。</p>		
105	個人	<p>アマチュア無線を初めて60年ほどになります。高齢化により体力の衰えを感じ、最近専ら通信機に向かい交信を楽しむ日々が続いています。この度は1.9Mと3.5Mの周波数拡大の改正案があり喜ばしい一言に尽きます。ただ最近専ら主にFT8等を運用していますが、1.9Mにデータ伝送の周波数割り当てがありません。追加割り当ての周波数に狭帯域データ割り当てをぜひご考慮いただきたくをお願いします次第です。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p>	無
106	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.8MHzの電波形式の見直しのお願ひ <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 1800-1810はCWのみ</li> <li>b) 1825-1843はCWとDATA</li> <li>c) 1843-1875は全電波形式 ARRLのBAND PLANに合わせる</li> </ul> </li> </ul> <p>どうしてもSSBを許可したいのなら1850以上にしてほしい。</p> <p>ハイパワー局の混信が予想され、微弱なDX局の受信の妨げになるので、基本的にSSBは反対です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3.5MHz帯</li> </ul> <p>3573のFT8は海外のQSOに限るは継続してほしい。</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
107	個人	<p>今回の改正はアマチュア無線家にとっては大変素晴らしい事です。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>改正内容に付きまして下記の修正を希望しますので意見を申し上げます。</p> <p>1.9MHz帯の拡張される1.800~1.810 及び 1.825~1.875における電波形式を次のようにして頂きたい。</p> <p>a: 1.800~1.810 はCWのみ</p> <p>b: 1.825~1.850 はCWとデータ</p> <p>c: 1.850~1.875 は全電波形式</p> <p>理由としましては現状では1.840にて諸外国はデータ通信を行っています。しかるに、ここを全電波形式としますと国内の局が他の電波形式で送信しますと、諸外国のデータ通信を受信できなくなってしまいます。</p>	<p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	
108	個人	<p>省令案・告示案・訓令案8件について全面的に賛成いたします。</p> <p>(1) アマチュア局の免許手続きの簡素化 アマチュア免許人の負担軽減となるとともに、新デジタル方式の実験に素早く取り組み、国際的な実験グループと歩調を合わせることができます。</p> <p>(2) アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大 大きなインフラを伴わないアマチュア無線は通信の基本であり、その体験は今後のIoT開発に必ずプラスになると思います。</p> <p>(3) 周波数の追加割当て 大いに賛成します。いままで国際的な周波数との整合性が低く、海外局に対して日本に合わせた運用をお願いする状況でした。しかし、今回の追加割り当てが実現することによりそのような垣根がなくなり、国際的にも歓迎されることは間違いないと思われまます。ご英断に感謝いたします。なお、実施についてはなるべく早い時期をお願いいたします。</p> <p>また、追加部分を全電波型式としたことは、「アマチュア無線をやる者が、法的拘束力に頼ることなく自主的に使用区分を管理すべき」と解釈でき、実験的に電波を発射する者にとっては当然なことと思われまます。したがいまして、これにも賛成いたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
109	個人	<p>このたびは1.9MHzと3.5MHz帯の周波数拡大につきまして、我々アマチュア無線を日々の楽しみとして生活している者にとって大変喜ばしい限りで、関係者の皆様方の配慮と努力に感謝するものであります。</p> <p>ここで一つお願いが有ります。1.8MHz帯の使用区分をもうすこし細かくしていただけないでしょうか。</p> <p>たとえば国際的に使われているように、1.810MHzから1.830MHz位までをCW専用に、また1.835MHzから1.850MHzまで位をデータ通信専用にしていただきたい。あるいは、改正案の1.825MHzから1.850MHz位を「CWおよびデータに限る」としていただけないでしょうか。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
110	個人	<p>別添7 告示において 対象を「社団」に限らず、「一般の無線従事者」にまで広められないか。 新たな制度作りや検討は要するが、身内や学校・職場の中の従免持ちが窓口となり、交流や体験ができる方が裾野は広がると思う。できればこの場合の「社団」について、定義をより明確にしてほしい。(法人格が必要？その他特別な要件等？) 本件の省令・告示・訓令案は全て賛成します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>「社団」の定義については、一定の目的で構成員が結合した団体(社団)を指しており、法律により法人格が認められた社団である必要はありません。</p> <p>なお、本告示案により開設が認められるアマチュア局の条件等については、別添8「電波法関係審査基準の一部</p>	無

		<p>ただ、青少年の無線ユーザー加入促進について、開局しても1クールで辞めたら意味がないと思う。数年前の東日本大震災後は局数減が落ち着く様相を見せるも近年また再加速しています。これは震災を機にアマチュア無線を始めても続けることのメリットや意義が見出せなかった物と思う。現在、関連団体（JARL）では若年層、主に学生で優遇策があるが、年齢別加入者数では10～20歳代より25～34歳層の加入が最小のようだ。学生への優遇が功を奏している一方で、20台後半～30歳代で最小となるのは、ここで辞めているのだと思う。親御様が費用を出しての資格取得や継続もあろうが、社会人に成り立ての若年者は時間、金銭、住宅事情（これはアンテナ設置に関係）に恵まれにくく、無線特にHF帯を続けるには苦労が伴う。またQSLカード交換には一定の費用と手間がかかりが、これも厳しい要因だろう。</p> <p>若年層もいいが個人的には中年層に対し何らかの支援策を設けるべきと思う。若年世代よりも比較的趣味に費用をかけやすく、社会経験も増え技術的・法的な理解が深まりやすい世代でもある。そしてSNS利用も60歳～70歳代の最多ユーザーと比べ盛んで、若年者との交流も多そうである。何より近い将来を考えるとこの世代が断絶した場合、悪影響しかないような気がする。</p> <p>あとはコールサインを言わず平然と営利業務する145/435MHz帯不法局への対策強化をしてほしい。彼らの多くは真つ当な無線家を排除・罵倒し、周波数チェックにも応答せずそれを占有しつづけている。私は数年前に開局したが、アマチュア無線でこれほどひどい「窓割れ理論」が長年続いている事を知らなかった。</p> <p>本案は現時点誰も困らないいい案だが、一方でニューカマーを迎え入れる環境整備ができていないと、加入者が増えても需要の先食い終わり、結果本案実施が無線人口増の観点から見るとかえって悪影響にならないかとの懸念はある。</p>	<p>を改正する訓令案」をご参照ください。</p> <p>また、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p> <p>その他のご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
111	個人	<p>無資格者のアマチュア無線局の操作について</p> <p>2 当該操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については当該操作を指揮する無線従事者が行うこと。</p> <p>とあるが、陸上に開設する無線局についての通信操作については無資格者でも可能なものもあるので、アマチュア無線局を操作する無資格者にも連絡の設定及び終了に関する通信操作を含めて認めること、当然、現場で指揮監督する無線従事者が指導監督を行っており、その通信には全責任を負うこととする。無資格者の操作を認めるアマチュア無線局の空中線電力は何ワットまでとするのか？移動しない局では指揮監督する無線従事者資格の操作範囲まで空中線電力を認めるのか？</p>	<p>当該制度により臨時に開設されたアマチュア局において無資格者が操作できる空中線電力についても当該操作を指揮する無線従事者のが行うことができる無線設備の操作の範囲とします。</p> <p>なお、連絡設定及び終話についても、電波の出所を明らかにする及び有資格者の責任の所在を明らかにするために、有資格者が行うものとします。</p> <p>また、その他いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
112	個人	<p>この度のアマチュア局の免許手続きの簡素化、無資格者の利用機会拡大</p> <p>周波数の追加割り当て</p> <p>上記すべての改正案につき、アマチュア無線の活性化と、ひいては我が国の科学技術振興の観点から賛成いたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
113	個人	<p>1. 免許手続きの簡素化</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>今回の改正に賛成します。ただし、今回はデジタルモードに関するもので、今後さらに見直しを進められてデジタルモード以外の手続きが簡素化されることを期待します。</p> <p>2. 無資格者の利用機会の拡大 無資格者の利用機会の拡大に賛成します。無線技術に対する理解の推進や将来の無線技術者の育成の第一歩として大変有益であると思います。今回の改正がなされたなら、例えば無資格者が無線競技会(コンテスト)参加して無線通信や技術を体験できることとなります。このような体験から、無線技術に対する興味から専門家の道に進んだり無線をビジネスに取り入れる人が出てくるのが期待されます。これは、大変国益に貢献するものであると考えられます。</p> <p>3. 周波数の追加割当て 1. 9MHz帯と3. 5MHz帯の周波数追加割り当てに賛成します。特に改正案では、1. 9MHz帯では1825kHzから1875MHzまでが全電波形式となり、電話(SSB)が可能となることは、世界的なコンテストの電話部門での参加が可能になり大変喜ばしく思います。 今後、1. 9MHz帯では米国や欧州並みの周波数拡大と、3. 5MHz帯では細切れの周波数割り当てではなく連続した割り当てに向けての検討をお願いします。</p>	<p>3. 周波数の追加割当て 周波数割当て(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。</p>	
114	個人(意見8件)	<p>今回の総務省の1. 9MHz帯と3. 5MHz帯の周波数改正案は大変素晴らしいと認識いたします。長年これらの周波数帯で海外との長距離通信を運用している我々としては非常に有難い改正案だと受け止めております。</p> <p>3. 5MHz帯 この改正案で問題ありません。</p> <p>1. 9MHz帯 1. 9MHz帯の周波数が今回の改正案の様に大幅に拡張されるのは大変有難いことだと存じます。ただ、この改正案のまま新しい周波数が許可されてしまうと、下記の様な問題が発生する恐れがあります。 ・国内SSB局と海外と通信するA1A局及び狭帯域データ通信局との無用な混信の発生とそれによる輻輳 ・IARU Region 3の周波数バンドプランとの乖離 これらの問題を回避するために1. 9MHz帯に関しては下記周波数区分を提案させていただきます。 1800~1810 A1A 1810~1825 A1A(現行) 1825~1835 A1A 1835~1845 A1A(改正案通り)、狭帯域データを要望 1845~1875 全電波型式(改正案どおり)(注) 1907. 5~1912. 5 A1A, F1B, F1D, G1B, G1D(現行どおり) (注) 外国との交信に限りJ3Eが使用できる</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
115	個人(意見3件)	<p>この度はアマチュアバンドプラン見直しに於きまして1. 9MHz帯、3. 5MHz帯の周波数拡大を行って頂きこの上ない喜びと共に大変感謝しております。 さて早速ですが意見箇所は以下の1件のみです。いろいろと熟慮頂いた結果である事は重々承知しておりますが、アマチュア無線の本質的運用面をご理解</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての</p>	無

		<p>頂き、ご配慮とご検討をお願い申し上げます。</p> <p>&lt;別添5&gt; (使用電波の型式、及び、周波数の使用区分) バンドプランに関する意見です。</p> <p>① 意見:「CW、データ通信」バンドを設定する。</p> <p>具体的には「A1A, F1B, F1D, G1B, G1D 1.835MHzから1.845MHzまで」を追加。それに伴い「全ての電波の型式 1.825MHzから1.835MHzまで、及び、1.845MHzから1.875MHzまで」となる。</p> <p>現行のデジタル通信(代表FT8)は国際的に1.840MHzを中心に使用されており、告示案通りの「全ての電波の型式」で何ら問題なく使用は出来ますが、デジタル通信の本質は非常に微弱な電波での運用が可能な電波型式でもあり、他の周波数帯と同様に混信防止策で一定の保護が必要です。</p> <p>② データ通信のバンド幅1.835~1.845MHz(1.840MHz +/-5kHz)の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペディション、コンテストへの考慮が必要です。</li> <li>・データ通信にはRTTYのように付属装置でLSB変調をかける電波方式(AFSK)、FT8のようにUSB変調をかける電波方式など、さまざまな方式が存在するゆえ一定幅のバンドが必要です。</li> <li>・具体的運用周波数帯幅は通信機のSSBフィルタ幅3kHz以内で行われておりますが、一般的に使用されているソフトウェア(WSJT-X)のポテンシャル(受信能力)は最大5kHz幅あり、それに沿ったバンド幅が確保できれば将来的な通信機の技術革新(5kHz内でのデータ通信)でさらに周波数の有効利用が期待できます。</li> </ul>	<p>電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	
116	個人	<p>この当時のパブリックコメントのまとめのPDFを見ると意見番号11で相互承認に関して参考する趣旨の回答でした。そこで相互承認を希望している国を調べたところフィリピンは最初の総務省へのアプローチから20年程度経過をしているようです。タイもかれこれ10年近く経過しようとしております。このように現地の邦人が現地の団体関係省庁へ働きかけ多大な時間と苦勞をし総務省やJARLへ行っております。</p> <p>上記のフィリピンのように20年もなんらかのリアクションができていないのは日本の信用や威信にも関わるものだと思っております。</p> <p>東南アジア諸国ASEAN地域は日本と深いつながりもあり最優先で対処する必要性がありASEAN地域はたくさんの日本人が多いだけでなく訪日する相手国の方も多く最優先で対応していただきたいと感じます。</p> <p>現在、上記以外の国で相手国の厚意でゲストオペレーションという形で許可されているところも見受けられます。</p> <p>法治国家日本の立場として相互承認について日本の威信をかけ、相手国に失礼しないような対応を望みます。</p>	<p>いただいたご意見については本意見募集の対象外と考えますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
117	個人	<p>今回の改正は1.9と3.5の周波数拡大は素晴らしいことと大歓迎です。しかし改正案通りに実施されると一部で混乱が生じる危険があり、できることなら修正をお願いいたします。</p> <p>1. 1.9MHz帯の使用区分について</p> <p>1810以下が全電波形式になってるが、他のバンドと同じようにバンドの下部は電信専用指定して欲しい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規</p>	無

		<p>2. 1825以上が全電波形式になっているが、1835～1845を狭帯域データに指定して欲しい。</p> <p>3. 3.5MHz 帯で現在3535～3575kHzが外国のアマチュア局との通信に限りデータ通信にも使用できるとなっているが、これを3535～3580kHzに変更して欲しい。</p>	<p>律としています。</p>	
118	個人	<p>1. このたびの改正告示案においては、電波法に定められた目的に沿ったすばらしい電波の有効利用と考えます。160mバンド及び80mにあつては今回の使用区分の拡張によりアマチュア無線界の諸先輩が開発した短波帯におけるさらなるファンタスティックな特異電波伝搬実験が可能となることと思われます。</p> <p>2. 160mバンドにおける単側波通信においては、運用者すべてが帯域の狭いことを熟知し十分配慮して互いに有効使用することが必要と考えます。</p> <p>単側帯電話は帯域外スプリアス等による占有周波数が広がる恐れが有り160mバンドの全電波型式となっている帯域については海外との交信などで使用されている1835～1845HzはFT8等今後さらに使用効率の良いデジタル方式が開発されるであろう事からガードバンドを設けるなどして、デジタル方式で専用使用できるようさらなる配慮をお願いしたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
119	個人	<p>1. 8MHz, 3.5MHz 帯の周波数拡大を検討いただきありがとうございます。</p> <p>私としては、大変素晴らしい事だと思いますし大賛成でございます。</p> <p>特に1.8MHz 帯は、FT8 の世界的運用が盛んに行われ、1.840MHz が基準運用周波数になっております。現在、その周波数は、日本国内で、運用はできず、1.908MHz とのスプリット運用を余儀なくされております。その為、誤操作にて、1.840MHz で送信してしまう日本の局が、時々見受けられます。改定により、今後、許可されたバンド外での送信が防げて大変結構な事だと思います。早急を実現して頂きたいと思ひます。</p> <p>但し、今回のバンドプランで、SSB の開放があり問題になると思われる点があり、是非、検討をお願いします。SSB とデジタルは、混在できず、特に世界的に運用が盛んなデジタル通信（1.840MHz）にSSB での交信が、混信、妨害を与える恐れがあります。モード区分の見直し、検討をお願い申し上げます。</p> <p>なお、運用のバンドプランでも良いと思ひます。</p> <p>内容：</p> <p>1. 1.835MHz～1.845MHz は、FT8 等のデジタルのみとする。</p> <p>2. SSB は、1.845MHz 以上とし、全電波形式を1.845MHz～1.875MHz</p> <p>3. CW は、1.810MHz～1.835MHz</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
120	個人	<p>①1.9MHz帯及び3.5MHz帯に於ける周波数の拡大は大変有難く、当局の大英断に感謝しております。</p> <p>②付きましたは、施行時期の早期実現を望みます。現状で1.9MHz帯及び3.5MHz帯の免許を受けている局は変更申請等の手続き無しで拡大部分の運用が可能となる様な取り計らいをお願い致します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、②については、平成二十一年総務省告示第百二十六号の改正附則第一項及び第二項により、変更手続きを行わずに運用が可能となります。</p>	無
121	個人	<p>今回の1.9MHz帯と3.5MHz帯の周波数改正案は海外との交信を行っているアマチュア局にとって大変ありがたく、感謝申し上げます。</p> <p>1. 3.5MHz帯に関しては改正案に賛成いたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技</p>	無

		<p>2. 1.9MHz帯に関しては、1825 - 1845をCWおよびデータとしていただくことを希望します。全電波形式の場合、帯域の広いSSB通信の混信によりデータ通信が困難になることが予想されるためです。</p>	<p>術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。      なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	
122	個人	<p>今回の規制緩和について、いずれも賛成し歓迎申し上げます。ありがとうございます。その上で、いくつか意見を申し上げます。</p> <p>【別添1 無線局免許手続規則】      総通・免許人双方の負担を格段に減らす改正であり全面的に賛成します。      なお、さらに双方の負担の軽減を図るため、一括記載コード告示の見直しをご検討下さい（詳細は後述）。</p> <p>【別添2 軽微事項告示】      ・「2 空中線の工事設計」について      軽微な変更とされない場合として、改正前は「型式に変更を来さないこととなる場合」が規定されていたところ、改正案では、「電波の型式に変更を来さないこととなる場合」と文言を追加することが提案されています。これは、条文をわかりやすくするための改正と理解しますが、そうであれば、「電波の型式」ではなく、「空中線の型式」に変更した方がわかりやすいのではないのでしょうか。</p> <p>・「4 送信機の部品等にかかる工事設計」について      「適用の条件」欄の2項に括弧書きが追加され、「空中線電力200ワットを超える送信機の部品の工事設計の変更」、すなわち空中線電力200ワットを超えるブースターの付加について、JAR/TSSによる保証の途が開かれたことを歓迎いたします。</p> <p>ところで、今回の改正案との比較から、既存の送信機にブースターやトランスバーターを付加するが空中線電力は200ワット以下である場合は、(a)電波の型式、空中線電力、周波数のいずれかの指定が変更される場合は、JAR/TSSによる保証が必要となりますが（第1項）、(b)これらの指定事項のいずれも変更がない場合は、JAR/TSSによる保証がなくても軽微な変更該当し（第2項）、総通に対する直接の届出で済むことになったことが明確になったと理解しますが、正しいでしょうか。アマチュア無線界に流布している従前の説明は、上記(a)と(b)を区別していないように思われるため、お尋ねする次第です。</p> <p>(例)  <a href="http://www.jard.or.jp/warranty/kihondata/guidance_01.pdf">http://www.jard.or.jp/warranty/kihondata/guidance_01.pdf</a>  <a href="http://tsscom.co.jp/tss/73-2/">http://tsscom.co.jp/tss/73-2/</a></p> <p>【別添5 バンドプラン告示】      ・今回拡大された周波数帯の電波の型式が「すべての電波の型式」とされたことを、規制緩和の趣旨から大いに歓迎致します。仮に、CWによる通信と音声による通信が混信を来すようであれば、それはアマチュア界の自助努力、自主規制により解決されるべきであって、法的規制として総務省・総通のお手を煩わせるべき事項ではないと考えます。</p> <p>・「1,800kHzから1,810kHzまで」及び「1,825kHzから1,875kHzまで」について、「全ての電波の型式」とされたことから、このバンドにおけるSSB (J3E) 通信</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>【別添1 無線局免許手続規則】について      ご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p> <p>【別添2 軽微事項告示】      「2 空中線の工事設計」について      いただいたご意見を踏まえ「空中線の型式」に変更します。</p> <p>「4 送信機の部品等にかかる工事設計」について      貴見のとおりです。      なお、「適用の条件」欄の2項の括弧書きは、空中線電力200ワットを超える送信機の新スプリアス規格への確認保証について、総務大臣が別に定めるところにより公示する者が行うことで定めたものです。</p> <p>【別添5 バンドプラン告示】      一括記載コードへの意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p> <p>【別添7 体験臨時局】について      「例えば第4級アマチュア無線技士の資格しか持たない者が第1級アマチュア無線技士でなければ操作できない無線設備の操作（14MHz帯の運用、1kW局の運用等）なども、体験臨時局において第1級アマチュア無線技士の監督下であれば、許されることになると理解します」については貴見のとおりです。</p> <p>【別添8 電波法関係審査基準】について      「社団局（無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局は除く）同士の設備共用・・・は認めない。」についてはいただいた意見を踏まえ変更します。</p> <p>また、「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」の開設期間については、臨時に開設することを要件としていますがこの場合の期間については省令等において具体的に定めておりません。電波の有効かつ安全な利用</p>	有

	<p>が解禁されたと、アマチュア界で歓喜の声が上がっています。ところが、多くのアマチュア局の局免許状に表記されている「3MA」という一括記載コードは、「J3E」を含んでいないため、「J3E」を追加するための変更申請が各総通に殺到することが予想されます。そのような事態を避けるために、一括記載コード告示（無線局免許手続規則第十条の二第十項の規定に基づくアマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号）において、「3MA」と「4MA」に、それぞれ「J3E」を追記する改正を、是非、強く、お願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、一括記載コード告示は、局免許証の記載事項の変更を減らし、ひいては軽微な変更の範囲を増やす目的で導入されたものと理解しています。その点ではとてもありがたい制度ですが、体系だっておらずわかりにくいことから、アマチュア無線界に十分に理解されていません。誤解に基づき、本来必要な局免許証変更手続を失念したり、不要な変更手続を行ったりしている例が多く発生しているものと思われます。この告示は制定から10年を経ており、その間のアマチュア無線技術の発展を必ずしも反映していないと思われるため、最近よく使われている新たなモードの一括記載コードへの追加を含め、全面的な改正をご検討下さい。</li> <li>・近年非常に人気があり活発な通信が行われている「FT8」というデジタルモードの通信は世界的に3,574kHz付近で行われているところ、今回の改正案は、「3,535kHzから3,575kHzまで」については「注1」つまり国内局同士の交信を禁止する注を残した上で、「3,575kHzから3,580kHzまで」については、この「注1」は適用しないものです。そうすると、3,574kHz付近では国内通信が禁止されるのに、わずかに上の周波数である3,575kHz付近では国内通信が可能ということになります。この間の境界は極めて曖昧なため、大きな混乱を生じさせることが必至です。そこで、規制緩和の趣旨で、「3,535kHzから3,575kHzまで」について「注1」を削除する改正を、是非、強く、お願い致します。</li> </ul> <p><b>【別添7 体験臨時局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アマチュア無線を一般の方に体験してもらい、無線技術一般に対する理解を深めるという目的に資する、とても意義のある制度と考えます。アマチュア無線界の長年の悲願であり、諸手を挙げて賛成いたします。特に、指揮監督をする無線従事者の資格に制限が加えられなかったこと、体験者に年齢制限が設けられなかったことは、とてもありがたいことです。</li> <li>・体験臨時局のコールサインについて。アマチュア界では、臨時局のコールサインは「8J/8N」で始まるというイメージが強いのですが、「8J/8N」で始まるコールサインは珍しいため多くの局から呼ばれいわゆる「パイルアップ」という状況になり、これを処理するには一定の技能が必要です。このような状況をアマチュア無線の経験がない人に体験させてしまうと、混乱を招き、時には妨害電波をかぶせられる等、無線技術一般に対する理解を深めるという目的に逆行する事態が生じかねません。このようなパイルアップの事態を回避するために、珍しくない通常の社団局のタイプのコールサインの割当を受ける方が望ましいケースもあると思われます。そこで、開設者の希望により、「8J/8N」で始まる既存の記念局・ARISS記念局のタイプと、通常の社団局のタイプ（サフィックスがYまたはZで始まるもの）のいずれかを選べるようにしていただくこと</li> </ul>	<p>の観点から行事の開催目的を考慮した開催期間の妥当性やアマチュア無線設備の管理体制等を踏まえ、個別に判断させていただきたいと考えます。</p> <p>全体をとおして、その他のいただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



		<p>を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回新設される体験臨時局告示は、電波法施行規則第34条の10のさらに根拠法である電波法第39条の13ただし書きに基づくものであり、体験臨時局告示の要件を満たす限り、電波法第39条の13本文「アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。」の適用が排除されるものと理解されます。そうであれば、同告示の要件を満たす限り、アマチュア無線技士の資格を一切持たない者がアマチュア局の無線設備の操作を行うことが許されるのはもちろん、電波法第40条第2項、電波法施行令第3条により制限されている運用例、つまり、例えば第4級アマチュア無線技士の資格しか持たない者が第1級アマチュア無線技士でなければ操作できない無線設備の操作（14MHz帯の運用、1kW局の運用等）なども、体験臨時局において第1級アマチュア無線技士の監督下であれば、許されることになると理解しますが、正しいでしょうか。</li> </ul> <p>【別添8 電波法関係審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備共用に関する「社団局同士（無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局は除く）の設備共用・・・は認めない。」は、「社団局（無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局は除く）同士の設備共用・・・は認めない。」の方がより正確ではないでしょうか。</li> <li>・今回、体験臨時局に限り、社団局同士の設備共用が認められました。ところで、かつて学校や公民館等に存在したものの現在は廃局になっている社団局を復活させることにより、かつてのメンバーと新しいメンバーが再結集してアマチュア無線の活性化に大きな効果を上げている例がありますが、社団局同士の設備共用が全面的に認められれば、廃局された社団局の復活がさらに容易になり、アマチュア無線の活性化に資するものと思われま。そこで、社団局同士の設備共用を全面的に解禁していただけますよう、ご検討をお願いします。</li> <li>・体験臨時局について、「開設期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。」における「開催期間」に上限はないものと理解します。行事の開催期間がたとえば1年間であれば、体験臨時局の開設期間を1年間とすることも許されると考えますが、正しいでしょうか。</li> </ul>		
123	個人	<p>今回の1.9MHz帯及び3.5MHz帯のアマチュア局の使用周波数帯の拡大については非常に歓迎するものです。</p> <p>これまで同周波数帯を使用して外国局との交信をするのは苦勞してきましたが今回の改正で大分改善されるだろうと思っています。</p> <p>使用周波数帯の拡大については歓迎するものですが、以下の点について配慮頂ければ一層、使用しやすいものとなると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改正案では1800～1810については全電波型式となっていますが解放周波数帯が狭いことから全電波形式ではなくA1A1に限るよう要望します。</li> <li>2. 1835～1875についても全電波型式とされていますが1840は現在、世界中のアマチュア局が使用するFT8の周波数となっています。また必要に応じて1840～1850もFT8で使用されいるため 1825～1845 CW及びデータ</li> </ol>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無

		1845～1875 全電波形式とするよう要望します。 3. 3575～3580について全電波形式となっていますがこの周波数帯は世界的にデータ通信に使用されていることからCW及びデータとするよう要望します。		
124	個人	この度の表記改正案にかかる周波数拡大については、当該周波数帯でアマチュア無線業務を行っている私にとって、長年希望していた素晴らしい改正案です。なお、周波数の使用区分については、現在の諸外国の運用状況を勘案すると、1835～1845Hzをデジタルとしないと、混乱が生じる恐れがあるため、修正が必要と思われる。	今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無
125	個人	【移動課宛て】 近年、デジタル通信の利用が進むなか、様々な通信形態があり、その申請・届出が簡素化されることはありがたいことである。 ただ、適切な利用がされるよう注意は必要であると思う。 【電政課宛て】 1. 9MHz帯、3.5MHz帯が広がることは海外との交信ができるのでよいことである。3.5MHz帯は他の通信利用との関連もあるだろうが、外国と同じように割り当てられるように引き続き検討をお願いしたい。 改正案の中で、通信の混乱を防ぐために、1800～1810 (A1A)、1810～1825 (A1A)、1825～1835 (A1A)、1835～1875 (全電波型式)、なお、1835～1840はデジタル (DX通信) を要望したいと思います。 1907.5～1912.5は現行通りでいいと思います。	【移動課宛て】について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 【電政課宛て】について 周波数割当 (拡張) については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。 また、今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無
126	個人	1. 9MHz 3.5MHzのバンド拡張、大賛成です。ありがとうございます。 一日も早く拡張されたバンドで運用したいと思います。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
127	個人	青少年の指導に携わる者として、今回の改正には全面的に賛成します。 子供たちの無線を使っているリーダーを見ているときの笑顔が素敵です。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
128	個人	1. 「【別添1】(新旧案)無線局免許手続規則」から「【別添4】(新旧案)平成21総務省告示126号」について 意見：賛成いたします。 2. 「【別添5】(新旧案)平成21総務省告示179号」について 意見：世界的なデジタルモードの運用状況を踏まえて、以下のように変更していただきたい。 (「以下のように」の表略、意見はCW専用帯域の確保) 理由：無線局運用規則では、第十九条の二で、受信機を最良の感度に調整し、必要な周波数によって『聴守』し、他の通信に混信を与えないことを確かめる。また、混信を与える虞があるときは、その『通信が終了した後』でなければ送信してはならない旨定めています。しかし、世界的に急増しているFT8などは、人間の聴感では認識できない微弱な信号で通信を行うことから、『聴守』で確認することは、もはや不可能となりました。また、標準的な周波数は世界中で同時並行的に使用されており、『通信が終了した後』の状態になることもありえません。現実には、J3Eによる混信で通信が不能となる事態が日々生じております。運用者の注意による解決は極めて困難なことから、制度上の手当てが切	1. 3について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 2. について 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無

		に求められます。 3. 【別添6】(新旧案)周波数割当から【別添8】(新旧案)電波法関係審査基準について 意見：賛成いたします。		
129	個人	アマチュア無線業務の運用規則にある電波の型式および周波数の使用区分について次のとおり意見を提出させていただきます。 1. 9MHz帯の改定案では1800 - 1810 及び 1825 - 1875の追加割当帯が「全電波型式」となっていますが、世界的運用実態等を考慮して、次のような運用区分となるようご提案させていただきます。 1800 - 1810 CW 1825 - 1835 CW 1835 - 1845 データ 1845 - 1875 全電波型式 なお、1.9MHz帯及び3.5MHz帯については改定案が最適な運用区分と考えます。	今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無
130	個人	「1.9と3.5の周波数拡大は大変素晴らしい」と思います。 しかし1.9MHz帯と3.5MHz帯の拡大部分を全電波形式にすると国内のSSBによるQSOによる混信でDXとの通信(特にFT8等のデジタルモード)が成り立たなくなり、何のために周波数拡大したのかが意味がなくなります。 ⇒周波数を単純に広げれば良いということではないと考えます。 少なくとも1.9MHz帯の拡大部分の一部(1.825~1.850MHz程度)と3.5MHz帯の拡大部分(3.575~3.585MHz)についてはデジタルモード専用とさせてほしい。	今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無
131	個人	今回の1.9MHz帯および3.5MHz帯の周波数拡大案は素晴らしいと思います。 さらに良い案とするために下記の提案をさせていただければと存じます。 1. 1.9MHz帯の電波形式による使用区分について 今回の案で拡張される周波数については、全電波形式が割り当てられていますが、混信の回避および国際的な使用状況を考慮して以下に示すのようにしていただくよう希望します。 (1) 1800~1810kHz : CW (2) 1825~1850kHz : CWおよびデータ (3) 1850~1875kHz : 全電波形式 2. 包括電波形式の指定変更について 今回の案で拡張される周波数については全電波形式が割り当てられることから、包括電波形式3HAおよび4HAの指定を受けることが可能になると思われませんが、その変更許可を受ける際に特例として200Wを超える局でも変更検査を省略して許可を出していただけるように希望します。	1. について 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。 2. について いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
132	個人	アマチュア無線の3.5, 1.8MHz帯の周波数拡大が認められたことを感謝します! さらに、諸外国と同等の運用対応に検討をお願いしたい。 1835~1845MHzはFT8等デジタル(狭帯域データ)用になるよう大いに期待しています。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規	無

			律としています。	
133	個人	<p>該当箇所：【別添1】（新旧案）無線局免許手続規則 意見：改正に反対です。 「附属装置の諸元の提出を要しない」とのことですが、附属装置の諸元が不明では総務省での監理・監督に支障がきたすこととなりますので、諸元（電波の型式を含む）の提出が必要と考えます。 今回の改正により1.9MHz帯において「J3E」の追加申請が多く発生すると思いますが、附属装置（マイク）の追加として取り扱っていただきますようお願いいたします。 また、以下の点について周知をお願いいたします。 指定事項の、電波の型式とは、免許状に記載（表示）されている記号（3MA等）ではなく、申請者が工事設計書に記載した電波の型式である。（技術基準適合証明番号を記載した場合は証明された電波の型式）</p> <p>該当箇所：【別添2】（新旧案）昭和51郵政省告示第87号 意見：改正に賛成ですが、「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領（一部改正 平成31年3月28日 総基移第82号）」についても改正をお願いいたします。</p> <p>該当箇所：【別添4】（新旧案）平成21総務省告示126号 意見：改正に賛成ですが、以下の点について対応をお願いいたします。「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領（一部改正 平成31年3月28日 総基移第82号）」の別表第1号1の周波数の範囲および電波の型式の変更（改正）</p> <p>該当箇所：アマチュア局の制度整備の概要（別添9）免許手続きの簡素化について 意見：例えば、A1A、J3Eが許可された送信機に付属装置（PC）を接続しF1DやF1Bを追加する場合、免許状の電波の型式を表す記号が同じであっても、指定事項としての電波の型式を変更（増加）することとなりますので、工事設計書に電波の型式の記載が必要と考えます。 また、総務省としての監理・監督のため付属装置諸元表ならびに電波の型式の提出が必要と考えます。 総務省として許可した電波の型式を知る必要がないのであれば、電波の型式を指定事項から削除することを求めます。</p> <p>該当箇所：無線局免許手続規則第十条の二第十項の規定に基づくアマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号（平成二十一年三月十七日）（総務省告示第百二十七号） 意見：今回の意見募集の対象の範囲外ですが、指定周波数：1910kHzの電波の型式にJ3E等を追加してください。</p>	<p>【無線局免許手続規則、アマチュア局の免許手続きの簡素化】について 一般の改正は、近年急速に増加しているいわゆるデジタルモードに関する変更手続きを簡素化し免許人の負担を軽減するものです。JT65やFT8等のデジタルモードについては、多くの免許人が導入されており、これまでは附属装置（PC）の諸元等を提出いただき監理・監督を行ってきたところですので。その結果、当該システムに起因する電波監理上の問題が起きてないことから、先述の負担軽減の観点から手続きを簡素化するものです。</p> <p>【アマチュア局の無線設備の保証に関する要領】について 規程の整備を今後検討して参ります。</p> <p>【無線局免許手続規則第十条の二第十項の規定に基づくアマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号】について ご意見の1.9MHz帯における「J3E」の追加申請については、関係の規程の整備を今後検討して参ります。</p>	無

134	個人	<p>&lt;省令案&gt;</p> <p>1. 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案</p> <p>また、現に免許を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合であつて、当該無線局の指定事項に変更がない場合は、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出を要しない。</p> <p>【原案 大賛成】</p> <p>今後、届の簡素化により、各種デジタル通信や、さらなる無線技術の自己訓練、通信及び技術的研究に拍車がかかり、IoT、人材育成等につながる効果があると考えます。</p> <p>&lt;告示案&gt;</p> <p>2. 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和51年郵政省告示第87号）の一部を改正する告示案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空中線設計、送信機の部品・・・附属装置に関わる工事設計</li> </ul> <p>【原案 賛成】</p> <p>200ワットを超える送信機工事設計の「保証認定」適用条件が示された。</p> <p>3. 電波法施行規則の規定により、外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件（平成5年総務省告示第326号）の一部を改正する告示案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Novice級の操作周波数改正</li> </ul> <p>【原案 賛成】</p> <p>東京オリンピック、パラリンピック等国际行事を見据えて、相互運用協定国との周波数帯域も連動ととらえてよいのでしょうか。その範囲内で米国Novice級が拡大ということでしょうか。</p> <p>4. 電波法施行規則の規定によりアマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件（平成21年総務省告示第126号）の一部を改正する告示案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 9MHz帯、3. 5MHz帯の周波数帯域拡大</li> </ul> <p>5. 無線局運用規則の規定によりアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成21年総務省告示第179号）の一部を改正する告示案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 9MHz帯、3. 5MHz帯の電波の型式、周波数帯域拡大</li> </ul> <p>【原案 大賛成】</p> <p>現状、一部の使用帯域も存在はするが、今後に向けて、隙間のない帯域を求めたい。</p> <p>【原案 大賛成】</p> <p>現状、1. 9MHz帯域では、すべての電波型式が技適・保証認定含めて許可されていない。新たな技適申請等が必要となると、申請者、審査機関の輻輳が発生することが懸念される。</p> <p>第3級アマチュア無線技士以上の既設免許局については、一括コードに包括とみなし、免許状はそのまま運用可能としていただきたい。</p> <p>第4級アマチュア無線技士（相当資格含む）は電信を除く操作範囲とみなさ</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>3について</p> <p>本件は、国内割当ての使用周波数帯域の拡張に合わせて改正を行ったものであり、従前の運用からの変更はございません。</p> <p>4、6について</p> <p>周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p> <p>全体をとおして、その他いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
-----	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

		<p>りたい。</p> <p>また、既設設備による新たな変更申請（届）工事等が発生した場合も同様のみなすとされたい。</p> <p>6. 周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 9MHz帯、3. 5MHz帯の周波数帯域拡大</li> </ul> <p>【原案 大賛成】</p> <p>現状、一部の使用帯域も存在はするが、今後に向けて、隙間のない帯域を求めたい。</p> <p>7. 電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案</p> <p>【原案 賛成】</p> <p>なし</p> <p>&lt;訓令案&gt;</p> <p>8. 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を変更する訓令案</p> <p>【原案 大賛成】</p> <p>改正（案）項目 すべて賛成する。</p>		
135	個人	<p>電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案（無資格者の利用機会の拡大関連）について「原案に賛同します」</p> <p>アマチュア無線の魅力伝える方法として「公開運用」を実施してきたが、自分の声が電波で伝わるという自己体験がなければ、その魅力を十分に伝えることは難しいことでした。これまで国際宇宙ステーションの宇宙飛行士と子どもたちのコンタクト「ARISSスクールコンタクト」の事業をサポートしてきたが、この事業に参加することをきっかけに、アマチュア無線・宇宙・科学へと興味を持つ子どもたちの姿をたくさん見ることができた。</p> <p>今回の告示案によって、アマチュア無線の「電波が伝わる」という自己体験を行えることになり、アマチュア無線への興味そしてワイヤレスIoTの人材の拡大につながると期待しています。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	<p>無</p>
136	個人	<p>意見の箇所1</p> <p>別添4 アマチュア局が動作を許される周波数帯の一部改正箇所。</p> <p>別表6 周波数割当計画の一部改正箇所。</p> <p>意見</p> <p>添付4及び別表6の一部改正案に賛成です。</p> <p>今般の周波数割当計画の改正によって我が国アマチュア無線の1. 9MHz帯は欧米各国並に拡大されます。これは1. 9MHz帯で運用している全てのアマチュア局にとって歴史的な朗報です。我が国では免許手続上1. 9MHz帯と表記していますが国際的な表記である1. 8MHz帯に改めるほうが適切ではないでしょうか。ご検討頂きたいと思ひます。</p> <p>3. 5MHz帯では3575kHz～3580kHzの追加によりデジタル通信における周波数逸脱の懸念が解消されます。3662kHz～3680kHzの追加によってこの周波数帯が25kHz幅に拡大するので3. 5MHz帯における電話運用の混信問題が緩和されるものと期待されます。</p>	<p>意見の箇所1について</p> <p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p> <p>また、その他いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>意見の箇所2について</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規</p>	<p>無</p>

	<p>今回は残念ながら見送られた3.8MHz帯の拡大に引き続き取り組んで頂くことを要望します。</p> <p>意見の箇所2 別添5無線局運用規則におけるアマチュア局の業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分の一部改正箇所。 意見 基本的に賛成いたしますが下記部分の修正追加を要望します。 アマチュア無線の周波数使用区分（バンドプラン）に関する国際的な運用形態はバンドの下側（周波数の低い方）はCW、その次がデジタルモード、そしてその上側は電話（全電波型式）というのが利用規範として定着しています。 今般の改正案では追加される1.9MHz帯の全ての周波数が全電波型式になっていて従来の使用区分とは異なっています。 我が国が属するIARU Region 3（アジア・オセアニア）の使用区分では1800kHz～1830kHz→CW、1830kHz～1840kHz→狭帯域データ（CW可）、1840kHz～2000kHz→全電波型式になっています。 1.9MHz帯のデジタル通信は全世界で1840kHzをメインとして運用されています。したがって最小限1835kHz～1845kHzを狭帯域データとしてデジタル通信用に確保すれば国際的な運用形態との整合性が取れます。一方、J3Eの運用においてはDXコンテストの時にヨーロッパ局やカナダ・北米局が多数1830kHz付近まで拡がって運用しますので彼等と交信できる道を確保する必要もあります。 又、1907.5kHz～1912.5kHzの周波数帯は我が国中波帯アマチュア無線の発展の基礎になりましたが、今般の改正案により現行の厳しい電波型式制限を維持し続けるのは改正案との整合性に齟齬が生じます。近い将来見直すことを要望します。 より一層有用かつ国際的な運用形態に沿ったバンドプランが望ましく、今般追加予定の周波数帯の電波型式について以下を要望します。 1800kHz～1810kHz A1A、狭帯域データ 1825kHz～1835kHz A1A 1835kHz～1845kHz 狭帯域データ（注1） 1845kHz～1875kHz 全電波型式 （注1）外国との交信に限りJ3Eで運用できる。</p> <p>意見の箇所3 別添1 免許手続規則の一部を改正する省令案 意見 別添1の一部改正案に賛成です。 従来、申請者各人の指定事項の法解釈の理解不足や不勉強により事務混乱を招いていた点から（特にFT8等のデジタルモードの方式変更について）添付書類の提出が不要になるのは申請人及び行政当局、双方にとって誠に時宜を得た改正です。</p>	<p>律としています。</p> <p>意見の箇所3について 本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>意見の箇所4について ご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>意見の個所4</p> <p>別添8 電波法審査基準の一部を改正する訓令の別紙1、第15 アマチュア局に関する(10)の後段、「なお、」以降の部分。</p> <p>意見</p> <p>改正案では、『なお、現に免許を受けている無線局であって、送信装置の外部入力端子に附属装置が接続されている場合は無線局事項書の15の欄にその旨が記載されていることとみなす。』となっています。</p> <p>200W以下の技術適合基準に合格した送信装置であって現に3MA/4MAの一括表記で1.9MHzの免許を得ている場合、改正後、現在所有している免許状に記載されている一括表記にはJ3Eが含まれているとみなすとしてはどうでしょうか。</p>		
137	個人	<p>免許手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許手続きについてはアメリカで行われている様に包括免許(例:車の免許の様に資格内であればどの車でも運転する事が出来る)と思いますが資格内であればどんな無線機でもどの様な電波型式でも資格内の空中線電力の免許の範囲内で操作出来る様にして頂きたい。</li> <li>無線機を追加する毎に申請書を作成し提出しなければならない事についてはメーカー製の無線機であれば尚の事申請する必要が無い様な方向に進んで行く様に対応頂きたい。</li> <li>尚、今回の簡素化については非常に歓迎致します。</li> </ul> <p>無資格者の利用機会拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢を問わず有資格者が運用できる様にすることは歓迎致します。また有資格者の操作範囲(免許範囲)まで広げた運用が出来る様にも対応して頂きたい。(例:有資格者が1級アマチュア無線技士であれば1級アマチュア無線技士の操作範囲内での運用を許可頂きたい)</li> </ul> <p>周波数の追加割当て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.8MHz帯については、外国と交信する場合に同じ周波数では無かった為、とても不便でしたが今回追加される周波数帯により少し緩和される事になると思いますがまずは第一歩として周波数拡大はとても素晴らしいと思います。尚、1.8MHzから2.0MHzまで連続した周波数での運用が出来る様に今後も継続したバンド拡張に向けてご尽力宜しくお願い致します。</li> <li>また全電波型式になる部分についてはこれまで1.9MHz帯が免許されている方に対しては何ら変更申請を行わなくても解放即日から運用の解放を実施頂きたい、これが出来ない場合は大勢から同時期に免許申請が行われる事になり総務省側でも混乱が発生すると思われま。</li> <li>バンドプランについては主外国との交信が出来る様、同一となる様にご配慮をお願い致します、</li> <li>・3.5~4MHz帯について、今回若干の微増と成りますがまずは第一歩として周波数拡大はとても素晴らしいと思います。</li> <li>細切れ状態である事に変わり無く、これまでと同様に間違っておフバンド</li> </ul>	<p>免許手続きの簡素化について</p> <p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>無資格者の利用機会拡大について</p> <p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、本告示案において、無資格者の操作範囲は当該無線局において指揮する有資格者の操作の範囲としています。したがって、指揮する有識者が第1級アマチュア無線技士であれば、その範囲内での通信操作を行うことができます。</p> <p>周波数の追加割当てについて</p> <p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>周波数割当て(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思っております。</p> <p>また、ご意見の主外国とのバンドプラン統一については、今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無



		<p>で運用する場合も予想できますので、今後も3.5MHz～4.0MHzまで連続したバンド拡張に向けてご尽力宜しくお願い致します。</p> <p>・近隣諸国と比べまして日本のアマチュア無線のバンドは非常に狭い為、今後も継続した拡張に向けてご協力宜しくお願い致します。</p>		
138	個人	<p>・昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号15（14）、昭和五十一年郵政省告示第八十七号1 表中の2および4及び平成五年郵政省告示第三百二十六号別表第一号 改正案に賛成します</p> <p>・平成二十一年総務省告示第百二十六号 改正案に賛成します。引き続き、3.5MHz帯・3.8MHz帯の不連続な周波数について、アマチュア業務への割り当てが実現するよう調整をお願いします。</p> <p>・平成二十一年総務省告示第百七十九号 改正案に賛成します。ただし、HF帯のアマチュア局の国際的な周波数利用の実態、デジタル技術を用いた新通信方式の開発状況の実態を鑑み、外国局との通信に限定する規定である注1及び注3については、出来るだけ早期に削除することを提案します。</p> <p>・平成二十四年総務省告示第四百七十一号 改正案に賛成します</p> <p>・新設する電波法施行規則第三十四条の十の規定に基づくアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件に関する総務省告示案 新設案に賛成します</p> <p>・平成十三年総務省訓令第六十七号 改正案に賛成します</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。</p> <p>なお、平成二十一年総務省告示第百七十九号の改正案に対するご提案については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
139	個人	<p>電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案（無資格者の利用機会の拡大関連） （意見）</p> <p>改正案では「連絡の設定および終了に関する通信操作については当該操作を指揮する無線従事者が行うこと」としているが、「連絡の設定および終了」に掛る操作には、電波の特性を体験する機会や通信の仕組みを理解する切掛けとなる要素が多く含まれている。これは、免許を取得した青少年が交信に成功した際の喜ぶ姿からも容易に感じ取ることができる。</p> <p>また、難易度が高い通信操作については、操作を指揮する無線従事者が連絡の設定を行うことが妥当と考えるが、さほど難易度の高くない場合、たとえば学校でのクラブ活動での体験運用、行事等での体験運用、電波の適正な利用の周知啓発における体験などであれば、無線従事者の監督のもとで青少年等が連絡の設定および終了を行うことも難しくない場合が多い。</p> <p>さらに、連絡の設定や呼び出しを含めた体験の機会を通じて青少年に成功体験・自己達成感を与えることができれば、無線技術に対する関心をいっそう深めることができ、ワイヤレス人材の裾野を広げるといふ本改正の効果をもより高めることができるものと思われる。</p> <p>そこで、本告示案において「連絡の設定及び終了に関する通信操作については指揮する無線従事者が行う」となっている点について、「連絡の設定及び終</p>	<p>連絡の設定および終了に関する通信操作について 連絡設定及び終話については、電波の出所を明らかにする及び有資格者の責任の所在を明らかにするために、有資格者が行うものとします。</p> <p>無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局について当該無線局の開設が認められる行事等の具体例として、ご意見の学校の科学系部活動での紹介や地域組織が公民館などで行う活動については公共性があるものとして想定しております。</p> <p>本告示案の目的は、より多くの方々に電波の利活用の可能性や楽しさを体験する機会を増やし、IoT公共性の人材の裾野の拡大を目指すものであることから、公共性のある行事等に係る解釈については前広に行っていくたいと考えます。</p>	無

		<p>了に関する通信操作については無線従事者の監督のもとに行う」と緩和するか、削除されることを希望する。</p> <p>電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案（無資格者の利用機会の拡大関連） （意見）</p> <p>改正案において、「行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」としている点について、相当の公共性を有する行事に伴い開設されるアマチュア局を用いて青少年等の無線技術に対する理解を深められることは大変有意義である。</p> <p>一方で、青少年に対する理解促進や興味啓発の機会として学校の科学系部活動での紹介や地域組織が公民館などで行う活動での紹介が考えられるが、これらは必ずしも相当の公共性を有する行事等の開催を伴うものではない。</p> <p>また、青少年等に対して広く腰を据えた啓発を行うには短期間の華やかな行事を利用するだけではなく、長期間にわたって少しずつ各所で体験の機会を設けることも有効と考えられ、それを可能とする手続きの簡素化も有意義と思われる。</p> <p>そこで、「理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設」としている点については「理解と関心を深めるため社団が臨時に開設」への緩和を、「主催者の同意を得ていることが確認できる書類」としている点については、無線技術に対する理解と関心を深めるために開設する無線局についての除外を、「申請」を必要とする点について「届出」による手続きの短時間化が実現することを希望する。</p>		
140	個人	<p>この度の改正を大筋で賛成し心より歓迎します。</p> <p>ただし次の点について電波伝搬など周波数帯の特性から強力な国内局と微弱な海外局の信号強度の差が極めて大きいのは明らかです。スムーズな通信という観点（電波の公平且つ能率的な利用を確保するという観点）から改正案の修正を求める意見を以下のように述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周波数1,800kHzから1,810kHzにおいて「全ての電波形式」という記述を、「全ての電波形式ただし電話（通話）形式（J3Eなど）を除く」という記述にして頂きたい。（その周波数で電話の通信を行う国はほとんどないため他国に迷惑を掛けることは必定。）</li> <li>2. 周波数1,825kHzから1,875kHzにおいて「全ての電波形式」という記述を、周波数をさらに細分化して、周波数1,830kHzから1,850kHzにおいては「電信および狭帯域デジタル通信」という記述にして頂きたい。 また周波数1,850kHzから1,875kHzにおいては「全ての電波形式」という記述にして頂きたい。</li> <li>3. 周波数1,800kHzから1,875kHzにおける国内局同士（本土沖縄と小笠原諸島および南鳥島、日本の南極観測基地との通信を除く）の通信を、非常通信など特別な状況を除き混信除去の観点から禁止として欲しい。</li> <li>4. 現在周波数3,535kHzから3,575kHzまでの狭帯域デジタルに課されている海</li> </ol>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>1～4について 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。 また、その他いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>&lt;その他&gt;について 5. について 「外国のアマチュア局」の定義であれば、平成26年度の意見募集時に、「外国のアマチュア局とは、本邦外の領域に存在するアマチュア局です。また、この意見募集の結果において、個別事例の判断は差し控させていただきます」との回答を行っております。</p> <p>6. について</p>	無

		<p>外の局に限るという縛りを周波数3,575kHzから3,580kHz、および3,599kHzから3,612kHzにおける狭帯域デジタル通信についても同様に課して欲しい。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>5. これらの周波数に限らず「海外局」の定義が曖昧であるため、南極の昭和基地の局は海外局に当たるのか当たらないのか、公海上の船上から運用する日本人の運用する局は海外局にあたるのか当たらないのかといった議論が分かれる所であるので、この際明示したほうがよいと思われる。その上で可能であれば3. のように日本本土や沖縄の局と小笠原諸島および南鳥島、日本南極観測基地、公海上の船舶に設置したアマチュア無線局との通信を国内局同士の通信に含まない「例外」として明記して欲しい。</p> <p>6. アマチュア局の場合、国際的な周波数利用実態の変化速度に日本の法令整備の対応がどうしても遅れがちであるので、実施後の継続的な観測および検証も必要でしょうし総務省の人員上のこともあるでしょうからこのような意見提出の機会を毎年行うことは無理だとしても長くとも3年に1度は意見聴取して現状と整合性をとるために更新できるようなシステムにして頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
141	個人	<p>1. 8MHz帯および 3.5MHz帯の運用可能周波数拡大については賛成です。しかしながら、1.8MHz帯において「全電波形式」という指定がSSBの運用を許可する物であるのであればバンド内が混雑します。「全電波形式」の指定周波数を狭くして、CWとデータの周波数を増やすか従来のようにSSBの運用ができないような指定をしていただきたく思います。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
142	個人	<p>(1) アマチュア局の免許手続きの簡素化 歓迎いたします。速やかな施行に期待します。</p> <p>(2) アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大 無資格者の利用機会の拡大に関しては、年齢制限は必要と考えます。小学生から高校生までが妥当と考える。アマチュア無線資格の取得は、現在容易である。少しでも興味のある人は、簡単に取得できる。幼児へのアピールは本当に必要でしょうか？おもちゃのトランシーバで良いと思います。また、大人に対しては、簡単に資格が取得可能ですというアピールで良いと考えます。どのような操作まで許可されるのか不明ですが、会話のみで良いのでしょうか。何でもかんでも可にする必要は、ないと考えます。</p> <p>(3) 周波数の追加割当て 1.9MHz帯において、全電波型式にて拡張することに反対します。拡張許可されてもバンド幅が狭いので、電話の利用は認めないことを希望します。</p>	<p>(1) アマチュア局の免許手続きの簡素化 本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>(2) アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大 今般の新制度は、青少年のみならず大人を含めた無線通信に興味がある方々の実体験を行える機会を増やすことにより、無線通信に対する社会全体のリテラシーの向上を図り、ひいてはIoT人材の裾野の拡大を進めるために制定するものです。</p> <p>(3) 周波数の追加割当て 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
143	個人	<p>別添1、別添2 賛成します。無線局免許状の記載内容に変更がない場合、申請者が系統図を作成、添付し、審査側でそれを審査することは現在では形骸化しており、時間・労力の無駄であると考えていました。さらに言えば、付加装置や諸元、電波形</p>	<p>別添1、2及び3について 本案に対するご賛同の意見として承ります。なお、いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>式などのデータは使い回しの物を提出していることが多いのに、審査側ではそれらを逐一、きちんと審査する必要があります。省略されることで効率が高くなり、申請から審査終了までの時間が短縮されると期待できるので、歓迎します。</p> <p>さらに、例えば、無線局免許状の記載内容に変更がない場合、総通様側で、新たな電波形式の申請があるたびにブロック図、諸元、電波型式のテンプレートを更新して申請者がダウンロードできるようにしていただくことで、電子申請の際にテンプレートの番号を記入するだけで済むようにいただければ互いに効率化できるのではないかと思います。</p> <p>別添3 賛成します。</p> <p>別添4、別添5、別添6 1. 8MHz帯の周波数拡張について賛成します。 ただし現状のように、我が国のアマチュア局が当該周波数帯を公平に利用できない事態を防ぐため、IARU第一地域、第二地域やその他の地域におけるバンドプランとの整合を重視し、我が国の法制化バンドプランは以下の構成を希望します。 1800kHzから1810kHzまではA1Aおよび占有帯域幅100Hz以下の狭帯域データ 1810kHzから1835kHzまではA1A 1835kHzから1845kHzまでは占有帯域幅100Hz以下の狭帯域データ 1845kHzから1875kHzまでは狭帯域の電話と画像、占有帯域幅100Hz以下の狭帯域データを含む全電波型式</p> <p>電波形式ごとにまとめると、 A1A 1800kHzから1835kHz、1845kHzから1875kHz 占有帯域幅100Hz以下の狭帯域データ 1800kHzから1810kHz、1835kHzから1875kHz 狭帯域の電話と画像、占有帯域幅100Hz以下の狭帯域データを含む全電波型式 1845kHzから1875kHz となります。</p> <p>1. 8MHz帯はA1Aのみでよいという乱暴な意見もあるそうですが、諸外国のアマチュア周波数帯や電波形式の運用状況との整合を重視する必要があります。SSBも必ず可能なようにしていただくよう要望します。</p> <p>3. 5MHz帯の周波数拡張についても賛成です。 ただし、アマチュア周波数帯が細かく別れており、周波数表を確認しながら逸脱しないよう常時注意しながら運用することが必要で制約も多く、今後も、業務局で使用していない周波数の調査、廃止と、アマチュア周波数帯の拡張の継続も強く要望します。</p>	<p>別添4、5、6について 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。 周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。</p> <p>別添7について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 また、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>別添7 無資格者の利用機会の拡大</p> <p>原則賛成ですが、従来は通信の相手方が国際宇宙基地のみ、年齢が17歳以下という制限があったのを、通信の相手方をアマチュア局全般、年齢制限なしに大幅に拡げることで、この制度が悪用されるおそれがあります。</p> <p>各地域の行事においてアマチュア無線のデモンストレーション運用で有資格者の管理下で無線を使った会話をしてもらうのには良いと思います。これが本制度の目的と思います。</p> <p>しかし144MHz帯や435MHz帯において、無免許で開設した違法無線局がトラック同士の連絡に使用する例が、現状でも数多く見られております。</p> <p>例えば、一局の有資格のアマチュア局が、無免許の仲間に無線設備を貸し出しまたは購入させ、トラック同士の連絡や、運動会、盆踊りその他の地域の行事の連絡のために一見合法運用に見せかけて目的外運用を行うためにも使えると考えられます。</p> <p>本制度整備の結果、なし崩し的に違法運用を増加させないような施策（広報だけではなく、取締まりや法令の執行の厳格化）も執っていただきたいと希望します。</p>		
144	個人	<p>1. 「従免の既取得者による体験の可否」の明確化を</p> <p>すでにアマチュア局を操作できる無線従事者の資格を有している者も、それを「なかったこと」にして、体験のための臨時の局を操作できるのか？</p> <p>例：第四級アマチュア無線技士が、体験者（無資格者）としての扱いに甘んじて、第一級アマチュア無線技士の指揮の下、1kWの体験のための臨時の局を操作する。</p> <p>2. 「無資格者による国際間通信の可否」の明確化を</p> <p>無資格者（第三者）による国際間通信は、ITUの『無線通信規則』によれば、以下のとおりである〔S55告示915（該当箇所改正 H16告示975）〕。</p> <p>「25.3 2）アマチュア局は、緊急時及び災害救助時に限って、第三者のために国際通信の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。」</p> <p>すなわち原則として禁止されており、「緊急時及び災害救助時」を超える範囲でそれを許すためには、本邦としてのその旨の“決定”が求められている。</p> <p>一方、今回提示の『アマチュア局の制度整備の概要』（別添9, p.3）には以下のとおり示されており、国際通信を禁止する旨の明示はなく、むしろ、許容しているようにすら読める。</p> <p>「通信の相手方（アマチュア局全般）」</p> <p>このような混乱のみられる状況下、今回の一連の制度改正だけをもってして、『無線通信規則』が求める、本邦としての「緊急時及び災害救助時に限らずに国際間の第三者通信を許す」旨の“決定”をしたものとみなしていいのか、あるいは国際通信は認めないのかを、明確に示されたい。</p> <p>なお、いずれにせよ、</p> <p>(1) 本邦が免許した南極から運用されるアマチュア局（例：昭和基地の8J1RL</p>	<p>1. 「従免の既取得者による体験の可否」について</p> <p>電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示（無資格者の利用機会の拡大関連）により、指揮する有資格者の資格の範囲での運用は可能です。</p> <p>2. 「無資格者による国際間通信の可否」の明確化を について</p> <p>本告示案においては、通信の連絡設定及び終了は免許人（有資格者）が行い、その上で当該有資格者の指揮の下で通話を無資格者が行う事としていることとしており、第三者のために行う通信にはあたらないものと考えられる。</p> <p>3. 体験臨時局でも8J・8Nの識別信号の選択を可能に（『識別信号の指定基準』も改正を）について</p> <p>「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」に指定する識別信号については、固有のコールサインを指定することで検討中です。</p> <p>全体をとおして、その他いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>局)については、「日本国内の局」との扱いで、今回の制度改正による第三者通信の相手方を含めうるものと解釈するので、もし問題があれば指摘をお願いします。</p> <p>(2) 実運用上、「国際間の第三者通信を認めていない国」のアマチュア局から呼ばれてしまった場合の対応手順を、日本アマチュア無線連盟などと共同で明確にされたい(例：有資格者に交替し応答)。呼んできた悪意のない海外のアマチュア局に、その国の法令違反を犯させてしまうためである。</p> <p>3. 体験臨時局でも8J・8Nの識別信号の選択を可能に(『識別信号の指定基準』も改正を)</p> <p>本制度の導入によれば、新たに以下の(1)(2)に示す環境が訪れることになり、さらに従来から(3)(4)の環境も存在している。</p> <p>(1) 行事等の開催に伴って臨時に開設するアマチュア局としての、以下(a)(b)の二つの局種の並存</p> <p>(a) 「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」(既存の、いわゆる「記念局」)</p> <p>(b) 「無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局」(ここでは「体験臨時局」と略称する)</p> <p>(2) 「体験臨時局」には、「社団局(記念局)」との設備共用も許容</p> <p>(3) 「同一人に対し、2以上の呼出符号の指定は行わない」のが原則〔識別信号の指定基準 19 アマチュア局 (1) 注7〕</p> <p>(4) 識別信号が異なると、実運用上、慣わしとしてアマチュア局が相互に交換する交信証は、別途用意せざるをえず、アマチュア無線団体(日本アマチュア無線連盟)によるその転送の取り扱いも、「別な局」扱い</p> <p>かかる状況下、同一の行事等において、「記念局」と「体験臨時局」とが同時に開設され、かつ、「同一の識別信号を用いたい」場合も予想される。</p> <p>しかしそのような場合においても、今回の改正の対象には『識別信号の指定基準』が含まれていないことから、それぞれの識別信号は以下のとおり、別れることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念局 … 8Jまたは8Nから始まる</li> <li>・体験臨時局 … 通常のJシリーズ</li> </ul> <p>より具体的な例としては、例年の『アマチュア無線フェスティバル』であれば、以下とならざるを得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念局 … 8J1HAM</li> <li>・体験臨時局 … JS1Y\$\$ (ここで\$は任意のアルファベット)</li> </ul> <p>このような不具合を解消するため、「体験臨時局」のうち、希望する場合にあっては8J・8Nの識別信号を選べるようにしていただきたい。具体的には、8J・8Nの識別信号を用いる局を定める『識別信号の指定基準』19 アマチュア局において、(4)の題目をたとえば以下のように変更することを期待する。</p> <p><b>【現】</b></p> <p>(4) 行事等の開催に伴い、臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局</p>		
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		及び国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局 【案】 (4) 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局及び国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局並びにその行事等において併せて開設される無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局であって本項で定める識別信号の指定を希望する場合		
145	個人	今回の改正については、全面的に賛成である。 1. アマチュア無線のパーソナルコンピューターを使った変調方式には、今後様々な方式が登場する可能性がある。新方式に対応した変調諸元に関して、その都度届け出を提出し許可を受けなければならないのは、許可諸官庁の業務量増大と申請者の手間を考慮すれば、大いに簡素化されるべきと思う。 2. アマチュア無線等の業務に際し、若年者層の取り込みには体験を通して興味等を持ってもらうことは、大変有用な手段であると思う。 3. 1. 9M帯及び3. 5M帯について、アマチュア無線局で使用できる周波数拡大は、悲願である。外国との通信において、我が国では周波数が割り当てられていないことから、通信に制限があったため苦労したことから大歓迎である。 「要望」 1. アマチュア無線局の申請に関して、さらなる簡素化を望みます。最終的には包括免許（許可される電波型式の一括免許）まで簡素化されることを望みます。 2. 1. 9M帯及び3. 5M帯から3. 8M帯の断片している周波数を連続した割り当てとして頂くことを望みます。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 また、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。 なお、その他いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
146	個人	1. アマチュア無線局の免許手続きの簡素化、 「事務手続きそのもの」が「簡素化」される事自体には異論はありません。だが、この流れの中で重大な見落としがあると見受けられるので、敢えて指摘させていただきます。アマチュア局が先刻承知の通りの新スプリアス規制強化に伴って、「既存のアマチュア局の存続」にネガティブな影響を与えている事は部内、あるいは関係部署等と真剣に検討されたのでしょうか。 新しい事をする局を獲得する以前に、人と人の繋がりを通じて有形無形の過去からの知識経験が伝わるものと考へた時、果たして、メーカーの為、あるいは一部の「勝ち組」の局に有利になる様な「無線機の買ひ替え」促進策、そして「新しいものに飛び附く事を促進する」施作のネガティブな影響を十二分に考慮、検討された事はあるのでしょうか。現に、アマチュア局の局数の減少は止まる事を知りません。「FT8」は若しかすると「徒花」に過ぎなくなるやうな勢ひです。「免許の簡素化」成程、其れも大事でしょう。だが、「既存局」を保護防衛する様な施策を打たずに新しい「局」あるいは「人材」を求めたとしても、底の抜けたバケツで水を汲むやうな話だ、とだけ申し上げます。 これは、所謂「ドローン免許」に関しても同じです。 若い衆・勝ち組・メーカーに媚を売る施策を良しとするなら、現時点に至るまで「アマチュア無線」を過去から支へ、繋げてきた「老害」と呼ばれる存在、	1. アマチュア無線局の免許手続きの簡素化 いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 2. 無資格者の利用機会の拡大 本告示案の運用にあたっては、関係団体等と連携し丁寧に周知・広報して参りますとともに、不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。 3. 周波数の追加割当について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無

		<p>文化資源的に過去のリグ・自作機を愛好する彼等を救済する、より積極的な措置を行ふのが、「予算の執行に制約のない」国の公共部門がまず成すべき事柄では無いでしょうか。</p> <p>新сприяс規制そのものは「綺麗な電波」を目途するものとして（海外との絡みなのでせうが）否定するものではありません。</p> <p>2. 無資格者の利用機会の拡大 これも上記と関係します。</p> <p>ご承知の事とは存じますが、現在1エリアのV/Uに於る違法運用は全く後をたちません。八十條報告義務を果たす局もをるにはをられます。が、貴省の努力を嘲笑ふかのような運用は、全く消えません。（北海道、関西、沖縄などの話も人傳に聞きます。総通の「取締り」も地域によつて温度差もあるやうです）実際に会社の求人に「アマチュア無線従事者免許取得者歓迎」と謳つて、「積極的に業務無線に使ふ事を前提にした」例すら見受けられます。</p> <p>さて、さうした環境の中で「有資格者」が一人いれば、無資格者（年齢制限なし）となつた場合何が起るでせうか。火を見るより明らかです。「行事」に託つけた違法運用の更なる横行です。</p> <p>ですので、まづ「無資格者の利用機会」は現状に留めるべきでせう。「ワイヤレスIoT人材育成」「電波利用の利活用の可能性の楽しさを経験る機会」は別の方法で幾らでも行へるのですから。総務省でも更なる本腰を入れて「取締り」を行つて（警察と協力してでも）現状の「違法運用」が潰滅した時、その時初めて今回提示された「案」を実施されては、と考へます。</p> <p>3. 周波数の追加割当 1. 8MHz帯が豪州程度に近くなるのは歓迎です。</p> <p>上下が「全電波形式」とは何を目指してゐるか、些か不安が残るところです。もう少しモールスをアマチュアの世界でも大事にする施策を期待してゐます。</p> <p>3. 5MHz-4MHz帯の細切れ割当ては、なんとコメントしたら良いか分かりませんが、もう少し周辺の一次業務系の配分と「交通整理」して、英國ドイツ程度にして貰へたら、と思ひます。</p> <p>此方も「全電波形式」の擴張なので、些か不安が残るところではあります。</p>	<p>また、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	
147	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許手続きの簡素化</li> </ul> <p>近年、パソコン及びインターネットの普及により、パソコンを附属装置として用いたデジタルモードの新形式の発展が目覚ましく、新形式の登場の度に従来の送信機系統図及び附属装置諸元表添付による申請・届出は大きな負担になっていた為、申請・届出が簡略化するで、賛成致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無資格者への利用機会拡大</li> </ul> <p>電波利用等の普及・発展に際し、アマチュア局有資格者指揮による無資格者操作は、大変有意義な事であるため賛成致します。</p> <p>但し、電波法関係審査基準（改正後）第15-24（1）イ 「並びに相当の公共性を有するものであること。」の部分につきましては、将来の電波利用を担う若者が集まりやすい私企業等が主催する不特定多数の入場者を見込める行</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>ご意見の点についてはアマチュア局であることから当然営利目的ではあつてはならないものです。一方、本告示案の目的はより多くの方々に電波の利活用の可能性や楽しさを体験する機会を増やし、IoT公共性の人材の裾野の拡大を目指すものであることから、公共性のある行事等に係る解釈については前広に行つていきたいと考えます。</p>	無



		事に開設出来るように再考願います。		
148	個人	<p>3.5MHz帯の周波数拡大は歓迎するところですが、FT8だけでなくRTTYに関しても、日本は国際的周波数とかけ離れた割当てになっており、改善を希望します。具体的には、3580～3599MHzを早期に割り当てられたし。</p> <p>国際的なコンテストにおいて、3.5MHz帯ではほとんどの局が3585～3600kHzあたりで運用し、3580kHz以下で運用する局は極めて少数です。必然的に日本の局はRTTYでは海外局に絶対勝てないどころか、まるで勝負になりません。</p> <p>また、現在3535～3575kHzや7045～7100kHz、14118～14150kHzなどは、海外局との交信のみ認められていますが、そこでCQを出していると、つい言うっかり呼んでくる国内局がいます。そのような局は無視しても呼び続けて来るので、国内は呼ぶな！などと返さざるを得なく感じますが、それでは国内同士で交信しているのと同じことです。そもそも昔と違って日本のアマチュア局数は非常に少なくなってしまっており、国内同士の交信などさほど邪魔になることではないはずで、海外との交信が許容できるのなら、国内同士も制限は不要と考えます。</p>	<p>周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思えます。</p> <p>また、その他いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
149	個人	<p>私もアマチュア無線局です。</p> <p>基本的には改正案の内容に賛成です。</p> <p>これを機に、各地の様々なイベント等での体験運用や、地域の無線家の方やJARL・JARDといった関連団体に協力を頂くなどして、学校の授業でアマチュア無線に触れる機会を作るなど、ワイヤレスIoT人材の育成と裾野が広がるよう祈念致します。</p> <p>アマチュア無線局の開設には、従事者免許取得、免許申請、無線局開設までに早くて1ヶ月は要している状況です。手軽にアマチュア無線に親しめるよう、以下の通り提案致します。</p> <p>無線局免許申請については、このうち4アマ免許かつ、技術基準適合機種で開設出来るものについてはデジタル簡易無線登録局の登録申請並に事務手続きを簡略化出来るようにし、登録局の登録状発行期間（約2週間）程度で開設出来るようになる事を要望致します。</p> <p>併せて、パブコメの趣旨からは外れますが不法無線局対策として以下の提言をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線機購入時の従事者免許提示、記録義務化。</li> </ul> <p>総務省側でデータベースなどの仕組みを整備した上で（若しくは、現在の電子申請システムをベースに改良したもの）、販売時に店舗側が従事者免許の番号をデータベースにアクセスして照会。過去に摘発歴（業務従事停止中又は取り消し）がある場合は販売を拒否</p> <p>ネットショップにも義務付けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記と合わせ、電波法第76条第1項、第79条第1項を改正し、摘発者の従事停止を6ヶ月以上1年以内とすること。</li> <li>全日本トラック協会、全国ダンパー協会、建交労ダンブ部会等とメーカー等の各関係団体と協議の上、事実上黙認状態にあるアマチュア無線業務使用に</li> </ul>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、不法無線局の対応としましては、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p>	無

		<p>について、観光バス無線のように専用周波数帯を割り当てた上で専用無線機を市場で販売（アマチュア無線販売店を含む）するなど、代替となるような枠組みの検討と、業務使用禁止について業界内での啓発と自浄を促すこと。</p> <p>（使用にあたっては、三陸特など無線の資格を必要とするのが望ましい？）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上により、アマ無線の業務使用を建前だけでなく禁止とし、並行して取り締まりの強化や80条通報における罰則と対応を強化する。</li> <li>（従事者免許、局免許保有者に対する罰則を強化）</li> <li>・主にネットショップで海外製の日本で使用できない周波数帯の無線機が販売されていることから、無線機販売店登録制度（審査・罰則あり）を創設し、登録店以外で販売出来ないようにすること。</li> <li>（各総合通信局に審査担当職員採用枠を設ける）</li> <li>・人員不足等により、不法無線局に対する十分な取り締まりがされていないことから、無線機販売店登録制度の創設と併せて各総合通信局に職員採用枠を設け、研修を受けた上でデューラス監視業務補助にあたることにより取り締まりの実行力、確実性を向上させること。</li> <li>・不法無線局対策の提言理由</li> </ul> <p>アマチュア無線の入門バンドと言われる144・430MHzにおいては、平日休日を問わず中心にダンプ・トラック等の業務使用により周波数が占有される状態が続いている。不特定呼び出しをすると不法無線局側から怒鳴られるなど、IoT人材の裾野を広げるためという、パブリックコメントの趣旨に相応しいとは言えない状態が放置されているため。</p>		
150	個人	<p>「免許手続きの簡素化」「無資格者の利用機会拡大」に関しては賛成である。「周波数の追加割当に」についても世界的な周波数割当に近づく方向であり、概ね賛成であるが、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」の改正案について以下の意見を述べる。</p> <p>1. 全電波型式の割当にある(注1)および(注2)の制限は削除することを検討いただきたい。</p> <p>アマチュア業務である「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務」の実行を考えた場合に、その大きな制約となるこれらの制限をなくす事が必要であると考えられる。</p> <p>本来であれば技術的研究のため新規技術の実験を可能とするため柔軟な運用が必要であるが、これを妨げることとなる使用区分の厳密な規定は最小限とすべきと考える。</p> <p>もちろん、通信の秩序維持のために必要最低限の規定として「使用電波の型式及び周波数の使用区別」を指定し、衛星通信や月面反射通信など微弱な信号を使用したり特定の時間帯のみに運用制限される通信に限定し保護することは必要であると考えられる。しかし、それ以外の制限については、中波/短波(30MHz以下)の使用区分指定、特に「全ての電波型式」の使用が許可された周波数における使用電波の型式については、自己訓練、通信及び技術的研究の業務に支障を与えることが考えられるため制限すべきではないと考える。</p> <p>また、外国のアマチュア局との通信のみ許可するといった制限も電波の性質</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>1. について</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p> <p>2. について</p> <p>周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思っております。</p>	無

		<p>上国内/外国を分けて制限することに合理性はなく、自己訓練、通信及び技術的研究の業務として不適切な指定であると考えます。</p> <p>2. 今後、3.5MHz~3.8MHzの周波数におけるわが国の分断された周波数指定を、分断を避け海外で認められている周波数帯にできるだけ近づけるようアマチュア局への分配を検討いただきたい。</p>		
151	個人	<p>(1) アマチュア局の免許手続きの簡素化→原案通り賛成します</p> <p>(2) アマチュア局の無資格者の利用機会の拡大→原案通り賛成します</p> <p>(3) 周波数の追加割り当て→趣旨に賛成します</p> <p>別添4→4→指定周波数：指定周波数は3,537.5kHzから3,540kHzに変更されるのではないのでしょうか？（附則第2項も同様です。）</p> <p>「制度改正の概要」のパワポスライドに誤字等がありました。</p> <p>・周波数の追加割り当て〇2のページ→</p> <p>注1と注2で「直接印刷無線電信（以下「RTTY」という。）」の文言が重複しています。</p> <p>注1：×音声とデータを「復号」した通信→〇音声とデータを「複合」した通信 ではありませんか？</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、別添4の指定周波数については変更ございません。</p> <p>また、スライドについてのご指摘については、ご指摘のとおり誤植であり訂正します。</p>	無
152	個人	<p>1. 免許手続きの簡素化について大いに賛成です。</p> <p>アマチュア無線は無線技術の実験、研究の要素が大いにあり、免許手続きの簡素化は近年のパソコンを活用した様々な技術の実験、研究の促進を促すものです。</p> <p>2. 無資格者の利用機会の拡大について年齢制限は必要です。</p> <p>無資格者の電波利用機会の拡大について、通信の相手を国際宇宙基地のみからアマチュア局全般に広げるのはおおいに賛成です。</p> <p>年齢制限を撤廃して誰でも運用0k無制限とするのは、無資格者の不法運用につながる恐れが懸念されるので慎重な検討が必要と考えます。あくまで、これから担う世代への電波利用促進の教育的見地から年齢制限を設けイベント等の一時的利用に限るのが望ましいと考えます。</p> <p>年齢制限は大学生までを考え、現在の17歳以下から22歳以下に緩和し電波利用機会増大が妥当と考えます。</p> <p>3. 周波数の追加割り当ては大いに賛成。</p> <p>現状、世界的に広まっているFT-8等のデジタル通信用周波数が1.9MHz帯や3.5MHz帯では国際的に使われている周波数が含まれていなかったり、バンドエッジで使いづらかったりして実験、研究の通信が非常にやりづらい状況です。</p> <p>パブリックコメント通り周波数割り当てを拡大してもらおうと、外国局とのデジタル通信実験、研究が促進されることになり電波の有効活用が見込まれると考えます。</p> <p>すでに1.9MHz帯や3.5MHz帯が免許になっている局は、変更申請なしで追加割り当ての周波数を使えることが実験、研究を促すために望ましいです。</p>	<p>1. について</p> <p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>2. について</p> <p>今般の新制度は、青少年のみならず大人を含めた無線通信に興味がある方々の実体験を行える機会を増やすことにより、無線通信に対する社会全体のリテラシーの向上を図り、ひいてはIoT人材の裾野の拡大を進めるために制定するものです。</p> <p>また、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p> <p>3. について</p> <p>ご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

153	個人	<p>1. 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案、及び電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和51年郵政省告示第87号）の一部を改正する告示案に対する意見</p> <p>この度の改正案には賛成ですが、事務手続の合理化に資するため、次のとおり要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SSB送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合の電波の型式が複雑になっているため、電波法施行規則の規定どおりに、主搬送波の変調の型式を「J」に統一すること。</li> <li>・一括記載コードに「J2D」「J2E」「J7D」「J7W」等を含めること。</li> <li>・現在「等価表記」されている省令、告示及び審査基準を改正すること。</li> </ul> <p>2. 無線局運用規則の規定によりアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成21年総務省告示第179号）の一部を改正する告示案に対する意見</p> <p>1. 800kHzから1,810kHzについては、海外のバンドプランとの整合を考慮すると占有周波数帯幅を200Hz以内に制限することが望ましい。</p> <p>3. 電波法施行規則の規定によりアマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件（平成21年総務省告示第126号）の一部を改正する告示案、及び周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案に対する意見</p> <p>3. 5MHz帯及び3.8MHz帯について更なる割当を御検討願います。</p>	<p>1. について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 なお、ご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p> <p>2. について 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p> <p>3. について 周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無
154	個人	<p>免許手続きの簡素化 賛成です。アマチュア局の免許手続きについては、さらに大胆な簡素化を要望したいところです。</p> <p>無資格者の利用機会拡大 賛成です。無資格者のアマチュア局運用については監督責任等の明確化も必要と考えますが、その上で当該アマチュア局を一般社団局等にまで拡大する等の検討も必要と考えます。</p> <p>周波数の追加割り当て 賛成です。拡幅がわずかであっても歓迎です。</p> <p>1. 800~1.810MHzが全電波型式となっておりますが、世界的に見るとこの部分はCWのみで使用されております。それゆえCW以外の電波型式を認めることは混乱を招くおそれがあるという意見があるかもしれません。</p>	<p>免許手続きの簡素化について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 無資格者の利用機会拡大について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 また、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 周波数の追加割り当てについて 本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
155	個人	<p>電波防護指針や新スプリアス規制という網がかかっていること、デジタルモードに関しては包括の方針なので、免許制のアマチュア無線は、青少年の技術育成も有り、5W以下のQRPIは、全て包括免許として欲しい。現状では、2石の送信機（ワイヤレスマイク程度）を作っても毎度申請しなければならず、実験で送信すれば即違法となってしまうので、なかなか小学生らを自作に導けない。</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
156	個人	<p>賛成です。特に無資格者の利用機会の拡大関連に関しては、科学館やポーク</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		カウトなどの無線局で、興味を持った訪問者に無線通信の体験をさせることは、将来の科学技術の発展に貢献すると感じます。		
157	個人	<p>『電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案（無資格者の利用機会の拡大関連）』に反対します。</p> <p>現代人はテレビ・ラジオ放送の受信に加えて、カーナビやスマホの使用、ゲーム機での通信対戦、ラジコンカーやトイドローンの操縦などなど、電波の利活用を日常的に行っています。幼稚園児ですら腕時計型のトランシーバを着けて走り回っているような状況下で「電波の利活用の可能性や楽しさを体験する機会を…」「無線技術に対する理解と関心を深める」というのは、時代認識が間違っていると思います。</p> <p>アマチュア無線に興味を持ってほしいというのであれば、方法は他にもあります。交信している姿を見せながら地図を使って解説するとか、特定小電力無線機を使って疑似体験してもらおうとか、受信機を貸与してコンテストのSWL部門に参加してもらおうなど…</p> <p>また、第4級アマチュア無線技術士、第3級アマチュア無線技士は講習会で比較的簡単に取得できます。何もかも全部お膳立てしてもらって横から言われるままに交信するよりも、ハードルを何個も乗り越えてやっと交信できた方が喜びも大きく、趣味として長続きすると思います。</p> <p>ただ一方で、昨今はメーカー製の技術基準適合機が普及しており、回路計算や物性物理の知識がなくても交信できるにも関わらず、資格試験および講習会の内容は無線機内の回路や半導体部品の構造にまで踏み込んだ内容になっているため、せっかく興味を持って無線工学や数学の知識が不足しているばかりに資格の取得を諦めざるを得ないという声もあります。(小学生など)</p> <p>アマチュア無線技士の資格体系をいま一度見直し、プロの資格と同じように通信士と技術士に分けてははいかがでしょうか？</p>	<p>本告示案は、青少年のみならず大人を含めた無線通信に興味がある方々の実体験を行える機会を増やすことにより、無線通信に対する社会全体のリテラシーの向上を図り、ひいてはIoT人材の裾野の拡大を進めるために制定するものです。</p> <p>また、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
158	個人	<p>・免許手続きの簡素化</p> <p>デジタルモードが増えており、より簡素な申請を求められている現状を鑑みて賛成したいと思いますが、下記の点の要望を求めます。</p> <p>1. 今回の適用範囲として、「一括申請コード」区分内のモード(例として、「F3C」「F3F」等)に限る物でしょうか。</p> <p>もしそうであれば、「一括申請コード」区分外のデジタルモード(「NON」等)も含めて戴きたいと存じます。(可能であれば、理由をお尋ねしたいと思います)</p> <p>2. 「一括申請コード」区分外の申請について、過去関東と四国で申請の取り扱いに差が出た事がありました。</p> <p>「国家免許」である筈の無線局免許状に関する申請書類の取り扱いに差分が出ている状態はおかしいと考えます。</p> <p>その上、「より申請を簡素にする」と言う「簡素化の視点」から外れていると考えられる為、このような地域間格差を解消すべきではないでしょうか。</p> <p>・1800kHzの全電波型式帯拡張 内容としては賛成したいと思いますが、こち</p>	<p>免許手続きの簡素化について</p> <p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>ご意見については、関係の規程について今後検討して参ります。</p> <p>1800kHzの全電波型式帯拡張について</p> <p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>占有周波数帯幅の告示とは「無線設備規則別表第二号第54の規定に基づくアマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値(平成21年総務省告示第百二十五号)」かと思われませんが、当該告示の改正は予定しておりません。</p> <p>また、ご意見を踏まえまして、関係規程の整備を今後検討して参ります。</p>	無

		<p>らも下記の点を確認をしたいと思います。  簡潔な回答を求めます。  1: 占有周波数帯域幅の告示は、今回の改正の「対象外」となっている (=今回拡張されるバンドはフォーン(SSB/AM)は勿論の事、SSTV等各種特殊モードが許容される)  2: 1800kHz帯でSSB等を使う場合、個別指定となる (一括コード内には含まれない為、個別に「J3E」や「F3F」等の指定が必要)</p>	<p>なお、その他のいただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
159	個人	<p>5. 8GHz帯を利用したFPVゴーグルを装着して操縦するマイクロドローンの愛好家視点で  「【別添8】(新旧案) 電波法関係審査基準.pdf」に関する意見を述べさせていただきます。  【結論】  結論から申し上げますと、「行事等の開催に伴いアマチュア局を臨時に開設」する手続きについては費用面・手続きをできるだけ簡略化していただきたいです。具体的には、  1. 包括期間の設定(開設期間に幅を持たせる。行事ごとに都度申請だと煩雑)  2. 個人で開局申請済機体を利用する場合であればJARLへの審査手続き不要  3. 費用負担の軽減  【理由・背景】  我が国の科学技術離れは深刻です。  国際教育到達度評価学会が実施した「国際数学・理科教育調査」によると、日本の生徒は成績が良いにもかかわらず、理科が楽しいと思う生徒が極めて少ないと記載されています。  この問題を軽視しておく、研究者及び技術者が育たず、ものづくりやイノベーションの基盤が危うくなり中長期的な国力低下が懸念されます。  しかしFPVドローンの規制が緩和されれば再び子供たちに科学技術の楽しさ、面白さを啓発するきっかけになると確信しております。  なぜなら、電子工作に全く縁がなかった30才過ぎた私に下記のような新領域への学習習慣が定着したからです。  ・良いハンダの付け方  ・バッテリー・モーターをはじめとした電気知識  ・空気抵抗・圧力抵抗を踏まえた航空力学  ・海外Youtuberから情報収集  ・英語ECサイトで担当者と英語チャット対応  どうしたら早く飛べるのか? 軽量化できるのか? 高性能なカメラを積んでカッコイイ映像が撮れるのか?  探求の過程で様々な知識を能動的に身につけられるのがマイクロドローンFPVの世界だと考えています。  実際子供たちの前でFPV飛行をすると目をキラキラさせて「私もやりたい!」とせがまれます。  しかし残念ながら現在の法律ではその場で気軽に操縦体験をさせることができません。</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。  なお、FPVドローンの体験利用については、今後検討して参ります。</p>	無

		もちろん電波は有限な資源ですし、無断で誰でも使えるようになると社会の秩序が乱れます。が現在の電波法はFPVを想定したものではありません。もう少し子どもたちに触れやすい環境を作り、我が国の中長期的な発展土壌の礎を築くことを切に願います。		
160	個人（意見2名）	<p>今回の総務省の1.9MHz帯と3.5MHz帯の周波数改正案は、海外との長距離通信の機会を増やすことになり、非常に画期的な改正だと考えています。ご尽力頂きありがとうございます。</p> <p>1.9MHz帯のみ、IARU Region 3の周波数バンドプランとの乖離を考慮して電波形式及び周波数使用区分の要望を下記の通りとしました。</p> <p>1800-1810 A1A を要望  1810-1825 A1A(現行通り)  1820-1830 A1A を要望  1830-1845 CWと狭帯域データ を要望  1845-1875 全電波形式(現行通り)  1907.5-1912.5 A1A, F1B, F1D, G1B, G1D(現行通り)</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p>	無
161	個人	<p>電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案 意見</p> <p>告示案の趣旨には賛同するが、指揮を行う無線従事者が一定水準以上の知識および能力を有することを担保する必要があると考えることから、「当該操作を指揮する無線従事者は必要な知識及び能力の確認できる講習会の受講を完了した者であること。」の条件を追加する事を提案します。</p> <p>理由</p> <p>アマチュア局の従事者は様々な運用形態でアマチュア業務を行っており、またアマチュア局の運用を現に行っていない従事者も存在する事から、各々の知識及び能力は千差万別で一定の水準が確保できない。</p> <p>特に法令知識は「電波法令集又はその抄録」の備付け義務が廃止されて以降、特に関心のある者以外は改正法令に触れる機会がなく旧来のままとっている恐れがあります。しかも無線従事者免許取得後に一度もアマチュア局を開設せず、運用も行っていない者も存在する事から法令知識の再確認は必須だと考えます。</p> <p>また、現にアマチュア局を開設し日々運用を行っている者の中には、法令知識の欠如又は理解不足から当告示案に記載の「連絡の設定及び終了に関する通信操作」を行わずに通信を行っている者も多数見受けられます。</p> <p>特に一部の不届き物はアマチュア局の免許を車両検問時の免罪符として利用する事を目的として免許を受け、通信の開始から終了まで一切自局の呼出符号を正確に送出せず、積載物の積み下ろしや車両入替え順番等の連絡、伝票の記載内容や提出先の連絡、翌日の配車内容の連絡等アマチュア業務から逸脱した通信を周波数を独占し延々と行っている者も多数見受けられます。</p> <p>これらの順法精神の無い物を当該操作に従事させる事は許されず、一定の法令知識を確認する為にも講習会の受講を義務付けるべきだと考えます。</p> <p>他方、通信の相手方はアマチュア局全般であり外国のアマチュア局との交信</p>	<p>ご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>も行える事から、国内の法令及び慣例のみならず国際的な法令及び慣例の知識が指揮する無線従事者には必要になると考えます。</p> <p>また、操作を行う無資格者の中には特に教育的配慮が必要な青少年も含まれる事から、一定の教育的配慮に関する知識や能力も無線技術の知識以外に必要なになると考えます。</p> <p>よって無線技術に対する理解と関心を深める為にも、一定の最新無線技術の動向を含む無線技術の知識及びそれらを青少年を含む無資格者の理解醸成につなげる一般的な教育能力、通信上必要となる国内外の法令及び慣例等の知識並びに無線通信の能力を確認可能な講習会の受講を義務付ける必要があると考えます。</p> <p>なお当該アマチュア局は「相当な公共性を有するもの」である事から講習会の実施主体は国とすべきと考えますが、実際の実務は主任無線従事者講習に倣い公益性の担保された、公益社団法人又は公益財団法人が実施することが適当と考えます。</p>		
162	個人	<p>1. はじめに 本意見は【【別添5】(新旧案)平成21総務省告示179号】に関して、現在、アマチュア無線界では、FT4、及びFT8のデータ通信方式が米国Joe Taylor氏を中心にWSJTとして開発され、国内外で盛んに利用されているが、日本ではWSJTのポイントtoマルチポイントの通信形態が、【無線局運用規則第二百五十八条の二の規定に基づくアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別】で制約されているので、ポイントtoマルチポイントの電波型式F7Dが利用しやすい状況に法を改善願いたい。</p> <p>2. 概要 WSJT方式のデータ通信は、現国内外のアマチュア無線で活発に利用されているが、WSJTにはポイントtoポイントの通信形態で電波型式がF1Dとポイントtoマルチポイントの通信形態（(俗称：ペディションモード、マルチスレッドモード）で電波型式F7Dが存在する。後者の方式は、バンドプランで、日本のアマチュア無線局が制約されている。</p> <p>3. 目的 本意見の目的は、バンドプランに電波型式にF7Dを追加し、ポイントtoポイントの通信形態の制約を改善してほしい</p> <p>4. 背景 WSJT方式データ通信は、複数の局と効率的に更新を行うために、ポイントtoマルチポイントの通信形態がある。ポイントtoマルチポイントの通信形態は、海外局で積極的に利用されており、理想的なコンディション下であれば毎時間当たり500交信が可能と言われ効率的である。</p> <p>5. 変更箇所について 変更箇所は【【別添5】(新旧案)平成21総務省告示179号】と現行バンドプランの該当箇所にF7Dを追加願いたい。</p> <p>*--- 変更箇所 (1)【別添5】(新旧案)平成21総務省告示179号】 変更前 3項A1A F1B F1D G1B G1D 1,907.5kHz から1,912.5kHz まで</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無



		<p>変更後 3項A1A F1B F1D F7D G1B G1D 1,907.5kHz から1,912.5kHz まで  変更前 4項A1A F1B F1D G1B G1D 3,520kHz から3,535kHz まで  変更後 4項A1A F1B F1D F7D G1B G1D 3,520kHz から3,535kHz まで  (2) 現行のバンドプランの変更箇所  変更前 6項A1A F1B F1D G1B G1D 7,030kHzから7,045kHzまで  変更後 6項A1A F1B F1D F7D G1B G1D 7,030kHzから7,045kHzまで  変更前 7項A1A F1B F1D G1B G1D 10,130kHzから10,150kHzまで  変更後 7項A1A F1B F1D F7D G1B G1D 10,130kHzから10,150kHzまで  変更前 8項A1A F1B F1D G1B G1D 14,070kHzから14,100kHzまで  変更後 8項A1A F1B F1D F7D G1B G1D 14,070kHzから14,100kHzまで  変更前 9項A1A A2A A2B A2D F1B F1D G1B G1D 18,090kHzから  18,100kHzまで(注3)A1A F1B F1D G1B G1D 18,100kHzから18,110kHzまで  変更後 9項A1A A2A A2B A2D F1B F1D F7D G1B G1D 18,090kHzから  18,100kHzまで(注3)A1A F1B F1D F7D G1B G1D 18,100kHzから18,110kHzま  で  変更前 10項A1A F1B F1D G1B G1D 21,070kHzから21,125kHzまで  変更後 10項A1A F1B F1D F7D G1B G1D 21,070kHzから21,125kHzまで  変更前 11項A1A F1B F1D G1B G1D 24,910kHzから24,930kHzまで  変更後 11項A1A F1B F1D F7D G1B G1D 24,910kHzから24,930kHzまで  変更前 12項A1A A2A A2B A2D F1B F1D(注4) G1B G1D(注4) 28.07MHz  から28.15MHzまでA1A A2A A2B A2D F1B F1D(注4) G1B G1D(注4)  28.15MHzから28.2MHz  変更後12項A1A A2A A2B A2D F1B F1D(注4) F7D G1B G1D(注4)  28.07MHzから28.15MHzまでA1A A2A A2B A2D F1B F1D(注4) F7D G1B  G1D(注4) 28.15MHzから28.2MHz</p>		
163	個人	<p>告示案(7)「電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案」  2) 令和元年12月17日に総務省より報道発表された「電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合 追加提言」の15ページ「3. ワイヤレスIoT人材の育成」の方策</p> <p>意見  ワイヤレスIoT人材の育成に関する告示案(7)の改正案に賛成いたします。  近年、子供たちにもスマートフォンやタブレット端末利用の機会が増え、これらの情報機器に無線技術が使われていることを実体験から学ぶ必要があると考えます。実体験から電波伝搬の基礎知識をはじめ、なぜ放送や無線通信に混信を与えてはいけないのかという電波法の基本原則が学べると思います。  現行の電波法施行規則第34条の10の規定に基づく「臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合」ですと、  (1)国際宇宙ステーションとの通信に限定され、その利用が17歳以下の青少年であること、  (2)青少年らが宇宙飛行士と交信できるまで数カ月の準備期間を要すること、</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	<p>無</p>

		<p>(3) 割当周波数が144MHz帯であること、 等が挙げられます。また、限られた時間内で宇宙飛行士との交信の機会を与えるため、交信中に混信が生じないように対策を講じられているそうです。</p> <p>以上のように、現行規定の場合ですと、無線従事者資格を取得して実際に交信しなければ、電波伝搬や混信等を学ぶ機会が得られません。そのため、本校ではアマチュア無線従事者免許を取得した学生を対象に、HF帯やVHF帯の電波伝搬の特徴など実際に交信して学ぶ機会を与えてきました。本校ではじめて初級アマチュア無線技士を取得後に、本校の無線設備で通信実験を経て、在学中に上級アマチュア無線技士を取得した学生もいました。</p> <p>今回の制度改正により、</p> <p>(1) イベント主催者の同意を得れば臨時のアマチュア局を開設できるので、実体験が容易に行えるようになること、</p> <p>(2) 大人を含め実体験が行えるようになるので、家庭でも電波利用について話し合える機会が増え、リテラシー教育に生かせること、</p> <p>(3) 短波帯を含めた交信が可能になるので、電波伝搬の基礎知識が学べること、</p> <p>(4) 臨時アマチュア局として開設するので、全世界のアマチュア局と交信できる機会が増えるため、一度に多数のアマチュア局から呼びかけられパイルアップの経験から混信の意味が理解できるようになること、さらに語学学習のキッカケになること、</p> <p>(5) 臨時のアマチュア局で様々なアンテナを見かけることになるので、アンテナの種類と特徴が分かるようになること、などが挙げられます。</p> <p>ぜひとも、今回の告示改正案を実現していただいて、本校においても、微力ながら将来を担うIoT技術者を育成していきたいと思います。</p>		
164	個人	<p>(5) 「無線局運用規則の規定によりアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分を定める件の一部を改正する告示案」について</p> <p>国際アマチュア無線連合（IARU）の第3地域における周波数割り当て、及び諸外国の周波数利用実態から鑑み、以下の通り提案するものである。なお、国内局における相互通信と、海外局との交信にあつては、それぞれ電波伝搬が可能な時間帯が異なることから自ずと棲み分けが可能であると考えられること、また、フォーンバンドは7MHz帯以下では慣例的にSSB下側波帯（LSB）で運用されることが多いため、CW用使用区分との間にガードバンドとしてFT8等のデータ通信使用区分を設けることを提案するものである。</p> <p>1. 1.800MHz~1.810MHz（追加割り当て分）</p> <p>世界的な視野で現状をみると、CW（A1A）による通信が行われており、ここに全電波形式、特にJ3E等のフォーンバンドを割り当てた場合、その電波伝搬状況によっては諸外国の運用に対し多大な混信障害の虞があることから、IARUその他の慣例にならいCW（A1A）にしておくべきと思われます。</p> <p>2. 1.810MHzから1.825MHzまで（現行の周波数割り当てと同じ）</p> <p>現行通り、CW（A1A）による使用区分でよいと思われます。</p> <p>3. 1.825MHzから1.875MHz（追加割り当て分）</p>	<p>(5) について</p> <p>今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p> <p>(7) について</p> <p>無線従事者資格を取得された方の指揮の下での、従事者の操作範囲内の運用であるため能力は担保されると判断しております。</p> <p>また、多くの機会ができるようにするため指揮する有資格者の資格を限定しないものです。</p>	無

		<p>世界の利用状況を鑑み、1.825MHzから1.840MHzまでをCW(A1A)とし、1.840MHzから1.845MHzまでをCW(A1A)と狭帯域データ、1.845MHzから1.875MHzまでを全電波形式としてはどうか、といった提案です。</p> <p>なお、3.5MHz帯の周波数追加割り当てについては、改正案に同意しておりません。</p> <p>(7)「電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案」について</p> <p>改正案においては、社団を構成する有資格者、無線局免許状の範囲によっては、事実上の最大電力(1kW)での運用も可能となってしまうため、社団が臨時に開設するアマチュア局の場合であっても出力の上限は設けるべきである。また、国の目指した「ワイヤレスIoT人材のすそ野を広げる」ことに直結させるためには監視者による的確でハイレベルな指導と体験的学習のマッチングが不可欠と考え、監視する有資格者の条件を第1級アマチュア無線技士に限定するなどの措置が必要と思われます。</p>		
165	個人	<p>無線局運用規則の規定によりアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件(平成21年総務省告示第179号)の一部を改正する告示案について</p> <p>1.9MHz帯で現在、電波形式「3MA」で免許を受けている局は、変更届け無しで1.825から1.875MHzにて、SSBなど、占有周波数帯幅3kHz以下の電波形式を運用できるようにして欲しい。既にデータ通信等で運用している局は、無線機のマイク端子にパソコンを接続してSSBで送信しているので、今回改正予定のデジタルモードの免許手続きの簡素化と同類と考えられる。</p> <p>1.9075~1.9125MHz帯は拡大されない予定だが、ロランの停波後、近隣周波数は使われていないようなので、国内通信用にこちらも拡大を希望する</p> <p>3.5MHz帯で、FT8の国際的運用周波数付近が拡大されるが、3.7MHz付近のSSBにて海外局の運用が多い周波数は歯抜けのままであり残念である。近年、3.5~3.8MHzは大陸からのOTHレーダーとみられる強力な電波が頻繁に発射されていて、通信の安定性が求められる国内業務局は使用できず停波していると考えられるので、2次業務として3.58~3.8MHzの連続分配される事を希望する。</p> <p>また、現在の注1の項目は全て削除して、CW専用の周波数以外は国内外での区別なくデータ通信で全て使えるようにして欲しい。</p> <p>5.35MHz帯は、既に数多くの国々でアマチュアバンド解放されている。日本での解放を希望する。このバンドを利用している海外のほとんどのアマチュア局が、日本製無線機を使用していると考えられ、国内仕様機種においても、回路は同一で、無線機側の対応は済んでいる。</p> <p>電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案について</p> <p>1 当該操作を指揮する無線従事者が行うことができる無線設備の操作(モース符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。)の範囲内であることとなっているが、混乱を避けるため第四級アマチュア無線技士の操作範囲内がふ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きの簡素化について</li> </ul> <p>いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数拡張について</li> </ul> <p>周波数割当(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思っております。</p> <p>また、今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。</p> <p>なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時に開設する社団局について</li> </ul> <p>今般の新制度は、青少年のみならず大人を含めた無線通信に興味がある方々の実体験を行える機会を増やすことにより、無線通信に対する社会全体のリテラシーの向上を図り、ひいてはIoT人材の裾野の拡大を進めるために制定するものです。</p>	無

		さわしいと思う。ワイヤレス人材の潜在層を増やすためならば、免許不要のデジタル簡易無線やデジタル小電力コミュニティ無線の知名度向上、体験の機会があった方が効果的に思える。		
166	個人	<p><b>【要旨】</b>  今回の改正案及び新設案は、アマチュア無線の振興を通じ、将来のICT人材の育成に役立つものと考えます。全ての案に対し賛成致します。特に異議等はありません。改正後の運用等に関する意見を、別添9「アマチュア局の制度整備の概要」の見出しに準じ、以下に記載致します。</p> <p><b>【意見】</b>  「免許手続きの簡素化」に関して、我々免許人だけでなく、審査にあたる担当官の皆様の負担軽減にも資するものと、歓迎致します。施行にあたって、誤った申請により審査に混乱が生じないよう、記載例やFAQ等の整備と周知をお願いしたいところです。</p> <p>「無資格者の利用機会拡大」に関して、モールス符号を送り、又は受ける無線電信以外の操作が可能となるなど、広く開かれたものとして制度設計頂いているため、電話に興味関心が持てない世代や、聴覚障害などで音声でのコミュニケーションがとれない方々に対しても訴求が図れるものと思います。申請は社団法人が実施するため、実際には社団法人日本アマチュア無線協会（以下JARLと記載）のアドバイスに基き為されるものと思われるので、JARLへのご指導等を通じた、円滑な申請に向けてのご対応をお願い致します。</p> <p>「周波数の追加割当て」に関して、JARLのみならず、市井のアマチュア無線家達による地道な無線局情報データの調査・報告をはじめとした働きかけがあった旨仄聞しております。本改正案に対し直接奏効したものではないのかもしれませんが、既存免許人にも配慮したこのような緻密な調査が我々アマチュア無線家の仲間から成されたことを、誇らしく思うものです。施行の暁には、一次業務に妨害を与えない秩序ある運用を心掛け、仲間や先人の労苦に報いたいと考えます。</p> <p>最後に、本改正案とは直接関係のない事項となりますが、ICT人材の育成に向けたアマチュア無線の振興を推進してゆく際の障害として、145/435MHz帯を中心とした、電波利用環境の悪化が挙げられます。利用区分違反や呼出符号の不送出、周波数の占有といった違法な通信が昼夜を問わず見られ、アマチュア無線に希望を持ち訪れた新たな仲間に対し、気持ちよく業務にあたってもらえるとは到底思えない環境にあります。環境の浄化については我々アマチュア無線家も心を砕き、マナーを守った交信に努める等、諸々取り組んではいるところですが、御省に於かれましても電波の規制を担う官庁として各種取締りや啓発、JARLガイダンス局の運用に対するご指導等を切にお願い致します。</p> <p>この度の改正案策定にあたりご尽力くださった官民の皆様、改めて深く御礼申し上げます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、引き続き不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p>	無
167	個人	<p>アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別の変更で、より円滑な無線運用が可能になると考え賛同します。</p> <p>免許手続きの簡素化関連についても、時代にあった変更であり賛同します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		今回の改正、アマチュア業務に対し理解して頂いたものであり、趣味として電波を使わせて頂いている一人として感謝します。		
168	個人	<p>(1) 今回の1.8MHz帯のアマチュアへ業務への拡張案に含まれるバンド下端の1800-1810kHzにおける電波形式の指定が「全電波形式」となっていますが、我が国の他のアマチュア周波数帯の慣例としてバンド下端から一定範囲はCW (A1A)専用とされておりますので、1.8MHz帯のみ異なるのは混乱をきたします。よって、現行制度の1810-1825kHzに加え今回拡張される1800-1810kHzも含めたバンド下端の1800-1825kHzはCW (A1A)専用とすることを提案します。</p> <p>(2) 電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案（無資格者の利用機会の拡大関連）意見：上記案の1項において、（モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。）とあるが、これはPC（コンピューター）等の補助装置を用いることでモールス符号を送受する技能がない者でも他のデジタルモードと同様にPC操作により運用が可能となるため、制限を設けるべきではないと考えます。</p>	<p>(1)について        今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。        なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p> <p>(2)について        モールス符号による通信については、電気通信術という特別の技術及びその通信に関する条約等の法規上の知識が必要であることから電波法39条第2項の規定により無線従事者でなければ行つてはならない操作と定められております。</p>	無
169	個人	<p>&lt;省令案&gt;        (1)無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案        アマチュア無線免許人の手続き簡素化により負担が軽減するので大いに賛成します。</p> <p>&lt;告示案&gt;        (2)電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和51年郵政省告示第87号）の一部を改正する告示案        アマチュア無線免許人の手続き簡素化により負担が軽減するので大いに賛成します。</p> <p>(3)電波法施行規則の規定により、外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件（平成5年総務省告示第326号）の一部を改正する告示案        無線技術に対する理解と関心を深めることができます。特に個人対個人の通信である携帯電話・スマートフォンが普及した現在、それらのパイオニアであったアマチュア無線は対多数の利点があるので大いに賛成します。</p> <p>(4)電波法施行規則の規定によりアマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件（平成21年総務省告示第126号）の一部を改正する告示案        (5)無線局運用規則の規定によりアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成21年総務省告示第179号）の一部を改正する告示案        (6)周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案        (3)～(6)過去の電波行政、地域的な電波行政に依るところがあるが、欧米に比べ、制限が多すぎた。今回、アマチュア局の国際的な運用周波数の調和</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>を考えた施策には大いに賛成します。</p> <p>(7)電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案 無線技術に対する理解と関心を深めることができます。特に個人対個人の通信である携帯電話・スマートフォンが普及した現在、それらのパイオニアであったアマチュア無線は対多数の利点があるので大いに賛成します。</p> <p>&lt;訓令案&gt;</p> <p>(8)電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を変更する訓令案 無線技術に対する理解と関心を深めることができます。特に個人対個人の通信である携帯電話・スマートフォンが普及した現在、それらのパイオニアであったアマチュア無線は対多数の利点があるので大いに賛成します。</p>		
170	個人	<p>周波数追加分配に関して</p> <p>1. 8MHz及び3. 5MHzに対しての狭帯域デジタルモードに配慮したものと推察します。改正内容に大方賛同いたしますが、以下に要望事項を記します。</p> <p>3. 850はFT8モードのDxペディション周波数として用意されており、改正案の3. 575から3. 580までの2次業務を3. 575から3. 590までとすることを要望します。</p> <p>それ以外では14MHz帯におけるFT8以外のデジタルモードで国際的に使用されている14. 060から14. 070までの帯域を『海外のアマチュア局との交信に使用する場合については、この限りではない』との但し書きをもって狭帯域デジタルモードでの使用を認める事を要望します。</p> <p>現時点では無線局運用規則第258条の2の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分に当てはまらず、その結果運用できずにいます。今回の法令改正に伴い一文を加える事を望みます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
171	個人	<p>今回のアマチュア局の制度整備について意見を述べさせていただきます。</p> <p>概要；1) 免許手続きの簡素化、2) 無資格者の利用機会の拡大、3) 周波数の追加割当て、について賛成します。しかしながら1)、3) については整備が不十分でさらなる改革が必要と考えます。</p> <p>1) 免許手続きについては、いろいろな種類のデジタルモードおよび複数の周波数帯での申請においては、インターネット（以下ネット）による申請は簡素化されたとは言えず、申請側、審査する側ともに煩雑さが増加する状況であります。また、今後新たに出現する新モードにおいて適応できるかどうか予測が立ちません。したがって、欧米なみに包括免許にする必要があると考えます。そうすれば、様々なモードに挑戦する実験的な運用が増えて、それに伴い周辺機器の作成、購買が増加し、最終的にはアマチュア無線従事者の増加につながり、科学技術の発展、または経済活動の活発化が促進され我が国の発展につながるとかんがえられます。この制度のさらなる簡素化でマイナスの要因はほぼないと考えられます。さらなる簡素化＝包括免許制度を希望します。</p> <p>2) 周波数の追加割り当てについては、現行のデジタルモードでの通信の国際</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>1) について いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>2) について 周波数割当（拡張）については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思ひます。</p>	無

		<p>的な観点からの拡大と歓迎される変更です。しかし、技術先進国である日本が、欧米と同等の環境の中で競い合うあるいは交流し合うことが重要であるにもかかわらず、全くもって虫食い周波数割り当て、かつ許可されている周波数帯も狭いという現実には変わりがないと思われます。低周波数帯域（1.8～2MHz、および3.5～4MHz帯）は国内通信が盛んになる帯域です。この周波数帯の拡大は、前述と同じく、アマチュア無線人口を増加させる効果が高いため、通信技術の育成や機器購買が高まり我が国の科学、経済活動の活発化に寄与します。また、この周波数帯での実質的な企業及び公的機関の通信運用はほぼ皆無であり、アマチュア局に周波数利用を制限する根拠がほぼないと考えます。断片的な周波数帯の使用状況は、積極的かつ有効な通信利用という理念に合致していないとも考えられます。さらなる拡大が必要と考えます。</p>		
172	個人	<p>(1) アメリカFCCアマチュアライセンスでのサードオペレーター制度をそのまま導入するべきです。サードオペレーター制度を使って、無線従事者免許を取得しない人が増えるのでは・・・と考えておられるのでしょうか。本当に魅力があれば長く続けてくれる人が育っていきます。その中でサードオペレーターでの限界に早く気づいてもらって、一生の趣味としてのアマチュア無線を楽しんでいただければと考えます。</p> <p>(2) モールスも出来るようにするべきです。テレビのコマーシャル・携帯電話で結構モールス符号の2文字は耳に入っていますから、あと24文字追加するだけですものね。</p>	<p>(1) について 「社団が臨時に開設する」ことを要件にしているのは、一定の公共性を担保するためです。今回の改正では、これまでに必要であった自治体や教育機関等の公的機関の後援等の要件を求めておらず、公共性のあるイベントにおいて、主催者の了解の得てアマチュア無線家の方で社団を構成いただければ当該運用と可能となります。</p> <p>(2) について モールス符号による通信については、電気通信術という特別の技術及びその通信に関する条約等の法規上の知識が必要であることから電波法39条第2項の規定により無線従事者でなければ行つてはならない操作と定められております。</p>	無
173	個人	<p>提案に賛成 今後、無資格者同士の通信を認める二国間協定締結のご検討をお願いします。 (説明) 国際的な行事の場合、同様の制度を持つ国間で無資格者同士が通信する可能性が生まれる。しかし、通信相手がアメリカ合衆国のアマチュア局である場合、現状では日米間の取り決めがないため、今回の制度を利用して二国間の通信を行うことはできない。アマチュア無線人口の多い日米間、また他の国との協定が締結されれば、今回の制度改正の効果がより高まると期待されます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。 本告示案が制定された後に、当該告示に基づき（臨時に開設され有資格者の指揮の下で無資格者が通信操作を行える）アマチュア局は正当な無線局であることから、無線通信規則25.1に基づき通信が行えるものと考えます。</p>	無
174	個人	<p>1. 総論 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案に賛成するただし、今回の改正案においては、改正の主旨とその効果および改正案を実際に運用するにあたり、不確実な点があるため、以下の意見にて不明点を明確にするための意見を述べる。</p> <p>2. 意見1 「電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件」 今回の改正においては、一度付属装置を付加し、付属装置（主にコンピュー</p>	<p>意見1について 本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般の改正案は電波法第9条及び電波法施行規則第10条に基づき、許可を要しない工事設計の軽微な事項に無線局免許状の指定に変更がない場合、送信装置の外部入力端子に付属装置を接続することを追加するものです。 これまでJT65やFT8といったいわゆるデジタルモードに係る変更手続きにおいて諸元表等を提出いただきましたが、その結果これらはご意見の秘話機能を有</p>	無

	<p>タ)のプログラムより送信する電波形式を付加する、開局申請、変更申請を行い、免許された電波形式に変更の無い場合に限り、付属装置のコンピュータプログラムから送信される通信方式の変更およびプログラムの変更にもなう軽微な変更の届出は省略できるとの事である。</p> <p>1) これまでの変更申請のありかた  意見者は、かねてより付属装置のプログラムの変更により、デジタルテレビジョン、デジタル音声通信、デジタル符号化文字通信の変更申請を行ってきた。この申請の中で、申請内容を審査する過程において、デジタル化における符号化方式について複数回問い合わせを受けてきた。その取り合わせ事例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル符号化方式が広く公開されていること</li> <li>・デジタル符号化が秘話機能を持たないこと</li> </ul> <p>この2点について、その事実を証明するための文献、資料を何度も提出を求められてきた。</p> <p>今回の改正においては、一度付属装置を付加して、たとえば「F1D」「F1B」「G1E」などの電波形式を申請して許可された後には、付属装置のコンピュータプログラムの変更による軽微な変更の届出が不要となる。この改正については、手続きの簡素化になることから賛成する。</p> <p>しかし、付属装置の付加、変更について、過去のアマチュア局の無線免許手続きの変遷を考慮すると改正後の省令案では、どの無線局の免許手続き規則を根拠にしているかが明確ではない。</p> <p>よって以下の具体的事例を基に総務省の見解をいただきたい。</p> <p>2) 付属装置の役割の変遷  付属装置付加に関係する過去の無線免許手続きの経緯を振り返ると、過去付属装置に相当する装置は、デジタル符号化などの信号処理を論理回路で構成したことから付属装置を付加すること自体の変更とその変更するためのデジタル符号化等の回路構成が重要であった。</p> <p>現在の付属装置の装置本体は、送信機のマイクロフォン端子とコンピュータの音声出力を結線するためのインターフェイス機能、さらに接続するコンピュータ汎用品でありコンピュータ本体にはデジタル通信の具体的な仕様内容に關与する個所は無いに等しい。</p> <p>しかし、コンピュータが実行するプログラムのデジタル符号化等の関係する具体的手順プロトコル(仕様)が記述してある。プログラムを実行するだけでも購入できる汎用品である。</p> <p>したがって、付属装置自体の有無は無線局の免許手続きの主旨を考慮すると付属装置の有無には免許手続きについての具体的な意味と必要性は無いに等しい。</p> <p>しかし、付属装置のコンピュータのプログラムには、デジタル符号化の手順、信号処理方法などのデジタル通信のプロトコル(仕様)がほぼすべて含まれている。</p> <p>よって、現在の無線局免許手続き規則では、このデジタル通信を行うプログ</p>	<p>してないことが分かりましたので、許可を要しない工事設計の軽微な事項に追加するものです。</p> <p>意見2)について  本案に対するご賛同の意見として承ります。  電波利用HPで公開されている周波数や無線局の免許情報等については、公共業務など一部の無線局に係る情報は公表しておりません。  当該周波数帯域を使用する既存業務の無線局の運用を保護する観点から、拡張する周波数帯を限定するとともに、必要に応じて二次業務として周波数を割り当てることとしております。</p> <p>全体をとおして、その他のいただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



	<p>ラムのプロトコルがアマチュア局にとって必要か否かの審査が必要であるのではないか。</p> <p>3) 付属装置の変更申請、審査のありかた  以上より、かねてより付属装置の変更に関係したアマチュア局の無線設備の変更申請の過程において総務省の審査官が懸念した「デジタル符号化の公開性」と「秘話機能を持たない事」の担保について、改正後はどのような手段によって行政として担保していくのか、またその根拠となる省令はどれにあたるのかははっきりと明示していただきたい。  根拠を明示していただく理由は、繰り返しになるがアマチュア局においては、前記した2点の技術的要素は非常に重要な意味を持つためである。  もしこの根拠は不明確であるのであれば、本省令改正の目的は「「付属装置のプログラム変更」に関わる軽微な変更申請が増大し、審査官の審査時間を要している人的問題の緩和」に関わる改正であり、改正の主旨が電波法の無線局免許手続き規則と合致しない可能性がある。</p> <p>4) 無線局免許手続きの本来の在り方  さらに、仮に「「付属装置のプログラム変更」に関わる軽微な変更申請が増大し、審査官の審査時間を要している人的問題の緩和」が本省令改正の目的であるのであれば、アマチュア局の定義は「無線技術への興味に基づく自己訓練、通信及び技術的研究」にあるのであるから、無線装置は常に技術的に変化しつつ、向上するべきであるかして、無線局の免許手続きにおける、無線局の工事設計書、無線機系統図などの手続はそもそも省略して、我が国以外のアマチュア局を管轄する主管庁が行っているように、アマチュア局の操作範囲、出力など最低限の制限でアマチュア局の免許を付与する方法に変更するべきである。</p> <p>3. 意見2  「電波法施行規則の規定によりアマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件」  「無線局運用規則の規定によりアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件」  「周波数割当計画」  今回の省令改正により、1.8MHz/3.5MHz/3.6MHz帯で運用できる周波数範囲が拡大したことについては、省令改正についておおい賛成する。  しかし、今回拡大した周波数範囲については、「2次業務」「アマチュア局以外の無線局に妨害になってはならない」との注釈が付加されている。具体的「アマチュア局以外の無線局の妨害」とは何かについて総務省の考えをいただきたい。</p> <p>1) 1.8MHz帯でアマチュア局以外の割当状況と使用許可海域  現在の「無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表（地域周波数利用計画策定基準一覧表）の検索」により、1825～1875kHzの周波数に割当てられている</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	<p>無線局は、「2次業務」の「漁業用ラジオブイ」（無線標定）である。さらにこの周波数の割当規則では、詳細は避けるが日本排他的経済水域（EEZ）の外側での使用に限るとの使用規則がある。また、このEEZ外で操業できる漁船のリストは農林水産省の水産庁から公開されているが、  <a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/sitei/">http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/sitei/</a>このリストによれば、この水域で操業できる漁船でかつ、  1825～1890kHzの「2次業務」「漁業用ラジオブイ」の無線標定の免許を保有する漁船はない。さらに「無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表（地域周波数利用計画策定基準一覧表）の検索」よれば、  <a href="tps://www.tele.soumu.go.jp/area/AreaallsearchServlet?FLOW=1800&amp;FHIGH=2000&amp;HZ=2&amp;YOUT=000&amp;LOCT=205&amp;S_CNT=1&amp;E_CNT=100&amp;P_CNT=100&amp;TTIP=&gt;">tps://www.tele.soumu.go.jp/area/AreaallsearchServlet?FLOW=1800&amp;FHIGH=2000&amp;HZ=2&amp;YOUT=000&amp;LOCT=205&amp;S_CNT=1&amp;E_CNT=100&amp;P_CNT=100&amp;TTIP=&gt;</a></p> <p>2) 「漁業用ラジオブイ」の使用海域を考慮した「アマチュア局以外の無線局への妨害」とはさらにこの周波数の「漁業用ラジオブイ」の使用範囲は「日本のEEZ外」であり、かつ実際に操業する漁船がない。  また、総務省が実行している周波数の1次業務、2次業務の相互の干渉の頻度、程度を具体的に調査してさらなる周波数の効率的利用を行う「周波数再編アクションプラン」との整合性を考慮すると、現在1.8MHz帯に分配できるアマチュアバンドは、「1800～1912.5kHz」まで割当が可能であるのではないかと。  さらに前記したように、「日本のEEZ外」ある「漁業用ラジオブイ」について注釈にある「アマチュア局以外の無線局の妨害」をどのように認定するのかを具体的に示していただきたい。具体的に「アマチュア局以外の無線局の妨害」を認定する手段がないのであれば、この注釈は削除していただきたい。</p> <p>3) 「アマチュア局以外の無線局の妨害」を削除できる理由  この注釈の「アマチュア局以外の無線局の妨害」を削除できる理由は以下の通りである。1875-1978.5kHzまで（アマチュアバンドを除く）の周波数はすべて「2次業務」「漁業用ラジオブイ」に割当てられている。  なお、「国際電気通信連合が定める、日本を含む第3地域の国際周波数分配表」によれば、1800～2000kHzで使用するラジオブイの無線標定移動局は「2次業務」である。  <a href="https://www.tele.soumu.go.jp/resource/search/share/pdf/wari1.pdf">https://www.tele.soumu.go.jp/resource/search/share/pdf/wari1.pdf</a>  「国際電気通信連合が定める、日本を含む第3地域の国際周波数分配表」では、アマチュア局は1次業務であると認識できるが、この相違点はどのような法令の根拠に基づいて分配されているのかを明確にしていきたい。アマチュア局が分配の第一優先であると認識する。  以上を考慮すると、現時点で1.8MHzのアマチュアが利用できる周波数は、少なくとも「1800～1912.5kHz」であるのではないかと。  国際法上、最終的な周波数分配を決定するのは主管庁である総務省であるが、基本的に「国際周波数分配表」の主旨にしたがって周波数分配するのが、「国際電気通信連合に加盟している我が国の役割」である。  以上より、注釈の「アマチュア局以外の無線局の妨害」を削除できると考</p>		
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	<p>えるが、総務省が引き続き注釈の「アマチュア局以外の無線局の妨害」この周波数では、「2次業務」「漁業用ラジオブイ」の無線標定局が受ける妨害とは何かについて、具体的事例を提示していただきたい。1.8MHz帯の周波数利用からアマチュアバンドの可能性を示した図を160m_Band.jpgに添付する。</p> <p>3) 3.5MHz 3.6MHz帯のアマチュア局以外の周波数利用について この周波数帯は、国際電気通信連合が定める「国際周波数分配表」によれば、「3500～3900kHz」までがアマチュアバンドとして分配できる。 しかし、日本は世界有数の漁業大国であり、この周波数帯は日本沿岸海域で操業する漁船を中心に利用されてきた経緯がある。これゆえ、現在でも気象庁(JMH)は気象情報を3622.5kHzで5kWで操業する漁船に対して放送している。</p> <p>4) Global Maritime Distress and Safety Systemへの移行 増大する通信情報を確実に確保するためには、短波のモールスによる通信では限外があるとして、1992年に国際海機関(IMO)は、航行する船舶と船舶を管理する海岸局、日本であれば海上保安庁の捜索救助機関を統合的連携することにより海上の安全を確保するための通信手段としてGMDSS(Global Maritime Distress and Safety System)という制度を発行しました。 日本では、1999年2月1日にGMDSSに完全移行しました。この移行により、「無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表(地域周波数利用計画策定基準一覧表)の検索」によれば、以下の周波数分配となっています。 &lt;<a 581="" 68="" 849="" 898"="" href="https://www.tele.soumu.go.jp/area/AreaallsearchServlet?FLOW=3500&amp;FHIGH=3900&amp;HZ=2&amp;YOUT=000&amp;LOCT=000&amp;S_CNT=1&amp;E_CNT=100&amp;P_CNT=100&amp;TTIP=&gt;3687.5 kHz 3726 kHz 3757.5 kHz 3770 kHzは実際には利用している無線局がありません。&lt;/p&gt; &lt;p&gt;5) 3.5MHz帯でのアマチュア局のデジタル通信の実態と新規周波数割当案との相違点&lt;br/&gt;今回の省令改正案では、この周波数帯のデジタル通信の国際周波数との整合性を考慮していただき、3575～3580kHz 3662～3680kHzまでの拡大を検討していただきました。しかし、この周波数帯のデジタル通信の国際共通周波数は、BPSkのデジタル文字通信では3580kHz(F1B)、ラジオテレタイプ(RTTY F1B)は3590kHzとなっています。したがって、このモードでは国際周波数と異なるため周波数を送受信で海外局と分けて交信する不都合が継続して行われています。&lt;/p&gt; &lt;p&gt;5) 3.5MHz/3.6MHz/3.7MHz/3.8MHz帯のアマチュア業務以外の周波数利用の実態把握&lt;br/&gt;過去3575～3599kHzまでは、航空自衛隊がA1A(モールス)での基地間通信として利用していた経緯があります。しかし、1990年当時の防衛白書より「通信の高度化」の方針により3575～3599kHzまでの通信は、定時交信はなくなり、1年に1回ないし2回、頻度がたかくとも月に1回程度の交信により、回線が利用&lt;/p&gt; &lt;/td&gt; &lt;td data-bbox="></a></p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>できるかの「運用確認」を行っていました。この実態は、航空自衛隊の「業務日誌」を確認することにより実態把握ができます。加えて、平成29年度の電波利用調査においては、この周波数の利用頻度は「0%」であったことも事実です。さらに、2019年5月20日をもって自衛隊の前記した「回線の運用確認」も終了しました。</p> <p>また、前記したGMDSS移行前に海岸局が船舶局を一斉呼出する3612.5kHzを使用する海岸局はすでに存在しません。一方、船舶局の一部GMDSSに無線設備が移行後も船舶局の免許上3612.5kHzの指定が残っています。</p> <p>しかし、船舶局が交信する相手方は「海岸局」であり、その海岸局の3612.5kHzの免許が存在しない限り、船舶局は3612.5kHzの周波数を利用することができません。</p> <p>6) 3.5MHz/3.6MHz/3.7MHz/3.8MHzの周波数利用と総務省の「周波数再編アクションプラン」 整合性</p> <p>過去の無線局と現在残存している無線局免許の実態を総合的に勘案すると、総務省が実行している周波数の1次業務、2次業務の相互の干渉の頻度、程度を具体的に調査してさらなる周波数の効率的利用を行う「周波数再編アクションプラン」と現在パブリックコメントを募集している「公共業務用無線局等の免許状記載事項等の公表に係る制度整備のため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案」その間に不整合が生じます。</p> <p>7) 周波数を管轄する主管庁の総務省の行動の在り方</p> <p>今一度、行政府の役割を国民の立場から考えると、「憲法における行政府、地方自治のあり方」より引用すると、</p> <p>1. 主権者たる国民は、全て地方公共団体の住民である。 国民主権の原則に基づく、地域に関心を持つ住民の参画による地方自治の発展こそが、我が国の民主主義を発展させ、 国民福祉の増進を最大化するものであり、地方自治は、国政の三権（立法、行政、司法）との関係において 一定、尊重されるべき。</p> <p>2. 地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、国民主権の原則のもと、住民から直接授権されている観点から、 自主的・自立的に処理する固有の権能が保障されるべき。</p> <p>憲法における行政府（地方自治）の在り方をすみやかに実行すべき方針が、総務省の「周波数再編アクションプラン」であり、この方針を機動的運用することが、行政府である総務省の粹割ではないでしょうか。</p> <p>8) 3.5MHz/3.6MHz/3.7MHz/3.8MHz帯のアマチュアバンド</p> <p>以上を踏まえて、現在1.8MHzおよび3.5MHz/3.6MHz/3.7MHz/3.8MHz帯のアマチュアバンドが分割され、国際電気通信連合の定める「国際周波数分配」とは異なる運用を続けている一方で、実際に使用していない周波数がこの周波数帯に存在する事実より、今回の省令改正で新たに周波数分配された 3575～3580kHz 3662～3680kHz以外の周波数をいつアマチュア局に分配するのかを具体的時期を示していただきたいと思います。</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		3.5MHz/3.6MHz/3.7MHz/3.8MHz帯の周波数利用からアマチュアバンドの可能性を示した図を80_Band.jpgに示す。これが、行政府である総務省の国民に対する責務であると主張します。		
175	個人	<p>提出意見：今回の内容について次の点を確認したい。</p> <p>(1) 免許手続きの簡素化について</p> <p>1) 現に免許を受けている無線局に新たに付属装置を接続する場合 (電波型式等の指定事項の変更がない)</p> <p>ア. 現に許可を受けている送信機に新たにデジタルモード等のための付属装置を接続する場合。</p> <p>(ア) 次のとおりと認識したが合っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保証認定不要。</li> <li>○ 総合通信局へ直接届け出る。</li> <li>○ 無線局事項書の「15備考欄」に「デジタルモードのため付属装置(PC)を接続」と記入する。</li> <li>○ これにより工事設計書記入不要。無線設備系統図不要。付属装置諸元表不要。</li> </ul> <p>イ. 増設・交換の送信機(技適機種)に付属装置を接続する場合。 (電波型式等の指定事項の変更がない)</p> <p>(ア) 新設ではなく変更のため、次のとおりと認識したが合っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保証認定不要。</li> <li>○ 総合通信局へ直接届け出る。</li> <li>○ 無線局事項書の「15備考」に「デジタルモードのため付属装置(PC)を接続」と記入</li> <li>○ これにより工事設計書記入不要。無線設備系統図不要。付属装置諸元表不要。</li> </ul> <p>2) 無線局を開設と同時に送信機(技適機種)に付属装置を接続する場合</p> <p>(ア) 次のとおりと認識したが合っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでどおり、保証認定が必要。</li> </ul> <p>(イ) しかし、現状の手続きでは2度手間ではあるが、保証認定せずに済む次の方法がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 付属装置を接続しないで総合通信局へ開設申請して開設。</li> <li>○ 開設後、改めて付属装置接続の届出をする。</li> </ul> <p>(ウ) 総務省は、この手続きは不合理であることを認識いただいた上で、保証認定不要で総合通信局へ1回の申請手続きで許可されるようにしてほしい。</p> <p>現状、上記のように2度手間にはなるが、保証認定なしに総合通信局だけ手続きができていないではないか。</p> <p>なぜ、これを1回の手続きで不可能か、理解できない。</p> <p>3) 今回は、付属装置を接続する場合の無線局手続きの簡素化であるが、さらにわかりやすい手続きとなるよう検討してほしい。</p> <p>ア. 理解しやすい免許手続説明書が欲しいという意味ではない。</p> <p>イ. 根幹の部分を見直せば、手続きは、とても、わかりやすくなるとい</p>	<p>(1) 免許手続きの簡素化について 手続きの確認については貴見のとおりです。 今般の改正案は電波法第9条及び電波法施行規則第10条に基づき、許可を要しない工事設計の軽微な事項に無線局免許状の指定に変更がない場合、送信装置の外部入力端子に付属装置を接続することを追加するものです。 なお、ご意見の更なる免許手続きの簡素化に係るご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>(2) 周波数の追加割当について</p> <p>1) について</p> <p>ア 「無線設備規則別表第二号第54の規定に基づくアマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値」とおり</p> <p>イ 全ての電波型式である</p> <p>ウ 今般追加する周波数帯域においては、全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。</p> <p>エ、オ 可能である。</p> <p>カ 「無線設備規則別表第二号第54の規定に基づくアマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値」の注1のとおり</p> <p>2) について</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>うということである。</p> <p>ウ. たとえば、周波数・電波型式・空中線電力指定は、無線従事者資格別に包括指定することにより、非常に簡素化するがどうか。 これができない障害を教えてください。</p> <p>エ. その障害を取り除くために行政・立法・我々アマチュア無線家と一緒に考えようではないか。</p> <p>(2) 周波数の追加割当について</p> <p>1) 1.9MHz帯における追加割当周波数の使用区分が全電波型式となる件</p> <p>ア. この「全電波型式」の使用区分の具体的な最大占有周波数帯幅を知りたい。</p> <p>イ. この「全電波型式」の使用区分で具体的な運用可能電波型式を知りたい。</p> <p>ウ. 現在、1.9MHz帯で指定可能な電波型式は、A1A、3MA、4MAだが、全電波型式の使用区分ができるに伴い、指定可能な電波型式は変更になるか。</p> <p>エ. この使用区分で音声変調の電波型式(J3E, A3E等)で運用したいが可能か？</p> <p>オ. もし、音声変調の電波型式(J3E, A3E等)で運用できないとすれば、明確な理由を知りたい。</p> <p>カ. デジタルモードの手続きの際、付属装置諸元表に「1.9 MHz 帯以下の占有周波数帯幅は 200 Hz 以下とする。」と記入する必要があったが、今後この記述は不要と認識したが合っているか。</p> <p>2) 今回のバンド拡張に伴い、次の点を強くお願いしたい。</p> <p>ア. 総務省は無線機メーカー等に対し、バンド拡張改造方法の早急な公開を強く要請すること。</p> <p>イ. 総務省は無線機メーカー等に対し、バンド拡張改造にかかる費用をアマチュア無線家の負担としないよう強く要請すること。</p> <p>ウ. 総務省はバンド拡張改造した送信機について、何ら手続き(保証認定、総合通信局への届け出等)なしで使用できるようにすること。</p>		
176	個人	<p>全体的に（アマチュア無線の意義について意見となるもの）</p> <p>アマチュア無線などの様な危険なものは全廃してしまう方が良い、と考えるのであるが、行政機関は、無線によるやり取りに興奮する様なジュブナイル的な精神の庇護を行う事を捨て、電磁波による市民の殺傷といった現実について意識を行って、趣味的な存在となるアマチュア無線局の基本的な全廃を視野に入れて、規制を強めるべきであると考えている。</p> <p>アマチュア無線について、未だに童子の様に「楽しみ」などと言っている事が信じられないのであるが、電磁波による市民の殺傷について、赤外線によるものも含めてあまり考察を行わず（市民が赤外線やマイクロ波などによって攻撃を行われている、だとか、人体にダメージを受けている者が多数いる、などという様な扱いをしていないであろう？その行政機関としての認識・振る舞いが、平和ボケという押し付けの固定概念による悪行なのである。本当に日本の法学部出身者等は性質が悪い…。）、規制について適切に強めずに放置しているのは、適切な行政とは言い難いと考えている。そろそろ、業務のためのものとして</p>	アマチュア局は電波法令に基づく無線局です。	無

		<p>免許を取得して行う様な民間の無線以外の無線は、強く規制を行っていくこととされたい。(他国がどうか、そういう事はかなりどうでもよい。日本において、業務的に必要となる以外の無線についてどうするのか考慮し、そして、アマチュア無線局については全面的に廃止する事とされたい。)</p> <p>日々、多い時は1日に100回を越える脳他へのダメージによる意識喪失を伴っている状況下であるのであるが(電磁波以外によるその様な事態の発生は考えられない様な状況下で、である。他にどんな物理的な力(もちろん、サイコ的・魔法的な力ではないであろう。))が、この様な、溶血反応や熱や筋肉の崩壊や内臓のダメージや骨・軟骨の変形を伴うような問題事態を、部屋内にいる当方に対して起こすのであろうか(なるほど、重力波だ、などというのであれば、説明を行ってもらいたいものである。)、少々、総務省・政府に、その電波・電磁波の管理について、意識を問わせていただきたい。</p> <p>アマチュア無線と国の公安と、どっちが大切なのか。</p> <p>行政機関的には機械的に後者になるものと考えているが、そうなのであれば、アマチュア無線については規制を行うべき時であるので(20世紀中頃からそうであったという認識であるが。なお、パソコン通信・インターネットが普及してからは、「遠隔の相手と通信でコミュニケーションが取れる」という事については、なんら目立った特色ではなくなっているものであり、その点についての特段の意義は消滅したと考えられるものである。)、これまでのアマチュア無線についての許可・許容については、全廃の形に近い様な規制を行っていくようにされたい。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>なお、最後に、国民として、21世紀以降、アマチュア無線については急速に終息させていくべきであると考えている事を述べておく。</p>		
177	個人	<p>意見箇所：  &lt;訓令案&gt;  (8)電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を変更する訓令案  該当箇所電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部  別紙1 無線局の局種別審査基準(第4条関係)  第15 アマチュア局  の条件の部分において、ドローンのFPV操縦で用いられる映像伝送用送信機(VTX)を含んでいただくようお願い致します。  FPV操縦に必要な不可欠な、無遅延で映像を送る装置は現在アマチュア無線局の開局が必要であるハードルがあり、ドローン利用における大きなハードルとなっています。  FPVドローンで得られる体験は人間の感覚を拡張する何物にも代え難い素晴らしいものです。この技術が現在電波法の規制のため、全国でも限られた有資格者にしか使えない現状がとても悲しく思います。  本条文の条件に映像伝送用送信機(VTX)を含んでいただけた場合、この素晴らしい体験をより広範に体験いただき、技術への興味が促進されること  また、条件「ウ 無線従事者が立ち会うものであること。」があるため、運用</p>	<p>いただいたご意見については今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。  なお、FPVドローンの体験利用については、今後検討して参ります。</p>	無

		<p>においても有資格者の監督のもと行うことにより安全も担保された状態で実施が可能と思います</p> <p>本技術に関心を持った人間のひとりとして自身の現状を申しますと、このドローンへの取り組みを通じ電子工作の知識、英語の技術文献の読解力、安全な運用を行うための研鑽。なにより、人生の豊かさにつながっていると確信しております。</p> <p>「アマチュア無線局の無線設備は映像伝送用送信機を含むものとする。」を条件として明記をお願いいたします</p>		
178	個人	<p>別添8、別添9の2項に関連して。 本改正案には、条件付で賛意を表します。その条件は下記事項を追加していただきたい。</p> <p><b>【趣旨】</b> 本改正案は、その目的が広く人材養成に使役するに電波の有効利用を名指したecoな施策にあり国際的規範であるARISSプログラムの準用・拡張解釈での拡大案が想起されているものと思料いたします。この拡大案は全アマチュア局との通信を目指したものであり、運用にあたり国際宇宙基地通信のARISS規定との壁合性が保たれていない。</p> <p>現行アマチュア無線は、制度による国家試験資格制度及び無線局開設の申請制度等による制度維持が担保されています。またアマチュア無線局各自が「電波利用料」の国庫に納入制度を遵守しており、本無資格者参加者は納税義務精神の希薄化につながりかねない懸念もある、告示改正のままでは、これらにより制度の劣化を招きかねない。</p> <p>また、当拡大案で有資格者がHF帯運用を視すれば、海外複数局との通信が容易となり得るので、国際的調整を必要とするITU-RとIARUとの平仄を保つべきでないか。</p> <p><b>【追加事項】</b></p> <p>① 臨時局は、社団の非営利事業扱いとし参加費等は無償とすること。 ② 有資格者は1級または2級アマチュア無線技士、限りとする。 ③ 利用行事を、学校の理科学教育カリキュラムの体験コースとする。 ④ 無資格者の参加は、生徒・学生とし学生証を携帯すること。 ⑤ 利用周波数は、144MHz以上とする。 ⑥ 教育専用の独立した「特別呼出符号」を付与する。例；JAED# n ⑦ 有資格者は、常に運用を指導・監視し、装置間の遠隔操作やPC自動運転ソフトは使用しない事とする。 ⑧ 臨時局で電波法違反を犯した場合、有資格者が罰則責務を負う。 ⑨ 社団は、当該臨時局からの「デジタル簡易無線や特定小電力無線では得られない視点」、「その目標と効果」、実施後の「全員の感想文と参加責任者の講評」の届出（日英両文）をもって完了するものとする。 ⑩ 本改正案はIARUでの承認を得てから施行する。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。今般の新制度は、青少年のみならず大人を含めた無線通信に興味がある方々の実体験を行える機会を増やすことにより、無線通信に対する社会全体のリテラシーの向上を図り、ひいてはIoT人材の裾野の拡大を進めるために制定するものです。</p> <p>なお、識別信号については、固有のコールサインを指定することで検討中です。</p> <p>また、当該局で電波法違反を犯した場合、有資格者が罰則責務を負う場合があります。</p>	無
179	個人	<p>1. 本手続簡素化の適用範囲について (1) 該当箇所 無線局免許手続規則改正案（総務省案別添1）</p>	<p>1、2について 免許手続きの簡素化に係るご意見については、今後の政策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	有



	<p>電波法関係審査基準改正案（総務省案別添8）</p> <p>(2) 意見 アマチュア局の開設免許申請時においても、変更手続の際に不要とされる送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出を不要とするよう修正願いたい。具体的には、総務省案別添1の規則改正案の「現に免許を受けている無線局において」及び総務省案別添8の審査基準改正案の「現に免許を受けている無線局の」をいずれも削除し、同規則改正案の「当該無線局の指定事項に変更がない場合は」の直前に「当該附属装置の有無によって、指定される電波の型式（アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号をいう。）に変更を生じない場合又は」を追加する旨修文願いたい（後掲対照表参照）。</p> <p>(3)理由 総務省案では、新規に開設免許申請を行う際は、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出を要することとなるが、変更手続の際に必要なものを開設免許申請時に要求するのは不合理である。 総務省案の意図するところは、新規開設申請時に諸元等を求めないこととすれば、指定事項を判断する根拠資料がなくなることにあるものと推測される。そうであれば、当該附属装置の有無によって、指定される電波の型式に影響を与えない場合は（指定事項に変更を与えない変更工事の場合と同様に）、その点に関する送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は要しないはずである。したがって、上記修文案とすることでその目的を達し、それを超える過度な規制の必要はない。</p> <p>2. 許可を要しない工事設計の軽微な事項の範囲について</p> <p>(1)該当箇所 許可を要しない工事設計の軽微な事項（昭和51年郵政省告示第87号）改正案（以下「告示改正案」という）（総務省案別添2）</p> <p>(2)意見 既に工事設計に記載されている送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合のみならず、その外部入力端子に附属装置を接続した状態の技適送信機の取替・増設についても、許可を要しない工事設計の軽微な事項に該当する旨修正願いたい。具体的には、同告示「1空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計」に係る適用の条件中「適合表示無線設備に係る工事設計」を「適合表示無線設備（当該送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合を含む。）に係る工事設計」と修文願いたい（後掲対照表参照）。</p> <p>(3)理由 総務省案の告示改正案により、FSk方式のRTTY電波を発射するための送信機のFSk端子にパソコンを接続する変更工事（現行制度ではJARD等の保証を要するもの）が、軽微な事項と位置づけられ、JARD等の保証を要しないこととなる。ところで、上記告示「1空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計」の規定により、技適送信機の外部入力端子に附属装置を接続した状態で、当該送信機を取替・増設しようとする場合、軽微な事項に該当せず、JARD等の保証を要することとなる。これに対し、総務省案の告示改正案が実施され</p>	<p>なお、今般の改正案は工事設計等の変更について定めている電波法第9条第1項の及び電波法施行規則第10条に基づき、無線局免許状の指定事項に変更がない場合、送信装置の外部入力端子に附属装置を接続することを許可を要しない工事設計の軽微な事項に追加するものです。</p> <p>3 について ご指摘を踏まえ「空中線の型式」に修正します。</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>ると、まず、(1)技適送信機を取替・増設し、その後(例えば、翌日付で)、(2)当該技適送信機の外部入力端子に附属装置を接続するという形で、工事設計の変更を2段階で行えば、上記(1)及び(2)のいずれも軽微な事項に該当し、JARD等の保証を要しない。</p> <p>現行制度では、FSK端子にパソコンを接続する変更が軽微な事項に当たらないことから、この二つの取扱を異にする合理性があると考えられるが、今般の総務省案で、FSK端子にパソコンを接続する変更を軽微な事項と位置づける結果、その取扱を異にする合理的な理由が失われる。しかも、上記(1)及び(2)の2段階の変更届を行わせるというのは、免許手続を煩雑にするもので、手続の簡素化に逆行する。したがって、技適送信機の外部入力端子に附属装置を接続した状態で、当該送信機を取替・増設しようとする場合についても軽微な事項に当たると整理する必要がある。</p> <p>なお、上記告示1は、総務省案に直接には含まれていないが、総務省案の告示改正案に伴い必要となり、ここで改正しなければその機会を逸することとなるものであるので、意見を提出したものである。</p> <p>3 その他参考意見</p> <p>総務省案別添2中、空中線の工事設計に関する改正案の「電波の型式」については、この文脈での型式は、送信空中線の型式(工事設計書参照)を意味し、「電波の」は誤記ではないか。</p> <p>対照表(下線部は相違部分を示す。)</p> <p>1 無線局免許手続規則改正案(総務省案別添1)(提出意見1関係) (総務省案)</p> <p>また、現に免許を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合であって、当該無線局の指定事項に変更がない場合は、送信機系統図(附属装置の諸元を含む)の提出を要しない。</p> <p>(修文案)</p> <p>また、送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合であって、当該附属装置の有無によって、指定される電波の型式(アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号をいう。)に変更を生じない場合又は当該無線局の指定事項に変更がない場合は、送信機系統図(附属装置の諸元を含む)の提出を要しない。</p> <p>2 電波法関係審査基準改正案(総務省案別添8)(提出意見1関係) (総務省案)</p> <p>現に免許を受けている無線局の送信装置の外部入力端子に附属装置を新たに接続する場合は、無線局事項書の15の欄にその旨の記載があること。</p> <p>(修文案)</p> <p>送信装置の外部入力端子に附属装置を新たに接続する場合は、無線局事項書の15の欄にその旨の記載があること。</p> <p>3 許可を要しない工事設計の軽微な事項(昭和51年郵政省告示第87号)(提出意見2関係) (現行告示)</p> <p>当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		しくはこれを追加する場合・・・・(新たな工事設計として追加する場合を含む。) (修文案) 当該部分の全部について、適合表示無線設備(当該送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合を含む。)に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合・・・・(新たな工事設計として追加する場合を含む。)		
180	個人	1. 免許手続きの簡素化改正案に賛成致します。 2. 無資格者の利用機会拡大に関する改正案に賛成致します。 3. 周波数の追加割当て改正案に賛成致します。 1. 8MHz帯および3.5MHz帯の周波数追加割当ては長年アマチュア無線界が待ち望んでいたことであり、速やかな施行を要望致します。 ただし、下記2点について検討を要望致します。 ・周波数毎の電波形式については以下のように変更することを要望致します。 1800~1810 A1Aを要望 1810~1825 A1A(現行) 1825~1835 A1Aを要望 1835~1875 全電波型式 1907.5~1912.5 A1A, F1B, F1D, G1B, G1D(現行) ・3.5MHz帯の周波数割当てがまだ細切れになっている状態で使い勝手が悪い状態であり、電波周波数帯の有効活用のためにも他業務の使用率が低下している3500~4000kHz全体のアマチュア無線業務への早期割当てを要望致します。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。 また、周波数割当て(拡張)については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思っております。	無
181	個人	電波には国境がないので、出来る限り国際的な運用と支障が生じないようにバンドプランを定め、今後は使いやすいように広報していくのが良いと考えています。 少なくともIARUのバンドプランに合致している必要が有ると思います。 (現行IARU Region 3) <a href="https://hamwaves.com/bandplans/doc/iaru.region3.pdf">https://hamwaves.com/bandplans/doc/iaru.region3.pdf</a> 1800-1830 CW 1830-1840 CW, Narrowband modes(500Hz) 1840-2000 ALL MODES 1836- QRP, 1836.6-WSPR となっている。 よって、(案) 1800-1830kHz CW 1830-1845kHz CW, 狭帯域データ 1845-1875 CW, 狭帯域の電話 1907.5-1912.5kHz 現行通り が最適と思われます。3.5/7MHzの現行バンドプランでは、CWバンド上端に狭帯域データが15kHz設定されているので、それと同様の割当てが違和感ないと思われれます。	今般追加する周波数帯域においては、アマチュア局の本旨である無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究を行うことの可能性を制限しないため全ての電波型式とするものです。 なお、他の周波数帯域については、これまでどおりの規律としています。	無